

参議院商工委員会議録第八号

(一一一)

昭和五十六年五月七日(木曜日)

午前十時七分開会

委員の異動

五月六日

辞任

吉田 正雄君
市川 正一君
森田 重郎君

補欠選任

対馬 孝且君
小笠原貞子君
前島英三郎君

官通産業政務次

山本 富雄君

杉山 和男君

柴田 益男君

松村 克之君

森山 信吾君

木下 博生君

村野啓一郎君

町田 正利君

金子 史生君

岡部 晃三君

伊藤 欣士君

寺田 一寿男君

滝井 義高君

亀田 博君

参考人

北海道副知事

自治省財政局調

整室長

委員会総合部会小委

議会総合部会小委

産業振興審

会通合会副会長

全国鉱業市町村

会通合会副会長

馬場 富君

田代富士男君

小笠原貞子君

井上 計君

前島英三郎君

委員会総合部会小委

議会総合部会小委

本日の会議に付した案件

○産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○商工組合の組織等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(金丸三郎君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

昨六日、市川正一君、森田重郎君及び吉田正雄

君が委員を辞任され、その補欠として小笠原貞子

君、前島英三郎君及び対馬孝且君が選任されました。

○参考人(寺田一寿男君) 北海道副知事の寺田でございます。

参議院商工委員会の委員長初め委員の諸先生方

には、平素産炭地域の振興並びに石炭鉱業の安定

のために何かと御心配をいただいておるのでございまして、この機会にまずもって深く感謝申し上げる次第であります。

本日は、北海道にとりまして重大な感心事となつておられます。産炭地域振興臨時措置法の延長問題

について御審議をいたぐることで、特に私

にも参考人としての発言の機会を与えていただきまし

まして、厚く御礼を申し上げる次第でございま

す。

まず最初に、北海道の産炭地域のこれまでの推

移、現状と問題点等について一括申し述べさせて

いただきます。

北海道の産炭地域のはとんどは、先生方御案内

のとおり、古くから石炭鉱業のみに依存し、他の

産業にはほとんど見るべきものがなかったのでございまして、昭和三十年以降のエネルギー革命に

よりまして相次いで発生いたしました炭鉱の閉山

は、このような産炭地域に社会経済的に壊滅的な打撃を与え、自來産炭地域は衰退のやむなきに至つたのであります。特に北海道では、昭和四十年代後半に大型閉山が集中し、これによるきわめて大きな影響を受けましてからわずか十年もたたな

いところが多いのであります。これまではそ

の後処理に追われ、産炭地域振興のための基盤整

理が十分程度で順次御意見をお述べいただきま

す。

なお、議事の進行上、まず参考の方々には、

それぞれ十分程度で順次御意見をお述べいただきま

す。

国務大臣 通商産業大臣 田中 六助君

昭和五十六年五月七日 【参議院】

備が十分でなく、経済社会の疲弊から立ち直るにはまだほど遠い、こういう状況にあるのであります。ちなみに、産炭地域全体の人口について見てまいりますと、昭和三十五年には百二十二万人でありましたが、十年後の四十五年には百三万人、二十年後の五十五年には、減少のテンポは若干緩やかになりましたけれども、九十五万人と、いずれも大幅に減少をし、その減少率は二三%になつておるのであります。なお、この間ににおける北海道全体の人口を見てまいりますと、五百四万人から五百五十八万人へと一%の増加となつております。

また、炭鉱閉山は市町村の財政にも大きな影響を及ぼすことは既に述べた通りですが、昭和三十五年度〇・六一、四十五年度〇・三三、五十年度〇・二三、五十五年度〇・二八となつておるのでございまして、ちなんに産炭地域の六条地域について財政力指数の推移を見てまいりますと、これは平均でございますが、昭和三十五年度〇・六一、四十五年度〇・三三、五十年度〇・二三、五十五年度〇・二八となつておるのでございまして、五十一年度以降は若干よくなっていますが、現在我が三十五年当時の二分の一以下に落ち込んでおります。さらに、炭鉱閉山跡地にはいまだに各種施設や炭鉱住宅等が放置されただまになつており、これが生活環境の悪化をもたらし、産炭地域のイメージを暗くする要因ともなつておるのであります。

北海道の産炭地域は、ごくかいつまんで申し上げましても、以上のような概況にござりますので、今後相当の期間なお産炭法によつて対策を進めることができることが、ぜひとも必要であります。同法の十年延長について特段の御配慮を賜りたいと存しておられます。もとより地元側といたましても、地域振興のためには地域としての自助努力がきわめて肝要である点について十分認識を深め、創意工夫をさらにこらして努力を重ねてまいる所存であります。

次に、今後の産炭地域振興のための対策の考え方について申し上げさせていただきたいと存じます。

これらは国政上の重要課題でもあり、また関係市町村としては財政力が弱く、単独の力では容易にこれを行い得ない実情にございますので、これらが進むように現行制度を含めて市町村に対する財政措置について、十分御検討いただきたいと存じております。

なお、関係の皆さん方の御努力によりまして、五十六年度に新たに特定事業促進調整額制度が設けられることになり、道内の関係者は深く感謝申しあげておりますが、今後関係の市町村においてはこの制度を有効に活用してまいりたいと考えております。

なお、産炭地域における国鉄地方交通線について若干触れさせていただきたいと存します。北海道には国鉄路線が総数で三十六線ござります。そのうち産炭地域に関連する路線は十二路線となつております。先般成立いたしましたいわゆる国鉄再建法及び同法施行令によりますと、この十二路線のうち三路線が昭和五十七年度までに、また五路線が昭和六十年度までに廃止の対象となると見られてゐるのであります。法令が制定されました以上、今後これに基づいて廃止路線が具体的に選定されることになると思いますが、このことは北

その第一は、産業の振興についてであります。北海道の産炭地域は広く全道に散在をし、それが環境条件が大きくなりなつておりますので、それぞれの地域の特殊性を十分考慮に入れて対策を進めていく必要があると存じます。たとえば、立地条件の劣る地域においては製造業の新規導入が困難なところもありますから、今後の産業振興の方針としては、地域の実態に応じて、製造業だけではなく農林漁業等を含めて、多角的に地域振興に必要な産業の導入振興を検討していく必要があるのと考えます。

その第二は、石炭鉱業の振興についてであります。北海道には現在なお石炭鉱業を基幹産業としている産炭地域があるのでございまして、これららの地域の対策といたしましても、また国産エネルギーの供給という観点からいたしましても、石炭鉱業の振興のためにあとう限りの努力を重ねるべきであると考えます。そのためには、現在石炭炉業審議会で審議中の第七次石炭政策との関連も十分考慮しながら、周辺鉱区の開発などを含めて現有炭鉱の長期的な安定化・振興開発の促進などについて有効適切な政策誘導を行なうべきであります。その三は、市町村に対する財政援助であります。産炭地域の産業の振興を図るために、産業基盤や生活環境の整備が必要でございますが、こ

その第四は、炭鉱跡地の整備再開発についてであります。炭鉱閉山跡地には旧炭鉱の各施設や炭鉱住宅等が放置されたままになっているところもござります。これらが青少年の非行の場となつたる、あるいはそこから火災が発生したりするなど、地域の生活環境上の重大な問題となつてゐります。この問題については、産炭地域振興審議会から、炭鉱跡地に対し、「早急に必要な調査を行い、所要の措置について検討を行るべきである。」との趣旨の答申がございましたが、「この趣旨に即して早急に跡地の整備再開発が行われるように、特段の御高配を賜りたいものと願つております。

その第五は、産炭地域振興審議会からの答申のありました発展計画についてであります。この発展計画については、道としては北海道を六つのブロックに区分をし、関係市町村と協議の上、それぞれのブロックごとに地域の特殊性に合った産業の振興が図られるよう、また地元における創意工夫や自助努力が最大限に盛り込まれるように十分留意して計画を策定いたしたいと考えており、だいま諸般の準備を進めているところであります。国としても産炭地域の振興に資するよう、所要の措置について十分分配慮していただきたいと存

北海道の産炭地域はとても重要な問題であります。地域の振興にも大きな影響を及ぼすものと予想されるのであります。産炭地域の振興が強調されております。今日、この観点から特に配慮されてしかるべきではなかったかと考えております。関係の産炭地域においては、法令が制定されたことを十分に承知しながらも、いまなお路線の存続について強い願望を抱いております。これが現状であります。この事情を十分よく御勘案をいたしました上で、少なくとも問答無用ということで処することなく、地元の意見を十分聞いて御検討をいただきたいものと存じております。

以上、北海道の産炭地域の実情と今後の対策等について申し上げましたが、道を初め関係の地方自治体といたしましては、産炭地域の振興のため今後さらに一層努力を重ねなければならない、こう考えております。

国会におかれましては、産炭法の延長はもとより、相次いで期限切れを迎える他の石炭関係の諸法の強化、延長につきましても御理解と御協力を賜るよう、ここに伏してお願い申し上げる次第でござります。

御清聴ありがとうございました。

○委員長(金丸三郎君) ありがとうございます。

○参考人(滝井義高君) 全鉱連副会長の田川市長た。

次に、滝井参考人にお願いいたします。

の滝井義高でございます。

商工委員会の先生方には、委員長先生を初め皆様方日夜産炭地域の振興並びに石炭鉱業の長期安定について非常に御指導、御支援をいただいておりますことについて、心からお礼を申し上げたいと思います。

なお、本日は産炭地域振興臨時措置法の審議に当たりまして参考人としてお呼びいただき、その意見を述べる機会を得ましたことを非常に光栄に存じます。私の二、三の見解を述べさせていただきたいと思います。

まず、今回の産振法の改正は、法案としてはきわめて特徴的な二つの点を持つております。一つは、昨年出した答申による注目すべき今後の法の運営についてございます。

まず第一は、法は十年の単純延長であるということがきわめて特徴的な姿でございます。第二番目は、法の附則におきまして通産省設置法の一部を改正をして、産炭地域振興審議会の存続期間を六十六年十一月の十二日まで延長したということです。三番目は、運用の問題について、いままで過去二十年間にわたって産振法を運営するに当たりましては、御存じのように地域の発展をそれぞれの自治体、市町村、それぞれの自治体を中心にして、いわば個別的な静態的な運営の方法を図つておりました。しかし、今回は非常に大きな大胆な方針の転換を行いまして、広域的なブロック的な動態的な発展計画を立てようとしたとしております。しかもその発展計画を立てるに当たりましては、それぞれの持ち分、すなわち国、県、市町村の役割り分担を明確にしたということでございました。こういう三つのきわめて注目すべき改正が今回の一産振法の改正の柱であらうかと思つております。

これらを踏まえまして、私たちの住んでおる産炭地、特に私、田川市でございますから、筑豊を中心二、三の私の見解を申し述べてみたいと思います。まず、私たちがこれから計画を立てる場合にお

いては、現状をどう認識するかということがきわめて重要なことでございます。まず、産炭地の現状といふものを人的な側面すなわちソフトな面と、物的側面、ハードの側面、両面から見てみると必要があると思います。

まず、人的側面をとらんいただきますと、きわめて注目すべき姿を持っております。そのまず一つは、異常に失業者が多いということです。たとえば筑豊だけでも制度四事業——一般失対、緊就開就、特開というようなこういう仕事に従事をする者が一万三千三百人もおるということです。

なお、生活保護者が非常に二番目に多いということです。生活保護者は全国で見ますと千人にについて十人が十二人でございますが、福岡県は四十五、六人、筑豊は九十一、三人、私の方の田川では百十から百二十、全国の十倍から十一倍の生活保護者がおるわけでございます。こういう二番目には人的側面として、異常な生活保護者を抱えておるということです。

三番目の特徴は、教育がきわめて実施をするのに困難な状態がある。教育の素顔は三つあります。一つは低学力、一つは非行化、一つは健康状態が阻害をされておる、こういう姿でございま

す。のとおり日本全体で見ますと八・九%、六十五歳以上の老人人口。福岡県では九%、私の市では一四%でございます。これから二十年先、昭和七十五年の姿が出ております。すなわち日本の二千年先の高齢化社会がすでに私の筑豊ではやつてきているわけです。したがつて、この老人問題をどう解決するかということは、まだ日本の課題として未解決の問題です。これをどう今後この筑豊の天地において解決していくか、人間的側面の第四です。

第五の人の側面の特徴は、若者の流出ということです。特に若者の流出の中でも注目すべきことは、もう幼稚園の段階から頭脳の流出が始まるということです。それは教育が地域において低学力でうまくいかないから、よそで子弟の教育をやるという教育熱心な父兄があつてきただということです。たとえばことし昭和五十六年に私の田川市郡におきましては、商業高校三つ、普通高校三つ、六つの高等学校がございます。この卒業生が千三百三十六人でございます。その千六百三十六人のうち進学が七百九十六人で四九%，それから就職が七百十六人で四四%，その他が百二十四人で七%でございます。進学はほとんど私たちの地域、市郡から出でていくわけです。就職の七百十六人が一体どういう形で地域にどまるかと言いますと、その七百十六人のうち県外に出ていく者が百四十五人で二〇%でございます。県内に五百七十一人残りますが、私の市郡に残るのはそのうちの三一%にすぎません。だから、どんどん教育をした者が地域の外に出ていってしまつて、義務教育から高等学校的成績が地域に定着をしないという、こういう実態が起こるわけです。

六番目の人の側面の特徴は、町の活力がなんだらぬくなつっていくということです。若者が出ていくわけですから、最前申しますように、老人人口が急速にふえます。したがつて、死亡が非常に多くなつて赤ちゃんが生まれない。出生率が低いんです。離婚が多いのです。これが私の筑豊における、特に田川における人間的側面でございま

す。そういう姿は何を意味するかというと、心のふるさとを失つておるわけです。すなわち町に対する愛着がなくなつたわけです。だから、食えないと、物的側面、ハードの側面、両面から見てみると必要があると思います。

二番目は、物的側面にあらわれた特徴のまず第一の特徴は鉱害でございます。御存じのように昭和二十八年に臨鉱法ができました。あれから三十年の歳月が流れたわけです。この三十年の歳月の中で我が筑豊につぎ込んだ鉱害復旧費は昭和五十五年までに二千五百億に及びます。二千五百億の金をつぎ込みまして農地の復旧は四八%程度、家庭の復旧は七六%程度でございます。しかもそういう段階で法律が来年の七月末には期限切れになるわけでございます。私の田川においては、これかう段階で法律が来年の七月末には期限切れになります。恐らく五百億ぐらいの金がかかると思います。鉱害は上げ高によって、たとえば一メートル上げるか一メートル五十上げるか一メートル上げるかによって、鉱害にかかる金がずいぶん違つてくる。したがつて、一体残存鉱害はどのくらいあるかという見積もりは毎年毎年違つております。

インフレの傾向にもよりますけれども、そういう異常に多い鉱害を抱え、これから鉱害復旧をやらなければならぬという物的側面を持つてゐる。一番目の物的側面としてはボタ山でございま

す。福岡県全体で三百十八程度のボタ山があるわけでございますが、私の市だけでも二十八のボタ山があつて市の中心部を取り巻いております。このボタ山の調査がきわめて不完全でございます。

概略的にボタ山を分類してみますと、まず第一にボタ山は危険ボタ山があります。二番目は富士山のようなきつい形をしておるので観光用に残し

たらいいという保守ボタ山もあります。三番目は資源のとれるボタ山があります。たとえば耐火

れんがの材料のシャモット、あるいは最近はセメ

ソトの材料にボタを使います。あるいは低品位炭を選炭をして燃料を使います。こういう資源採取のボタ山がございます。四番目にはボタ山を崩して団地に適用する団地型のボタ山がございます。こういう四つの類型にボタ山はなるかと思いますが、いまだボタ山の調査が明確でございませんし、ようやく政府が最近になってボタ山の調査を始めました。一帯市内の二十八のボタ山をその分類に従つてどういうようにやつていくのかといふ……

○委員長(金丸三郎君) 参考人に申し上げます
が、できるだけ簡潔にお願いします。
○参考人(滝井義高君) 見通しが現在ついており
ません。

それから炭住でございます。炭住は私の市だけ

でも六千五百戸の炭住がございます。そのうち改良いたしたのが千百戸改良いたしました。残りまだ四千戸があります。千戸は職員の住宅であったりすでに一人一人の労働者に払い下げられた住宅です。これから四千戸の炭住の改良をやるわけですが、炭住改良に対する法律は、御存じのように住宅地区改良法という、町の一画がスラムになつたときにやる法律が適用されておつて、町の三分の一が炭住である、その改良をやるということは非常に困難でござります。それから団地が疲弊しましたままで放置されて、ますますオウゴンソウ、ペンペングサ等が生い茂つて地域の荒廃を来しつつあります。少しも手つかずのままにしておきたい

あります。それからさうした時に全体が國の孤島になつてあります。御存じのようなどんどん國鉄は、間引きをされて汽車が通らなくなりました。無人駅ができます。貨物駅が統合されて貨物駅がなくなります。國鉄がそのように間引いて汽車が通らなくなると、同じく私鉄が經營しているバスが通らなくなりまして、陸の孤島になりつつあるところです。こういうのが物的側面です。

それらの人的、物的側面と両面にわたつて深刻な同和問題がなお未解決のままであるということです。そしてそれらの物的、人的、同和問題を抱える地方財政は、いま北海道副知事が御説明にな

りましたように非常に苦しい窮乏の状態になりました。財政力指数は全国平均の〇・六三の一三分

るための支柱的な政策は三つあると思つております。

いう施策をやらない限りは、内陸部でござりますから、しかも老齢化が進んでおる地帯でございます。教育も困難な地帯でございます。とてもやつて、すまし。

三番目の人口若返りの政策は、やはり経済基盤としての交通体系を整備するということです。特に私の地区で申しますと、国道でござります。二百号、二百一号、三百二十二号、これらのものの思い切った予算を投入をして、速やかに国道体制を整備するということです。それからもう一つは、ずっと網の目のように敷かれておる筑豊産炭地の鉄道網、これをいまのような形で切り捨てるということは、もう半身不随になるわけです。これは切り捨ててはならないんではないか。

て産炭地域振興臨時措置法が今回国会を通過することになった、これからよいよ発展計画をbrookタ的に広域的な観点でつくることになるわけです。
それならば一体どこに重点を置いてわれわれが
産炭地域の振興をやるか、当然人的側面と物的側
面と財政的面も十分勘案しながら、新しい町づく
りをやらなければなりません。新しい町づくりを
やるために人間像が変わらなければ新しい都市
像はできないわけです。だから人間像を変える政
策と、それから同時に都市像を変える政策が同時
に並行的に進行をしないと、跛行的な状態になつ
て産炭地の振興は今後十年たつてもできないと思
います。

そこで、最大のこれがからの重点を置いていたた
きたい点は、町づくりには私は三つあると思つて
おります。一つは就労の機会と就学の機会のある
町であるということ、一つは生活環境がいいとい
うこと、一つはその町がやはり個性と魅力を持つ
町であるということ。個性と魅力を持つ町は住民
の手づくりの町でなければならぬということ。こ
ういう三つの基本的な観点を踏まえ、以上述べま
した人的、物的侧面を考えながらやりますと、ま
ず第一に私たちがやらなきやならぬのは、どうし
て人口構成を若返らしていくかということが最大
の問題であろうと思います。人口構成を若返らせ

今回の財政再建、補助金削減でようやく調査費が三千三百万ぐらいついた。これでさえ凍結をされようという動きさえあるわけです。私の市に保育短大がございます。県立でございます。これを四年制にしようとしても県が財政的に不如意です。福岡県はすでに大学を二つ持っております。歯科大学と女子大学二つ持っております。とても県の財政では四年制にこの女子短大を男性も来るような保育大学にすることは不可能です。こういうような教育体系を整備するための大学の設置は急務であろうと思います。三全総で人口と工場あるいは大学を地方分散をしようとする場合に、九州までやってくる客観情勢はございません。政治の力を待つ以外にないと思います。

二番目の点は、われわれのところは昭和四十八年の石油ショックまでは女子雇用型の企業がたくさん来ました。しかし男子雇用型の企業はほとんど来おりません。したがって女子がどんどん出していくわけです。男子ももちろん出ていきます。そうしますと非常に雇用がなくなります。したがって、ここに男子雇用型の企業を思い切って政府の施策において、たとえば団地ができるんであるんですから、国が工場をつくって、そして特定の事業を行政誘導をやりながら来ていただく。たとえば自動車産業のごときを来ていただくという、そ

最後にお願いをいたしたいのは、心の触れ合う社会をどうしてつくっていくかということです。高度成長と炭鉱の閉山は御存じのように入間関係を壊しました。地域社会を崩壊をせしめたのでござります。したがって、地域社会を構築することなくしていかに企業が来ても、その企業は繁栄をいたしません。心の触れ合いの社会をつくるためにはやはりコミュニティの形成をやるということ。それからもう一つはボランティアの精神を喚起するということです。もういま地域に残つておるのは、共かせぎが大部分でございますから、お年寄りと仕事のない御婦人しか残つております。この老人パワーと御婦人の力、もう子供を育てた後には何らかの仕事をしたいと願つている婦人がたくさんあります。そういう御婦人の力とお年寄りの力をかりて新しい地域社会をコミュニティからつくり上げていくという、そういう形でござります。こういう重点的な施策を政府でやつていただきたい。鉱工業等の発展だけで産炭地の振興はもはや過去二十年の経験でできないことがわかりました。筑豊の復興は人間復興なくしては進行するとき、初めてそこに生命の躍動する地域の発展ができると私は確信をいたしております。

わゆる単純延長を示唆することになつてゐるわけ
であります。

以上が答申の概要である。

つ広い視点に立って今後の産炭地域振興対策のありべき姿を検討、審議し、極力明快な方向づけを行いうよう最大限の努力を傾注してきたつもりであります。また、答申を受けて、政府におかれでは改正法律案の取りまとめとあわせまして、運用面

で広域的な地域発展を促進するための予算上の措置として、本年度に特定事業促進調整額制度を創設されると伺っております。さらに、地方でもすでに広域的な発展計画づくりの準備が始まっていると聞いております。これらはいずれも答申の趣旨が各方面で十分理解されつたことの証左であると考えておりますが、今後の産炭地域振興が

関係各位の一層の御努力によって早期にその目的が達成されることを期待する次第であります。時間が長くなりまして失礼いたしました。
御清聴まことにありがとうございました。

○委員長(金丸三郎君) ありがとうございました。
以上で各参考人の意見の御開陳は終了いたしました。

これより参考人にに対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○效黒孝且君 ます冒頭に 御三才の陽逆を

賜りまして、これから産炭地域振興法を審議

この対しまして大変な助言をいたしました

卷之三

心から感謝を申し上げたしと思します

まず御三方に、産炭地域振興臨時措置法

「十坪たる無事」、今田、まなお産

卷之三

が疲弊をし、あるいはこれを脱皮すること

ない、こういうお訴えがございました。こ

、これら、あらが一番二ヶ原因である

してどういふが一番心地が悪いくらいだ

二十年たつてもいまなお脱皮できぬ最大

卷之三

というものは一体何にあるのか、このことについてひとつ感想をそれぞれ御三方からお伺いをしたい、それが第一点であります。それから第二点目、特に北海道の寺田副知事にお伺いしたい点は、先ほど来北海道の第七次石炭政策に関連いたしまして振興開発、周辺開発ということを強調されました、まさしく同感でございまして、そういう意味では北海道的に申し上げますならば、これは後向き対策ではなくて、本来の石炭産業を本当に見直していくという視点で、むしろ産炭地域振興が守るべきである、産炭地域振興法の柱というのはアフターケア、後向きではなくて、この振興あるいは周辺開発をすることがむしろ産炭地を守る道である、この点の認識についてまず道としての考え方をお聞かせを願いたい、ということが第二点であります。

それから第三点目としまして、いまも笹生先生からございましたが、今度の法案の特徴として特に経済生活圏というのを導入させているわけですね。特定財源として十一億円がついたというふうに、これは多とするわけであります、問題はこの六条地域はもちろんであります、十一条、二条地域と関連して北海道の場合、こちらのとおり空知炭田あるいは天北、留萌、釧路炭田、こういう分布に分かれるわけですが、北海道的に言つて、もし道として、これからもちろん市町村の計画も出されると思いますが、この特定財源とする十一億円の金を経済生活圏という位置づけの中でどういう構想を、これからもちろん検討されることであります、どういう目的意識に立った方がいいのか、それにしてはちょっと十一億円ではまだ、これ政府側に申し上げますけれども、ちょっと私は十一億円という額では問題にならないんではないかという気はしているんですが、いずれにしましてもついた限り生かさなければならぬわけですから、それについてはちょっと十一億円ではまだ、

この政府側に申し上げますけれども、ちょっと私は十一億円という額では問題にならないんではないかといふん言わせて、いますけれども、実際企業誘致といふのは、私なりに調べておりますが、北海道の場合工業団地の譲渡率は五八%そこそこであります。私の調べが間違いであれば別であります、筑豊炭田では大体八六%前後、山梨県が大体七〇%前後というのが工業団地の譲渡率になつていきましたが、これは通産省が出したデータであります。

第三の問題は、企業誘致、企業誘致と、これぞ

そういう点からいきますと、企業誘致ということが果たしてこれから期待することができます。私は率直に言って、これは北海道も九州も同じであります。が、ほとんど不可能に近いと。そうなれば、先ほども強調されました。が、今度の法案の特徴として強調をされておりますが、いわゆる教育、文化、福祉、こういう問題については、通産省ではテクノポリス構想というのを持たれていますけれども、こういう問題を含めて一体教育、文化、福祉はどういうものをこれから描こうとしているのか、どうあらねばならないかということについてひとつお聞かせを願いたいと思います。それから、笛生先生にひとつお伺いしたいんでですが、大変答申に努力をされましたことに対して非常に感謝を申し上げますが、「一、三私はどうもびりっとこないのは、先ほど出した第一条の産炭地域振興の目的、需要の拡大、そして町の安定を期しとすることの中で経済生活圏といふものが出てまいりました。これはそれなりにわからぬわけではありませんけれども、いわゆるどういう町づくりになるんだという点あたりが、どうも市町村の市町村長あたりもちょっと気にかけているんです。であります。が、いわゆる経済生活圏と、一番いい例が、北海道の空知炭田の例をちょっと挙げたいと思うんですが、芦別、赤平、あとは歌志内という町が中心になつてます。そうすると、経済生活圏という構想の中で、いま現実に炭を掘り出している町が芦別、赤平、歌志内であります。が、仮に、これが歌志内なら歌志内というものは閉山あるいは終掘の段階を迎えたと。こういたしますと、実際問題として経済生活圏というプロック圏内で、しかも一番産炭地で疲弊しきつっているその町がどうしたら経済生活圏を一体形成できるだらうかと、こらあたりが私はどうも、もうちょっと論議した過程の中で、経済生活圏という未来像で、いうが、そういうものははどういうふうに描いていいのかという点がどうも、理解を深める意味でひとつお聞かせを願いたいということと、特定調整財源として十一億円をつけていただいた、これは

よくわかります。これは政府側がもちろんつけたわけですが、これからやっぱり十年間の延長の中で、これが終わりであるという認識を徳永会長も衆議院の段階でお訴えになっております。

この十年が終わりを告げるという認識でこれを産炭地域振興というものはやっぱり再建を國らねばならぬと。こういたしますとするならば、私は当然財源的にはもちろんこれは政府自身がこれ予算措置を考えなきやならぬことではあります。これ十一億円では話にならないんではないか。もつと大幅な財源で組み立てなければ、十年これをもつて終わりを告げるという意気込みでスタートするとするならば、私はやっぱり財源措置といいうものはもつと大幅なものであつていいんじゃないかと。そうしなければ、せっかく先生方が努力を払われた経済生活圈という構想到達は困難ではないのかと、こういふ感を深くするんですあります。○参考人(寺田一寿男君) 私に対するお尋ねは三點でなかつたかと存じますが、お答えをいたしました。

以上、とりあえず第一回、ひとつそれぞの御答弁をお願いいたしたいと、こう思っています。

○参考人(寺田一寿男君) 私に対するお尋ねは三點でなかつたかと存じますが、お答えをいたしました。

まず最初に、産炭法が成立しましてから二十年たつて、いま現時点での感想ということでござりますが、端的に申しまして、北海道の場合、これ現象的に申し上げますと、先ほどの意見の中でも申し上げましたように、北海道の大形閉山が集中をいたしましたのは昭和四十年代の後半からでございます。それ以来まだわざか十年足らずといふ状況でございまして、この産炭地域の振興問題はきわめて地域的な条件、それから全体の社会経済条件が相互に絡み合つていく問題でもござりますし、地域の人的エネルギーも必要でござりますだけに、これまで、この十年間ではなかなか、その後対策に追われただけでございまして、これら基礎整備をしていかなければならぬという状況でござります。そういう意味でもう少し時間が欲しいと、期間が欲しいという感想でございます。

○参考人(瀧井義高君) まず第一の、二十年たつてどうして産炭地の振興ができないか、その原因はどこにあると思うか。

まず第一点は、御存じのように、この法律がで

きたときは高度成長の段階だったわけです。したがって、高度成長の段階では、鉱工業を山のつぶ

れた後の産炭地に持ってきては産炭地は立

ち直るという、そういう理念であったわけです。

それだけに、これから努力をいたしましても一朝

にして解決できるかどうかはこれらの努力次第ではないかと、こう存じております。

それから第二点の石炭鉱業に関しての問題であ

りますが、対馬先生御案内のとおり、北海道の产

炭地域の中には現に石炭鉱業、石炭を生産をして

いる地域がございまして、これは依然としてそ

の地域の中心的、基幹的産業になつておるわけであ

ります。国産のエネルギー対策からいたしまして

も、またそれぞの地域の地域対策からいたしま

して、この石炭鉱業をさらに安定的に発展をさ

せる、厳しい条件にはござりますけれども、その

方策というものを探究をして努力をしてまいる必

要が、その地域振興のためにぜひ必要であると

こう存じております。

それから第三点は、特定事業促進調整額、本年

度創設されました調整額の制度についてのお話で

ございますが、端的に申しましてこれからどう活

用するか、各関係市町村と具体的に相談をして、

現在の気持ちは有効に活用させていただきたいと

存じております。その額が多いかどうかにつきま

しては、私も初めてのことでもございまして、

有効に活用する努力の過程からあるいはこの額で

は足りない、もつとたくさん必要ではないかとい

う事態に相なるのかもしませんが、そういう現

象現象的に申し上げますと、先ほどの意見の中でも

申し上げましたように、北海道の大形閉山が集中

をいたしましたのは昭和四十年代の後半からでござります。それ以来まだわざか十年足らずといふ

状況でございまして、この産炭地域の振興問題は

きわめて地域的な条件、それから全体の社会経済

条件が相互に絡み合つていく問題でもござります

し、地域の人的エネルギーも必要でござりますだ

けに、これまで、この十年間ではなかなか、その

事後対策に追われただけでございまして、これか

ら基礎整備をしていかなければならぬといふ状況

でござります。そういう意味でもう少し時間が欲

しいと、期間が欲しいという感想でございます。

○参考人(瀧井義高君) まず第一の、二十年たつて

どうして産炭地の振興ができないか、その原因

はどこにあると思うか。

まず第一点は、御存じのように、この法律がで

きたときは高度成長の段階だったわけです。した

がって、高度成長の段階では、鉱工業を山のつぶ

れた後の産炭地に持ってきては産炭地は立

ち直るという、そういう理念であったわけです。

もちろん、大さっぱり考えまして、そういうこ

とが一つの大きな産炭地の振興のできなかつた原

因であるかと思っております。

七

それから人間増の問題についてでございます

が、これは最前お答えいたしましたように、社会

開発面が欠けておったわけですから、そういう面

はなかつたわけで、これから本格的にやらなきゃ

ならないわけです。

特に企業誘致についてでございます。この企業

誘致につきましては三つぐらいの大きな問題があ

ります。まず産炭地という暗いイメージがあ

ります。産炭地の開発面が欠けておったわけであ

ります。そこで、この社会開発面を同時にやる必

要が、その地域振興のためにぜひとも必要であると

おもとより、なかなかむずかしい条件を抱えており

ますだけに、これから努力をいたしましても一朝

にして解決できるかどうかはこれらの努力次第

ではないかと、こう存じております。

それから第二点の石油ショックで二度死ぬ形が出

きました。われわれの炭田といふのは、まず山

をつぶされることによつて炭田が致命的な打撃を

受け、四十八年の石油ショックで二度死ぬ形が出

というのがある。これはトンネル一本しかないわけです。やはりそこを四車線にする。すなわち臨海と同じような条件をどう内陸部がつくるかということが非常に大事なんです。だから、それになりますと、最前申しました国道それから国鉄、こういう二つの動脈によつて支えられる形がなければならぬわけです。そうでないと、いわば周防灘に面するところには企業は張りついで内陸部には来ないわけです。したがつて、いまのように交通体系というのが非常に重要です。まず第一にやらなきやならぬのは、土地の基盤の整備をしていただくということで、土台がしっかりといかなければだめなんですから、土地の基盤というのには鉛書があつてどうにもなりません。それから今度は経済基盤になるわけです。そして、その上に初めて近代的な町ができるべると。こういう三段階になつてくるわけです。その三段階の第一段階もまだ星雲状態で終わつてない。第二段階は予算がほとんどしづき込まれません。二百一号とか三百号とか三百二十二号といふのは、恐らくこれから四、五十年ぐらいかかるでしよう。たとえば、三百二十二号が北九州から久留米まで貫通をしてしまつて、そしてこれがうまくいくというように、高速道路的な形になるためには恐らく四、五十年かかるんじやないでしょうか。そうするとその予算は、いま筑豊に大体福岡県の予算の道路予算がどの程度入れられておるかというと三一%ぐらい入れられておるんです。三一%道路予算が入れられているのに、それを六〇%にするとすれば、北九州とか福岡の予算を切つてくる以外にないわけですね。そこで、私たちは急速に動脈を整備する、道路を整備する必要があるので、いわばエネルギー博というものを提案をいたしましたけれども、すでにオリンピックを名古屋でやる、それから茨城県の筑波学園都市で八五年の科学技術博覽会がある、そんなに筑豊までエネルギーができる、すでにオリンピックを名古屋でやる、それで、こちらの工夫を今後どうやるか。これをもじりこ十年以内にそれをやれないならば、産炭地は

もう一遍内陸部は同じ轍を繰り返すおそれがあると、こういう形があると思います。そういう形でございますから、企業の誘致といふのは、経済の論理ではできませんので、政治の論理でやつていただく必要があるわけです。そのためには、やはりそこで学問ができる、勉強ができるという形がないといふ企業は来ません。だから、大学があるということは地域に活力を与えるます、青年がやってきますから。同地に地域に魅力ができます。そして地域の文化的振興ができるわけです。こういう文化的な雰囲気のないところには近代企業はやつてきません。そういう点で、ぜひとも思い切った施策の断行を院として政府に要請をしていただきたいと思います。

は、やはり工業の立地条件のいいところと悪いところというのがかなりあったという点があろうと思ひますが、そんなことが物理的には指摘でききうかと思います。

ただ、今回の改正に関連をして私どもが考えておりますのは、これは国の、私どもが関係しておられます産業立地政策であるとか、それから地域政策であるとかいう法律を見てまいりますと、多くの——多くのといいますか、ほとんどの計画とくの——基本方針とか基本計画は国で立てますけれども、実施計画とか地区計画というのは自治体が主体的に定めるという形になつておりますが、これは産廃地域振興臨時措置法は成立の経緯があつて、実施計画についてもこれは国が責任を持つて立てますというたてまえになつておりますが、このことは制定当時の事情から見れば無理がないことであろうと思いますが、今日になつて振り返ってみると、そのことが市町村の自主的な努力、自主的な姿勢というものをあるいは損なつてきたのではないかというふうな感じもかなりあります。そういうことが答申の中の背後にあることは御理解をいただきたいと思います。

それに関係するいろいろな機関の組み合わせをもつてひとつ将来のイメージづくりをやっていくというような形で進めていくべきであろうと。ただ、それの基本的な方向づけというものは、これはやはり画一的にどうだということは恐らく言えないので、いまの三全総の定住圏も全国一律にどうであるということは言えないと思うんですね。ですから、それは今後そういう圏域設定がされ、それからそれの中核となる協議会というようなものがみずからそのイメージをみずから築いていくといふ形の中でいろいろな形態、性格のものが恐らく出てきていいのではないかというふうに考えております。

ともに疲弊した町村が寄り合つただけではどうであるうかというふうなお話もございますが、しかしいまでは余りにも疲弊した市町村個々に対する政策で相互がお互いに知恵を出し合う、あるいは相互がその特徴を分かち合う、組み合わせる、編み上げていくという努力を從来余りしておらなかつたわけありますから、そういうたったシステム化による効用性というのは当然私どもも期待していいのではないかというふうに思つております。

それから第二点の経済生活圏のイメージの問題であります。これが形から言いますと私どもはおおむね三全総で言うところの定住圏に近い性格になり規模なりということを見ておりまして、たゞその中に

「委員長退席、理事前田勲男君着席」

いろいろなプロジェクトの仕組み、事業計画の仕組みというものを国とか県とか市町村といふものが、どういうふうなそれぞれの役割りと責任を持つて組み立てていくかということをできるだけ明確にしていく。そういう意味合いで、全体の事業を主として恐らく国が担当するであろうところの根幹事業と、それから自治体の方がかなり責任を持つて進めていかねばならない特別事業といいますか、特定的な事業あるいは戦略的な事業といふ二つのものの絡み合いの中でのいわば

それから、最後の十一億が多い少ないかといふ問題は、これは寺田さんが言われたことと私も同感でありますて、あえて言いますと、私どもはいま広域圏づくりで申し上げましたように、むしろこれからは金よりは知恵をいかに出すかということであろうと、このことを特に私どもは期待したいということです。

○対馬孝且君　いまお答えを願いましたが、何と云つてもやっぱりいまお答え願った中で私は基本的な問題は、なぜ二十年間脱皮できなかつたかといふと、やっぱり政府のエネルギー政策が完全に失敗して閉山に次ぐ閉山と。いま寺田さんもお答え願いましたし、蒲井先生にもお答え願いましたように、まさにそのとおりでありますて、そういう社会開発が伴つてなかつたと。そのとおりだと思ひます。

そこで、問題点を一つ私もう一度確認の意味で
ちょっとお聞かせ願いたいんですけど、特に
北海道の場合、第一点、労働力確保ということが
これから炭鉱の、北海道の炭鉱の生命をなしして
いるんじゃないかな。労働力確保が——まあ若年労
働者の問題はかなり訴えられましたけれども、私
は北炭の例をちょっと参考までに申し上げますと
もう四十七・八歳まで到達をしている。平均年齢
四十八歳になってしまった。そうすると、これ
らの労働力確保がなくて一体二千万トン体制とい
うのは確保できるのかと、こういう心配がいまあ
るわけであります。

そこで、労働力確保に対しても、私はやつぱり住宅環境を整備するとか、もう一つは、いまなお北炭の特殊事情であります、賃金の支払いが他の山と比べて七〇%にとどまっている、労働条件を満たしていない、ということでもちろんであります、どうしたら若年労働者を確保することができ、将来の炭鉱に対する魅力ある労働力を確保していくことができるのか、この点をひとつどういうふうに道として、今まで受けとめてきたし、どういう対策がこれから必要だとお考えになつてゐるのか。

第二点として、寺田さんにお伺いしたいことは、鉱害の認識なんですが、これはかなり、私もこの間夕張まで行つてしまつたが、最近跡地の、先ほども訴えがございました。長屋が現在千九百六十八戸、いまだにそのままになつてゐるといふことだけじゃなくて、もう坑道自体がやつぱり豊里の場合に陥没をしてしまつた。あるいはズリ山、九州ではボタ山、北海道ではズリ山と、こう言いますが、ズリ山自体に火災が発生をしてきていい。あるいは民家に及ぶのではないかという問題も出でている。こういう問題について鉱害は北海道も残存炭鉱における鉱害が具体的に実はあらわれてきている。これは市町村の訴えが、私のところ

について、ひとつ寺田さんとしてどういうふうにこれから受けとめられているのかという、問題は北海道の一つの課題でございますので、この点第二点としてお伺いをしたいと、こう思います。それから第三点の問題として、私はやっぱり何といつてもいま笛先生の御意見も聞きましたけれども、羽幌、留萌炭田の場合はほとんどゼロであり、出炭はもちろん見ておりません。しかし、そこに十万トンの大体炭量があるというのを、このことを私は現地へ行つてきましたからわかつておりますが、磯部先生もこれは確認してますけれども。十万トンあるとすればこれは非常に投資しなくとも露頭に近い状態で、ほとんどこの羽幌については大体年一万トンずつ生産をしていて大体従業員が三百五十人程度、そしてこれは雇用対策にもつながり、町の発展にもつながつていく。こういう意味で、私は北海道的に物を言うと、むしろそういう再開発対策ということが非常にやっぽり重要ではないのか。そのことがいろいろ企業誘致とか、いろいろなことを言つてますが、それは実際問題として先ほど私が言つたとおり奈井江工業団地はいまベンパン草がはえているような状況でありまして、いまだに企業は全然来ない。閉山——かつてはこれは閉山と言つたて經濟合理的につぶされたんですから、油と対比して石炭が高い、エネルギー革命という美名の言葉で山がつぶれていつたという、炭量がないんじやなくて、炭量があつても經濟合理性がなかつたということでお政府の失政によつてつぶされたわけですから、そういう点からいくと比較的設備投資で山がつぶれていたという、炭量がないんじやなくて、炭量があつても經濟合理性がなかつたとお伺いです。むしろ道はこれから市町村と計画を立てられるわけですが、七次政策というもちろん基本的な考え方方がございます。これは買い上げ鉱区でありますから俗にいう休眠鉱区、封鎖鉱区と

こう言つているわけですから、これとの来年三百六十五日
の兼ね合いがありますけれども、私はそちらあたりをどう
りをどういうふうにこれから道としてお考えになら
つてはいるか。この点まず三点をお聞かせを願いたいと
い思います。

それから笛先生に、いまお答えがございまして、
たからそれなりに理解はできるわけでありますけれども、
が、私はもう一つ、確かに財源問題ではないと言
つても、これは笛先生に言うのは酷なんだが、一応いまの産炭地域振興を十年間延長してこれ
終わりであるという、これでもう全部最後を告げ
る、認識はそういうことになっているわけですが、
が、そこで私言いたいことは、確かに精神的な計
画も必要なんでありましょうけれども、やっぱり
財源措置が伴わない、私はそう簡単にいかないじ
やないかという意味のことを言つてはいるのは、
たとえば跡地の問題を利用する、私はざくばら
んに申し上げますが、夕張なら夕張の炭鉱跡地を
再利用する場合にどうしたらいいか。まず、現在車
ある炭鉱長屋を全部取っ払わなければならぬとい
しょう。ところが、これは担保物件に入つてしま
りまして、厚生年金住宅の融資担保にも入つてい
るし、鉱害財団の関係にも担保に入っている、こ
ういう問題をどうやって取っ払うかということが、
一つの難問題になりまして、そういうこと自体を解
決しないで、跡地利用とかいろいろ、言葉で
は出ますけれども、何は精神的なプランを組んで
みたって、——夕張の場合なんか創意工夫をこら
して歴史村をつくったんです。この歴史村がもう
今日五十億ですよ、かかっているのは、いま全部
完成したわけではありませんが、

そうしますと、やはり言葉では確かにそういう
ことは言えたとしても、炭鉱跡地の再利用とい
うことを考えますと、先ほど田川市長の滝井さんも
訴えましたが、結果的には、これはそういうプロ
ック的な再建、あるいは跡地利用、あるいはそれ
をどう近代的に生かしていくかということになつて
たとしても、それ相当なやはり財源措置がなければ
いけませんが、絵にかいたモチに終わってし
まうと思います。

ま、こういうことが今日の実態であるわけです。私は、その点、考え方は一応わかりましたけれども、むしろ、その点をどういう議論でこれから展開をしていくことがいいのかなという疑問をいまだに感じているなんですが、その点、もうちょっと深い議論があつたらお聞かせを願いたい。

それから、もう一つの問題であります、率直に申し上げまして、何といっても赤字ローカル線問題について、いまも出ましたが、これは田川市長さんにも北海道にも言えることありますが、赤字ローカル線問題は、第一次は、北海道の場合、幌内、歌志内線は該当に入っていますが、通産大臣はかねがね、私もこの委員会でも申し上げましたし、連合審査でも申し上げて、確保したい、こう言っているんですが、先ほども強調されました。何といっても国鉄輸送が石炭輸送のかなめでありますから、トラックにかかることによって北海道の場合は倍々になる、こういう現状を踏まえて、通産省もいろいろ努力をなさって第一段階は確保されました。しかし、これは何と云っても産炭地域振興という、十年間延長した限りは、私は少なくともこのレールを取つ払うなんということは夢にも考へるべきじゃないし、取つ払わすべきではないと。そういう意味で、むしろ、十年間延長という産炭地域振興の、これがら、ましてや、経済生活圏という未来像を描く限り、この赤字ローカル線は絶対外してはならない、この基本に私も立っております。

これから生かしていくのかという具体的な、この前ちょっとテレビで田川市長さんの構想をお伺いしたことがあるんですが、この点の構想がおありだったらお聞かせを願いたい。

○参考人(寺田一寿男君) ただいま対馬先生が以上申し上げて質問を終わりたいと思ひます。

指摘になりましたように、石炭鉱業の安定的な発展をこれから図っていく上で幾つかの問題点がございますが、その中で一つの大きな問題は、やはり労働力の確保の問題でありまして、実はこの問題、率直に申し上げまして、私どもとして大きな

悩みとなつておるのであります。これまで、道として、新たに就職する場合に、炭鉱に就職を奨励するという意味で道費で就職奨励金を出しまして、あるいは地域について住環境をできるだけ整備するような援助をいたしましたり、あるいは学校に石炭鉱業技術の習得のための専攻科を設けて、そういう技術者を養成するというような努力をいろいろとしてまいりましたけれども、現実問題として労働力の確保は容易ならない事態に立ちつております。そんなこれまでの努力の経過と、いうものをもう一度見直してみて、なかなかむずかしい

かしい問題ではござりますけれども、さらに勉強をして何らかの対策というものを考案していく必要があるんではないか。それは、一つは、何と申しましてもその地域が、いきますぐではなくても、将来魅力があるんだという地域社会でなければ、なかなか若者もそこに行くという感じにならないと思いますので、基本的にはそういうような地域づくりというのをしていく必要があるなんではないか、こう存じております。

それから鉱害であります。これも先生御存存のとおり、従来は北海道に鉱害がないという認識法による復旧法の上に立って、したがつて、鉱害復旧法による復旧対象地区の選定も実はなかつたのでござりますが、最近の状況を見てまいりますと、たとえば、猿払村で火災でありますとか陥没が起きたりいたしておりますし、赤平市でも陥没が起きました。それから、夕張市ではボタ山から火災が出る。

に四つが全部対象になります。
その場合に、基準で、「一日一時間ラッシュ時千人以上」という基準がございます。代替道路、豪雪道路などは、私の方は代替道路がほとんどありますから、したがって、それを当てはめていきますと、六線以上のうち二線が、一日一時間のラッシュ時千人以上となるのが、日田彦山線というのとそれから後藤

てお尋ねがございましたが、きわめてわかりやすく私の市の関係について御説明してみますと、私の市に六線あります。六線のうち——九州、山口で大体六年までに二十線廃止の対象になるわけですが、そのうち、福岡県が十一線でござります。私の市に六線の国鉄がありますが、まず、五十七年までに添田線というのが一つ廃止されまます。それから六十年までに添田線が廃止されますが、あと残りが四つあるわけですが、六十年以降

炭鉱の周辺鉱区については可能な限り開発をする、あるいは振興開発の努力をするというようなことは基本的に必要なんではないだらうか。ただ、これをやる場合の条件が果たして整うかどうか、どこがどういうぐあいにしてこれをやるのか、こういう問題もありますから、具体的にそれを検討した上でないと結論が出ないと思いますが、総論としては、これからの方策計画の中で可能な地域はやはり検討していくかなければならぬ、こう存じております。

ういう状況が最近あらわれてまいりまして、やはり、北海道にとりましても鉱害の問題は重大な問題として認識をしなければならぬ、こう存じております。これが対策については今後国ともいろいろ御相談をしていきたい、こう存じております。

それから、炭鉱の再開発についてお話をございましたが、伺うところによりますと、たとえば、例を出されましたが羽幌のような場合は、現行の制度のもとではどうもこれを開発することは無理な状況になつているようでございますが、ただ、これから産炭地域の発展計画を考える上で、現存の

寺線といふ二つがその例外になります。六つのうち四つがなくなってしまうことになるわけです。五十七年度までに添田線がなくなるわけですが、これは百円かせぐのに三千四百円ぐらいかかる

いるワーストテンのトップになる線でござります。

そこで、今後このローカル線にどう対応するか
二、一〇年三月、二〇一二年三月

二十八日に国会を法律が通つて成立いたしまして、どうお尋ねでござりますか。すでに毎年十一月

で、三月三日には御存じのようにすでに政令案ができたわけです。この現実の政治的原点に立ちき

して私が考へておるのは、御存じのようだに、この国
鐵再建法のほかに、運輸省設置法の中に地方交通

線審議会」というのがあるわけです。この地方交通審議会というのは、これから十ヵ年間の公共交通

通の体系を地域的にプロック的につくっていくわけです。そこで私は、運輸省なり国鉄あるいは車

長会を通じて陸運局に、まず先に地方交通線対策協議会は協議会でおつくりくださいと。しかしそ

の前に福岡県全体の、あるいは筑豊全体の交通体系をどうするかという長期の計画、ビジョンを運輸省、国土交通省でつらむ頃からあります。二

輪省
国鉄として立てる必要があるであらうが、それなくして、一つ一つに対策協議会をつくってのすべて、ふたごう二ことは、撤去して、ふたごう二

は非常に問題である。いわば木を見て森を見ないでいることには、過去にしていくといふことは、政策など。
森全体がどういう状態で二つ

木のけなきやならぬと、こういう形にしていいなどかなければ困るんだということを申しまして、

私たち福岡陸運局に対して地方陸上交通審議会の設置を要求いたしました。現在、九州では鹿児島

にできております。これは非常に鹿児島が御熱心であるのでつくりました。それから今年は多分能

本県が熱心に要望するからつくりたいと思つてお
ります。しかし福岡県はその要求がないから予算

がとつております。そこで、福岡県が言つて予算ができるればそれを受け取らなければなりません。

先に先行させるかどうかと、こういういま詰めをしておりますけれども、まだ最終的な結論が出て

おりません。これから産炭地の振興をやろうとな

○参考人(笛生仁君) 跡地利用のあり方について
福岡県の振興はできるという形になれば私たちは納得しますと、そういう形をお願いをいたしておられます、が、国鉄再建が緊急があるので、どうも地方交通線審議会までつくるというわけにはいかぬというようなあいまいな答えで終わっているというのが現状です。

シェアを燃料の中に占めているのを五〇%に削る
というわけですから、したがって将来また国鉄を
見直さなきゃならぬと。もう一遍鉄道をつくるな
んというのはとてもできる話ではないわけです。
そこで、まず地方交通線対策協議会を発足をさせ
ても結構だから、発足する前に福岡県全体のレー
ルをどう見るかということ、あるいはバス、高速
道路その他の交通体系も入れて見直しをやって、
その中でこの線とこの線とは大所高所から見てだ

を買うてきましたが、一年が一年半でつぶされました。当時、佐藤通産大臣が来てまして、これはこの山はまだ将来うんと掘れるわいと言つたら、翌年有沢調査団が来ましてつぶすということになってしまったんです。そして三井田川が四十四年に閉山をいたしまして、四十八年に石油ショックが起きましたらまた石炭を見直しやと、おまえのところの山を掘れぬかと言つてきました。だからこういうように見直しといふものが十年も出ぬうちに出てくるという石炭の轍を、いまのようく油が昭和七十五年にはその石油の使用量を現在七五%の

れば、大事な輸送網を形成する国鉄の今後の産炭地におけるビジョンを一体どうするかということを、運輸省なり国鉄が持たなきやならぬわけです。全然持つておりません。全然ないわけです。だからそういう一国の政治がそういう大事な国鉄の体系を持たずに、単に赤字が出たから地方の交通線を切り落としていくという形は、私は将来は国鉄自身が自滅をする道に通じておるという主張をいたしております。というのは、御存じのようになりますが、私は石炭山をつぶしてはいかぬと。私の方の三井鉱山はシーメンスからりっぱな巻き上げ機

の御質問だと思いますが、御指摘のように跡地利用の問題につきましては、私たちの小委員会の過程でもなかなかやはりそれが利用されると、そこでの地域計画の目玉といいましょうかあるいは開発のシードになるというようなところが幾つかございました。ぜひそういう方向を促進をしたいといたふうに考えていろいろ検討しましたが、どうもこれはあれですが、その小委員会の段階では跡地利用の問題について特にやはり権利関係とか、それから担保の状況であるとか、こういったようなことがどうであろうかと。またそれ以外の実態についてどうかというふうなことを地元の方へ問い合わせましたが、西の方ではほとんどそれについてのデータを得られなかつたと。それから北海道の方ではある程度の、それが利用できるとすればこういう利用の仕方をしたいというようなデータがございましたけれども、いま申し上げました利用する前提条件としての権利問題とか、それがどうなっているかということは得られませんでした。それで本年の三月に私北海道へ参りまして、さらに関係のところへ伺いましたが、それらの点についてほとんどやはりデータを得ていない、情報を得ていないという状況であります。

炭住の問題も実は小委員会の方では同様にその跡地の問題と、それから炭住の問題が変わります

と、かなり地域のイメージというものが一変をいたしましたので、その点もひとつ小委員会としては検討したんですが、炭住の問題もここでもすでに御

案内のように予算はむしろ余っているんであって、それでむしろ地元の合意が得られないという

ことが事業が進捗しないという大きな原因だといふことがございましたが、基本的に実態の把握とい

うものがなされていないんで、これを抜きにこれについての施策を考えてみても意味が薄いのではないか。それで当面はこれらの実態把握を早急に

国が予算をとつて実態を明らかにする。その上

で、また新しい施策体系はその上でむしろ考えた方がいいのではないかというふうな形になつておられます。事実跡地利用でいろいろやつておられるところも、これはそいつた権利関係がわりと単純であったところであつて、そしてさほど特別な施策がなくても現行のいろいろな制度を利用しながら、やはり財源的な対応をされて何とかやつておられるという点から見ますと、私どもはやはり予算の問題以前にそいつた実態の把握が重要であるというふうに思つております。

以上です。

○対馬孝且君 どうもありがとうございました。

以上で終わります。

○馬場富君 最初に寺田さんにお尋ねいたします

が、北海道の対策は非常に大変だと思いますが、

特に面積が非常に広いという点ですね。たとえば夕張市などの場合は周辺が全部山で囲まれておつ

て、隣接の町村へ行くに最低一時間ないし一時間半もかかるというような実情が一つはあると思

う。このような地域において広域的な観点からの経済生活圏を設定して発展計画を作成するとい

うことについては、共同施設を広域的につくつてみ

ても施設としての意味を持たないというおそれも

出てくるのではないかと。こういう点で北海道と

しては経済生活圏の設定あるいは発展計画の作成

についても、この点をどのようにお考えになつておるか、お聞かせ願いたいと思います。

○参考人(寺田一寿男君) ただいま馬場先生から

お尋ねいたしましたように、たとえば夕張市に

お生じるのではなく、その外れ、山側から隣接町村へ

出るということになりますと、相当な距離がござ

ります。今後具体的にどういう路線が選定されるか

については今後の問題でございますけれども、そ

うぐあいに見込まれておるのでございまして、

まあこの問題についてはそれぞの関係地域では

現在でもなお強い存続についての願望がございまして、北海道知事に対してもそういう意見が機会

があるごとに申し入れられている実情にございまして、その地域の交通輸送の手段がいか

め直して、そして実態に即した、先ほど申し上げましたような観点からのやはり計画の詰めをしてみたい、こう存じております。

○馬場富君 そこでもう一つ、いまのこの経済生

活圏の問題ですね、この問題の中からやつぱり発

生してくるのは、先ほど対馬委員からも出ました

が、この交通体系の問題だと思うんですね。それ

で、滝井さんからもその意見が出ておりました

が、たとえば、答申の中には、「広域的な地域発展

を促すため、関係各官庁において地域の実情に応

じた交通体系の整備を進めるべきである。」といふ

答申がなされておるわけです。これとうらはらに、結局は廃止という問題が出てきておるわけですね。

たとえば、福岡県の場合だと、何という

か、いま滝井さんから御説明ありましたが、私が

調べた範囲では、やはり福岡県だけでも五十七年

度に廃止されるのが五路線あるというふうに出て

おるわけですから、これが北海道の場合も同じく、

先ほどの御説明の中にありましたように、五十七

年までが三路線ですか、そういうふうなやはり

実質的な問題が出ておりますが、この計画の中

で、この特定地方交通線の問題をどのように今後

位置づけて考えられるか、その点、ひとつお二

人に、共通点でございますが、お尋ねしたいと思

います。

○参考人(寺田一寿男君) 産炭地域に関連する國

鉄のローカル線について、先ほど私の意見開陳で

申し上げたとおりでございまして、産炭地域に関

連する鉄道路線、ローカル線が十二路線ございま

して、十二路線のうち三路線が五十七年度まで

に、それから五路線が六十年度までに、これは廃

止の対象になると現在見込まれておるのでございまして、

もう一度、この両面からひとつ考えていかなければな

い、ういうような産業的なあるいは地域社会的な施設

が必要なのかということとあわせて、基本的に必要なことはやはり交通輸送手段をいかに改善でき

るか、この両面からひとつ考えていかなければな

い、ういうふうな施設がなくて現行のいろいろな制度を利用し

ながら、やはり財源的な対応をされて何とかやつ

ておられるという点から見ますと、私どもはやは

り予算の問題以前にそいつた実態の把握が重

要であるというふうに思つております。

以上です。

○馬場富君 どうもありがとうございました。

以上で終わります。

○馬場富君 最初に寺田さんにお尋ねいたします

が、北海道の対策は非常に大変だと思いますが、

特に面積が非常に広いという点ですね。たとえば

夕張市などの場合は周辺が全部山で囲まれておつ

て、隣接の町村へ行くに最低一時間ないし一時間半もかかるというような実情が一つはあると思

う。このような地域において広域的な観点からの経済

生活圏を設定して発展計画を作成するとい

うことについては、共同施設を広域的につくつてみ

ても施設としての意味を持たないというおそれも

出てくるのではないかと。こういう点で北海道と

しては経済生活圏の設定あるいは発展計画の作成

についても、この点をどのようにお考えになつておるか、お聞かせ願いたいと思います。

○参考人(寺田一寿男君) ただいま馬場先生から

お尋ねいたしましたように、たとえば夕張市に

お生じるのではなく、その外れ、山側から隣接町村へ

出るということになりますと、相当な距離がござ

ります。今後具体的にどういう路線が選定されるか

については今後の問題でございますけれども、そ

うぐあいに見込まれておるのでございまして、

まあこの問題についてはそれぞの関係地域では

現在でもなお強い存続についての願望がございまして、北海道知事に対してもそういう意見が機会

があるごとに申し入れられている実情にございまして、その地域の交通輸送の手段がいか

め直して、そして実態に即した、先ほど申し上げ

ましたような観点からのやはり計画の詰めをしてみたい、こう存じております。

○馬場富君 そこでもう一つ、いまのこの経済生

活圏の問題ですね、この問題の中からやつぱり発

生してくるのは、先ほど対馬委員からも出ました

が、この交通体系の問題だと思うんですね。それ

で、滝井さんからもその意見が出ておりました

が、たとえば、答申の中には、「広域的な地域発展

を促すため、関係各官庁において地域の実情に応

じた交通体系の整備を進めるべきである。」といふ

答申がなされておるわけです。これとうらはらに、結局は廃止という問題が出てきておるわけですね。

たとえば、福岡県の場合だと、何という

か、いま滝井さんから御説明ありましたが、私が

調べた範囲では、やはり福岡県だけでも五十七年

度に廃止されるのが五路線あるというふうに出て

おるわけですから、これが北海道の場合も同じく、

先ほどの御説明の中にありましたように、五十七

年までが三路線ですか、そういうふうなやはり

実質的な問題が出ておりますが、この計画の中

で、この特定地方交通線の問題をどのように今後

位置づけて考えられるか、その点、ひとつお二

人に、共通点でございますが、お尋ねしたいと思

います。

○参考人(寺田一寿男君) 産炭地域に関連する國

鉄のローカル線について、先ほど私の意見開陳で

申し上げたとおりでございまして、産炭地域に関

連する鉄道路線、ローカル線が十二路線ございま

して、十二路線のうち三路線が五十七年度まで

に、それから五路線が六十年度までに、これは廃

止の対象になると現在見込まれておるのでございまして、

もう一度、この両面からひとつ考えていかなければな

い、ういうふうな施設がなくて現行のいろいろな制度

が必要なのかということとあわせて、基本的に必

要なことはやはり交通輸送手段をいかに改善でき

るか、この両面からひとつ考えていかなければな

は、九七%が炭住に居住をしているわけです。したがって、炭住改良をやる場合にはまずその住民の皆さんの同意が必要とします。この同意をうながしていただいて炭住の改良をやるわけですが、炭住改良をやるときに、どこか遠いところに空き地があるのです、そこにプレハブか何か建ててとりあえず移っていたら、こういう形がとれれば一番いいんですけども、やはり半年とか一年そこに移つておるわけですから、公庫の関係が出てくるわけです。どうしてもその炭住の建つておる地区内にローリングする場所を見つけて、そしてそこに五十戸建てるとなその五十戸移つてもらつて崩して、そしてその後にまた次々にローリングしていくという、こういう方式をとるわけです。この同意を取つてローリング方式にいくまでに非常に時間がかかるということが一つです。

それからもう一つは、炭鉱の跡地にやるわけですから、何層も明治以来石炭を掘つて下が空洞です。したがって、そこに中高層五階建てのビルを建てるわけですから、床盤に非常に金がかかるわけですね。どうかしますと上の建物三十戸五階建てが一億七、八千万かかりますと下に一億とか二億の床盤がかかる場合があるわけです。いわゆる基礎を特殊の工法によつてコンクリートを流し込んで、そして基盤を固めるという独特の方法をやらなきゃいかぬわけです。そういうことはこの住宅地区改良法は考えていないわけです。したがつて私の方では、できれば炭住改良を順当に今後やるために特別の立法をしていただきて、そしてそういう床盤の問題、ローリングの問題、弾力的にやれる姿をとつてもらいたいというお願いをしているのですが、産炭地だけの政治勢力が弱いと見えましてなかなかうまくいきません。それならば住宅地区改良法を炭住改良に適応するようにひとつ改正をしていただければ、炭住改良について改訂ができるといいうならば、炭住改良について

やはり予算のある程度裏づけのある要綱をつくり、でもらって、その要綱を実施するという形にしていただけぬだろうか、こういう問題があるわけです。

それからもう一つは、中高層を建てるわけです。が、御存じのように非常に年寄りが多いわけです。そうすると四階、五階に住むことをきらうわけです。なぜならば、四階、五階には出前が行かないわけです。あるいは郵便が行かない、酒屋さんが酒を持って行かないという問題がある。そこで、年寄りが多いわけで中高層の建物に二階が平家建てと一緒に併用して建てる政策的な弾力をを持つていただきたいんですが、身体障害者とか特殊の場合以外は認められないわけです。こういうふうにして住民の同意を得ることに非常に難渋があつて、四百戸一挙にやりたいと思いましてもなかなかできないというのが現状でございます。

一トをみんなかけなきやいかぬ。風が吹きますと
そのシートも飛びますし、一緒にかわらを全部持
つていて屋根が飛びやせぬかといって非常に心
配をいたしております。最近までは炭住改良をそ
んなに急がなかつたのですけれども、最近老朽化
がどんどん進みまして、住民の中からやはりこれ
は早くやらなきやいかぬという意欲がわいてきた
わけです。そこで私の方は昨年二百八十戸、今年
二百五十戸ですが、ただ最前申しますように、法
律がなくて住宅地区改良法をやっているということ
とです。

それから、非行化が非常に進んでくるというの
はやはり生活環境が荒廃をし、そして同時に全部
生活保護を受けたり失対事業に行くわけで、共か
せぎが小学校、中学校の父兄の四割を占めており
ます。したがって、たとえば最前私が肉体的な障
害の側面を少し述べましたけれども、たとえば朝

ますが、この意味はこれまで産炭地域振興対策の主な柱であった企業誘致対策では限界があるということか。もしもそうであるとしたならば、今後やはり企業誘致対策は産炭地振興対策の中においていかなる位置づけをすべきであるかという、この点を御説明いただきたいと思います。

○参考人(毎生仁君) お答えをいたしますが、従来の対策についてのいろいろな限界というのは、先ほど対馬先生からのお答えの中にもおおむね触れておりますけれども、やはり私どもは一つは従来の性格というのが、マイニングにかわって製造業を導入をしようというところに非常に重点的に施策の中心を考えていたというところで、それが言うならば社会開発という地域社会の底辺をなす面についてのきめ細かい施策がなかなかできづらかったというふうな観点と、それからもう一つは、実施計画の計画の主体というものが国が立て

○馬場富君 もう一点 先ほどのいろんな産炭地の荒廃の中で滝川さんがお示しになった何点かの、主力産業を失った都市の荒廃の現実的な歴しさというのを何点かお挙げになりました。非常に参考になりましたが、その中で特に非行化の問題や学力低下の問題という、教育の面に対しての田川市が非常にそういう点で直面しておる現実問題を数字の上でお述べになりましたが、そこらあたたり特に教育に及ぼす影響というものを、やはり原因というか、相対的にはやっぱり都市そのものがそういう主力産業を失ったといふことの荒廃が原因でしうけれども、もう少しやっぱり具体的な年少者の非行やそういう問題について特に多いというのは、特徴が見られるのはどちらあたりの問題でしようか。そのところをちょっとお願ひなさいます。

○参考人(瀧井義高君) やはり炭住でござります。市の三分の一、しかも中心部に炭住がありまして、そして御存じのように非常に荒廃を来ておるわけです。雨が降りますと全部屋根にあの大きな自動車にかけるシート、トラックにかけるシ

します。そうするとき、よほどお医者さんに行かなくていい、保健室に行って休んでおきなさいと言つて、学校の保健室に休ませるわけです。そうすると、学校の保健室は子弟が学校に登校してくれば、きちんと養護の先生が診てくれるわけで、母親は安心するわけです。そういう形が出てきてるわけです。一番病気で愛情の必要とするときに——低賃金でございます。筑豊の中でも田川が一番の低賃金です。したがつて、その愛情が欠ける、こういうことから非行化が始まつてくるというのが一つの大きな原因でございます。

○馬場富君 最後に筆生参考人にお尋ねいたしましたが、五十五年の五月十四日の衆議院の石炭対策特別委員会で筆生参考人が、法制院後の大八年を経て一部の地域ではかなり構造的な回復を見てゐるが、大部分の産炭地域では構造的なゆがみはなお深く残つておる、また、低成長下の企業見通しが影響して、確たる将来展望を持ち得ないという状況にも置かれている、このような事態は、一面から言えども、従来の施策が事態解決に対して限界を示していると考えているとお述べになつております。

ていく、それでそこでそのニーズをくみ上げていくというふうな体制というのができていなかつたという点が第二点として出てくるであろう。それからさうに言えば、第三点としては、これは産農地域振興法だけのこととございませんけれども、わが国の行政全般が縦割り行政という形になつておりますが、御案内のよう、地域の対策というのはやっぱり総合行政というふうな性格を強く根に持つべきものでありますので、やはりそこで各省別の対策の組み合わせの仕方と、それから地域的な視点に立つた対策の仕組みとが当然そこにはそれが出てきているということを一応念頭に置いてお答えをしたのではないかというふうに思っております。

卷之三

100

法の体系を改めるということにならうかと思いま
すが、われわれは法の体系を改めなくても、先ほ
どいろいろ御議論がありました経済生活圈とい
うふうなものの県が主導で地方自治体、関係の市
町村と一体になって計画を積み上げていって、そ
れをもとに法定の実施計画あるいは基本計画とい
うのはそういう地域の知恵を土台にしながら、そ
れを尊重して計画を策定していくという形であ
つても、おおむね達成できるのではないかと
いうふうに考えた。
第三の問題については、これは第一の問題にも
触れましたけれども、なかなか一言で言えない問
題だらうというふうなことあります。
以上です。

○小笠原貞子君 炭鉱地帯と言えば九州と北海道でございまして、私は北海道でございますけれども、九州もずっと筑豊そして田川にも伺いました。それで田川へ伺ったときには、もう本当にこれは大変な状態だなどということを痛感して心を痛めてしまいました。よいよこの法律がきょうかかるということでいろいろと役所の方にも実情を伺いまして、私はやっぱり田川というのがあるときの印象はどうしても心に残る、どうなつているんだろうと伺つたら、いや、先生いらしたときから見ればずいぶん家も建ちかわっておりますし、あの暗いイメージはございません、こういうふうなお答えでございましたので、少しは明るいお話をあるかなと思いましたけれども、具体的に

きょうのお話を伺いますと決してそんなものではない、このつめ跡というのは二十年たつてもいいよいよまだ深く残っているんだということをしみじみと痛感させられてきたわけでございます。

また、お三方いろいろお伺いいたしまして、後から副知事さんにもお伺いしたいと思うんですけども、やっぱりこれからこの法律が十年延びた、十一億のお金もついたということは、一見ちらりとかといふことを考へると、非常に私は暗い感じしか持てないということになるかもしないけれども、私はこれは十年たってこの十一億のお金で一体どれだけこれが解決していくのだろうかということを考えると、非常に私は暗い感じしか持てないということなんですね。そのためには、まず現状を正しく調査する、そしてこれについてどういう政策を実行していくかという、その現状を正しく認識するということが一番大事なことだと思うわけです。しかし、私はここで最初にまず申し上げたいことは、現状を正しく認識する前に、なぜこんなことが起つたのかというその原因といふものを、私はここではつきりと政府においても、また企業においても各市町村においても、みんなそこのところに戻つて私ははつきり考へてもらいたいと思うわけでございます。いまこそエネルギー問題が大きくなつて石炭見直しだ何だといふけれども、日本の政治の中でエネルギーをどういうふうに位置づけていたか、石炭をどう位置づけていたか。特に北海道の場合なんかには、まだ石炭があるにもかかわらず、エネルギー革命だなんていつてどんどんつぶしていつてしまつたでしよう。そして、いまエネルギー革命の後始末としてこういう問題も起つていて。そしてまた、北海道では、先ほどもおつしやつたけれども、羽幌なんかへ行つたら、もう町長さん行くたびに陳情されるわけです。もうほとんど露天掘りで石炭が採れるんですね、掘りたいんです、そうおつしやる。しかし、これも全部鉱区買い上げられてし

おっしゃる。山は閉山になつた、そのときに石炭の大企業は損をしたか、買い上げてもらつてしまふてこの後始末をどうするんだと言われたときに、国民の税金を使って地域住民の創意性とそして市町村の自発性もっていろいろと考える必要はない、私はそのことをまずはつきり申し上げたいと思うんです。

具体的に私もいろいろ考えてみました。そこで、質問に移りたいと思いますけれども、まず先ほどから言われたように、炭鉱住宅が廃屋になつていています。そしてそこで非行の問題、それからいろいろの災害の問題がございます。見ますと、廃屋ですから大したことないで、これつぶしちゃえればいいということになるんだけれども、つぶせないんだという問題、御承知のとおりでございます。幾重にも抵当権が設定されているということからこれがつぶせないんですね。そうすると、この抵当権が解除されない限り炭鉱の廃屋といふものはつぶすことも何することもできない、跡地利用したくたってできない、こういうわけでしょう。そうしたら、一体これをどうしたらいいのかというところです。問題の根本は、私もいろいろと皆さんと考えたり、お知恵もいただいた。私は、たとえばここまでできているんであつたとするならば、する道は一つしかないと思うんですよ。つまり、抵当権を買いつけて解決するなんど、いう力がないとするならば、やはり地域振興整備公団というようなものがござりますから、そこでもこれを買上げる。たくさんのお金かかるかもしれない、しかし、つくった原因である、その原因は一体何かということから考へれば、それくらいのお金出しても私は当然だと思うんです。そいや

つて買って上げて、そして市町村の財力の許す範囲で少しずつ分けて、そしてこの廃屋を整理して跡地利用するという、こういう手立てが私はいま必要になつてゐるのではないか、これを国の方に御意見があつたら、この問題についてもお伺いしたいと思います。時間がございませんから、三つ質問します。いまの一つでございます。

次の質問は、先ほどこれも田川市長さんおつしやいました。離島問題は北海道も抱えておりますし、九州も離島問題たくさんございます。それと比較なさいますけれども、まさにおつしやったと思うんですね。だから、こういうことから考えましても、やはりいろんな知恵は出します。甘えてはいけないという意味のことを催生参考人おつしやいました。私も甘えてはいけないと思う。それこそみんなで知恵を出し合わなければならぬと思う。しかし、出された知恵を実行するためには、本当に知恵だけでは実行できないわけですよ。さつきの筑豊に大学二つ持つてこいなんてなかなかいいアイデアだけれども、これがいいアイデアだけれども、果たしてこれが実行できるかと言つたら、御承知のように法律で國立も私立も大学はしばらく建てないという法律がいま文教にかかるところです。そうすると、これは政治の問題であり、また、国鉄ローカル線の問題から何から考へると、これまで経済との関係で大変な問題になるわけですよね。そうするとアイデアだけではどうにもならないということを私は言わなければならぬと、先ほど伺つていてつくづく思つたんです。北海道も調べてみました。鹿児島県の歳入総額に対する地方税の割合、先ほどもおつしやいましたけれども、五十四年度平均で一七・九%だ。それで、たとえば泊、いま原発ができるとか何とかいつ騒いでいます泊茅沼炭鉱があるところ

るでなければ、この泊村に至っては四・二%なんですよ。それから石狩にあります浦臼なんか六・七%なんですね。だから、いろんな知恵を出してやろうとしても、地方自治体の財源がわざかにこういうものであつたならば、このやろうとする力が全然出でこないということですね。もう幾ら善意で努力してもこんな財政状態でやれと言ふ方が無理ではないか。そこで、私は特定公共事業などについても国とも市町村の実態に応じてこれはもう相当の補助率の引き上げだとか、具体的な財政援助といふものが限ります。私はこれは不可能に近いというふうに言わざるを得ないと思うんです。その点についてどういうふうにお考えになつていらっしゃるか、お伺いしたいと思ひます。

それから三つの問題は、産炭地域振興法の目的にある鉱工業の立地についていろいろお話をございました。現在工場立地をつくる場合に企業が入つてきます。団地をつくつてそりとして企業が入つてくる、そういう場合には設備資金と申しますか、建物だと機械だといろいろな土地を買つたりというようなときには、地域振興整備公団から融資を受けるわけですね、そして入ります。そうしてその融資を受けて入った企業が運転資金で困ると言つた場合には、運転資金も貸してくれます。融資の対象になるということでございます。

筆生先生にまた一つお伺いしたいんですけれども、いろいろいま後始末が大きな内容になつてお

りますけれども、やっぱり後始末というよりも北海道の場合なんかはさつき言ったようにまだ炭がござります。そうしますと、これらをどう発展させ

ていくか、これらの北海道における炭鉱率をどうやって上げるかというような、そういう本来の意味の、よそから持つてくるのじゃなくて、本来の石炭産業をどう発展させるかというようなこと

について、小委員会の中でのいろいろ御審議な

すつたと思いますけれども、そういうような御審議の中で問題点が出されていたら、そういう問題

についてお聞かせをいただきたいと思うわけ

で協力をしたのに、いよいよ運転資金が足りない

といふようなときには、あなたのところはうちから借りてないから融資の対象になりませんよとい

つたら、まるで恩をあたで返すような姿になるのではないかと私は思うんでございますけれども、いかかお考えになるかお答えをいただきたいと思

ます。

筆生先生にまた一つお伺いしたいんですけれども、もとより地方税の少ない地方自治体に対しまし

ては、これは駆逐に説法でございますけれども、

地方自治団体全体の財源として交付税がございまして、交付税で調整をされておるわけあります

けれども、しかし駆逐をした産炭地域においては

より一般の状態よりも非常に多くの金がかかるのが事実でございまして、これは国の財政援助と申しますが、國の財源措置と申した方がいいのかもしれませんが、そういうものを大きくやはり期待せざるを得ない、こういうぐあいに存じております。

それから第三点は、これは地域振興整備公団が

その運転資金について単独で融資をするといふことを行つてないという点について、あるいは運転

資金が本命ではなくて設備資金が本命であるといふ点で、それに縁んで運転資金というのをやつ

ておられるのだろうと、こう思いますが、しかし、実態としてはやはり自己資金なり他から資金

を調達をして、そして設備をいたした上で運転資金、これは地振公団の運転資金が非常に低利であ

りますだけに、それを期待するという向きがかなり多いわけございまして、そういう実態から

その特定公共事業をやる場合に十七業種が法律できつと決められております。この十七業種

をやりますと、これは高率の國の補助がつきま

す。そして、それに上積みが、かさ上げが行われるわけです。ところが私の方の郡の自治体は同和

と失対事業で手いっぱいです。すでに起債率が三五

%、三六%です。最近一つの町が財政再建団体に指定される情勢が出てきて、破産寸前の状態にあ

るわけですが、同和と失対事業で手いっぱいです。この十一条という産炭法の恩典があるにもかかわ

らず、それをやるだけの継ぎ足しの財源がないわ

と、現実問題として、御指摘にございましたよ

うに地方税が非常に少ないと、財政力の弱さがございまして、これが現実でございますから何か

知恵を出していろいろ考えてみましても、いざ具體的にこれを実施しようとすると、財源で困

るのが実態でございます。

筆生先生にまた一つお伺いしたいんですけれども、もとより地方税の少ない地方自治体に対しまし

ては、これは駆逐に説法でございますけれども、

地方自治団体全体の財源として交付税がございまして、交付税で調整をされておるわけあります

けれども、しかし駆逐をした産炭地域においては

より一般の状態よりも非常に多くの金がかかるのが事実でございまして、これは國の財政援助と申しますが、國の財源措置と申した方がいいのかもしれませんが、そういうものを大きくやはり期待せざるを得ない、こういうぐあいに存じております。

それから第三点は、これは地域振興整備公団が

その運転資金について単独で融資をするといふことを行つてないという点について、あるいは運転

資金が本命ではなくて設備資金が本命であるといふ点で、それに縁んで運転資金というのをやつ

ておられるのだろうと、こう思いますが、しかし、実態としてはやはり自己資金なり他から資金

を調達をして、そして設備をいたした上で運転資金、これは地振公団の運転資金が非常に低利であ

りますだけに、それを期待するという向きがかなり多いわけございまして、そういう実態から

その特定公共事業をやる場合に十七業種が法律できつと決められております。この十七業種

をやりますと、これは高率の國の補助がつきま

す。そして、それに上積みが、かさ上げが行われるわけです。ところが私の方の郡の自治体は同和

と失対事業で手いっぱいです。すでに起債率が三五

%、三六%です。最近一つの町が財政再建団体に

指定される情勢が出てきて、破産寸前の状態にあ

るわけですが、同和と失対事業で手いっぱいです。この十一条という産炭法の恩典があるにもかかわ

らず、それをやるだけの継ぎ足しの財源がないわ

と、現実問題として、御指摘にございましたよ

うに地方税が非常に少ないと、財政力の弱さがございまして、これが現実でございますから何か

知恵を出していろいろ考えてみましても、いざ具

体的にこれを実施しようとすると、財源で困

のが実態でございます。

筆生先生にまた一つお伺いしたいんですけれども、もとより地方税の少ない地方自治体に対しまし

ては、これは駆逐に説法でございますけれども、

地方自治団体全体の財源として交付税がございまして、交付税で調整をされておるわけあります

けれども、しかし駆逐をした産炭地域においては

より一般の状態よりも非常に多くの金がかかるのが事実でございまして、これは國の財政援助と申

しますが、國の財源措置と申した方がいいのかもしれませんが、そういうものを大きくやはり期待

せざるを得ない、こういうぐあいに存じております。

それから第三点は、これは地域振興整備公団が

その運転資金について単独で融資をするといふことを行つてないという点について、あるいは運転

資金が本命ではなくて設備資金が本命であるといふ点で、それに縁んで運転資金というのをやつ

ておられるのだろうと、こう思いますが、しかし、実態としてはやはり自己資金なり他から資金

を調達をして、そして設備をいたした上で運転資金、これは地振公団の運転資金が非常に低利であ

りますだけに、それを期待するという向きがかなり多いわけございまして、そういう実態から

その特定公共事業をやる場合に十七業種が法律できつと決められております。この十七業種

をやりますと、これは高率の國の補助がつきま

す。そして、それに上積みが、かさ上げが行われるわけです。ところが私の方の郡の自治体は同和

と失対事業で手いっぱいです。すでに起債率が三五

%、三六%です。最近一つの町が財政再建団体に

指定される情勢が出てきて、破産寸前の状態にあ

るわけですが、同和と失対事業で手いっぱいです。この十一条という産炭法の恩典があるにもかかわ

らず、それをやるだけの継ぎ足しの財源がないわ

と、現実問題として、御指摘にございましたよ

うに地方税が非常に少ないと、財政力の弱さがございまして、これが現実でございますから何か

知恵を出していろいろ考えてみましても、いざ具

体的にこれを実施しようとすると、財源で困

のが実態でございます。

筆生先生にまた一つお伺いしたいんですけれども、もとより地方税の少ない地方自治体に対しまし

ては、これは駆逐に説法でございますけれども、

地方自治団体全体の財源として交付税がございまして、交付税で調整をされておるわけあります

けれども、しかし駆逐をした産炭地域においては

より一般の状態よりも非常に多くの金がかかるのが事実でございまして、これは國の財政援助と申

しますが、國の財源措置と申した方がいいのかもしれませんが、そういうものを大きくやはり期待

せざるを得ない、こういうぐあいに存じております。

それから第三点は、これは地域振興整備公団が

その運転資金について単独で融資をするといふことを行つてないという点について、あるいは運転

資金が本命ではなくて設備資金が本命であるといふ点で、それに縁んで運転資金というのをやつ

ておられるのだろうと、こう思いますが、しかし、実態としてはやはり自己資金なり他から資金

を調達をして、そして設備をいたした上で運転資金、これは地振公団の運転資金が非常に低利であ

りますだけに、それを期待するという向きがかなり多いわけございまして、そういう実態から

その特定公共事業をやる場合に十七業種が法律できつと決められております。この十七業種

をやりますと、これは高率の國の補助がつきま

す。そして、それに上積みが、かさ上げが行われるわけです。ところが私の方の郡の自治体は同和

と失対事業で手いっぱいです。すでに起債率が三五

%、三六%です。最近一つの町が財政再建団体に

指定される情勢が出てきて、破産寸前の状態にあ

るわけですが、同和と失対事業で手いっぱいです。この十一条という産炭法の恩典があるにもかかわ

らず、それをやるだけの継ぎ足しの財源がないわ

と、現実問題として、御指摘にございましたよ

うに地方税が非常に少ないと、財政力の弱さがございまして、これが現実でございますから何か

知恵を出していろいろ考えてみましても、いざ具

体的にこれを実施しようとすると、財源で困

のが実態でございます。

筆生先生にまた一つお伺いしたいんですけれども、もとより地方税の少ない地方自治体に対しまし

ては、これは駆逐に説法でございますけれども、

地方自治団体全体の財源として交付税がございまして、交付税で調整をされておるわけあります

けれども、しかし駆逐をした産炭地域においては

より一般の状態よりも非常に多くの金がかかるのが事実でございまして、これは國の財政援助と申

しますが、國の財源措置と申した方がいいのかもしれませんが、そういうものを大きくやはり期待

せざるを得ない、こういうぐあいに存じております。

それから第三点は、これは地域振興整備公団が

その運転資金について単独で融資をするといふことを行つてないという点について、あるいは運転

資金が本命ではなくて設備資金が本命であるといふ点で、それに縁んで運転資金というのをやつ

ておられるのだろうと、こう思いますが、しかし、実態としてはやはり自己資金なり他から資金

を調達をして、そして設備をいたした上で運転資金、これは地振公団の運転資金が非常に低利であ

りますだけに、それを期待するという向きがかなり多いわけございまして、そういう実態から

その特定公共事業をやる場合に十七業種が法律できつと決められております。この十七業種

をやりますと、これは高率の國の補助がつきま

す。そして、それに上積みが、かさ上げが行われるわけです。ところが私の方の郡の自治体は同和

と失対事業で手いっぱいです。すでに起債率が三五

%、三六%です。最近一つの町が財政再建団体に

指定される情勢が出てきて、破産寸前の状態にあ

るわけですが、同和と失対事業で手いっぱいです。この十一条という産炭法の恩典があるにもかかわ

らず、それをやるだけの継ぎ足しの財源がないわ

と、現実問題として、御指摘にございましたよ

うに地方税が非常に少ないと、財政力の弱さがございまして、これが現実でございますから何か

知恵を出していろいろ考えてみましても、いざ具

体的にこれを実施しようとすると、財源で困

のが実態でございます。

筆生先生にまた一つお伺いしたいんですけれども、もとより地方税の少ない地方自治体に対しまし

ては、これは駆逐に説法でございますけれども、

地方自治団体全体の財源として交付税がございまして、交付税で調整をされておるわけあります

けれども、しかし駆逐をした産炭地域においては

より一般の状態よりも非常に多くの金がかかるのが事実でございまして、これは國の財政援助と申

しますが、國の財源措置と申した方がいいのかもしれませんが、そういうものを大きくやはり期待

せざるを得ない、こういうぐあいに存じております。

それから第三点は、これは地域振興整備公団が

その運転資金について単独で融資をするといふことを行つてないという点について、あるいは運転

資金が本命ではなくて設備資金が本命であるといふ点で、それに縁んで運転資金というのをやつ

ておられるのだろうと、こう思いますが、しかし、実態としてはやはり自己資金なり他から資金

を調達をして、そして設備をいたした上で運転資金、これは地振公団の運転資金が非常に低利であ

りますだけに、それを期待するという向きがかなり多いわけございまして、そういう実態から

その特定公共事業をやる場合に十七業種が法律できつと決められております。この十七業種

をやりますと、これは高率の國の補助がつきま

す。そして、それに上積みが、かさ上げが行われるわけです。ところが私の方の郡の自治体は同和

と失対事業で手いっぱいです。すでに起債率が三五

%、三六%です。最近一つの町が財政再建団体に

指定される情勢が出てきて、破産寸前の状態にあ

るわけですが、同和と失対事業で手いっぱいです。この十一条という産炭法の恩典があるにもかかわ

らず、それをやるだけの継ぎ足しの財源がないわ

と、現実問題として、御指摘にございましたよ

うに地方税が非常に少ないと、財政力の弱さがございまして、これが現実でございますから何か

知恵を出していろいろ考えてみましても、いざ具

体的にこれを実施しようとすると、財源で困

のが実態でございます。

筆生先生にまた一つお伺いしたいんですけれども、もとより地方税の少ない地方自治体に対しまし

ては、これは駆逐に説法でございますけれども、

地方自治団体全体の財源として交付税がございまして、交付税で調整をされておるわけあります

けれども、しかし駆逐をした産炭地域においては

より一般の状態よりも非常に多くの金がかかるのが事実でございまして、これは國の財政援助と申

しますが、國の財源措置と申した方がいいのかもしれませんが、そういうものを大きくやはり期待

せざるを得ない、こういうぐあいに存じております。

それから第三点は、これは地域振興整備公団が

その運転資金について単独で融資をするといふことを行つてないという点について、あるいは運転

資金が本命ではなくて設備資金が本命であるといふ点で、それに縁んで運転資金というのをやつ

ておられるのだろうと、こう思いますが、しかし、実態としてはやはり自己資金なり他から資金

を調達をして、そして設備をいたした上で運転資金、これは地振公団の運転資金が非常に低利であ

りますだけに、それを期待するという向きがかなり多いわけございまして、そういう実態から

その特定公共事業をやる場合に十七業種が法律できつと決められております。この十七業種

をやりますと、これは高率の國の補助がつきま

す。そして、それに上積みが、かさ上げが行われるわけです。ところが私の方の郡の自治体は同和

と失対事業で手いっぱいです。すでに起債率が三五

%、三六%です。最近一つの町が財政再建団体に

指定される情勢が出てきて、破産寸前の状態にあ

るわけですが、同和と失対事業で手いっぱいです。この十一条という産炭法の恩典があるにもかかわ

らず、それをやるだけの継ぎ足しの財源がないわ

と、現実問題として、御指摘にございましたよ

うに地方税が非常に少ないと、財政力の弱さがございまして、これが現実でございますから何か

知恵を出していろいろ考えてみましても、いざ具

体的にこれを実施しようとすると、財源で困

のが実態でございます。

筆生先生にまた一つお伺いしたいんですけれども、もとより地方税の少ない地方自治体に対しまし

ては、これは駆逐に説法でございますけれども、

地方自治団体全体の財源として交付税がございまして、交付税で調整をされておるわけあります

けれども、しかし駆逐をした産炭地域においては

より一般の状態よりも非常に多くの金がかかるのが事実でございまして、これは國の財政援助と申

しますが、國の財源措置と申した方がいいのかもしれませんが、そういうものを大きくやはり期待

せざるを得ない、こういうぐあいに存じております。

それから第三点は、これは地域振興整備公団が

その運転資金について単独で融資をするといふことを行つてないという点について、あるいは運転

</

けです。したがって、できないわけです。そういう実情があります。したがって、そういう自治体については何らかの財政的な援助をやらないと、法律が通つても法律の恩典が受けられぬという現実の冷厳な事実があるということです。

それから、地域振興整備公団が団地に入つた企業が初めて融資を受けなかつたと、運転資金。私の方はまだ入つた企業が、地域振興整備公団がつくりまして入つたのが八業種ぐらい入りましたが、ほとんど全部入るときには設備資金その他を借りておりますので、先生の御指摘のような例はまだないようございます。以上です。

○参考人(笛生仁君) 小委員会の方で、まだ石炭鉱山を稼行中の都市について一体どう考えるかとおうなところの町づくりにつきましては、石炭資源が枯渇をするということがないにしてみても、抗口が動いてくるというふうなことですから、都市特に市街地の構成といふものを考えていくときに非常にやはり浮動的だと、非常に町づくりがしづらいという問題がございますので、そういう点はすでにこれは非常に酷な、酷なというより妙なあれでありますけれども、もう十年ぐらい前に閉山し終わったところと比べますと、大変これまでとしても考えていかなきやならないと。さらに、先生冒頭に言われましたが、私どももこれは産炭問題というのはやはり日本のエネルギー政策の一つの傷跡といふ形でとらえていかなきやならぬと。現在、国の政策としてエネルギー立地政策で精効的に進められているわけですが、そいつの場合に私どもは私どもなりにこの日本のいま電源等で進められている広範なエネルギー立地政策の一つの、何といいますか、先駆けになるようなものとしてこの産炭地域の後始末はきらつとやつ

ぱりやつっていくと、そのことが日本の今後の他の法律を開発振興させるという法律と、それからまた一面で鉱害の復旧の問題をするという法律と、産炭地域の両側がこれまた別な法律になつて、それはあれでけれども、法律のたままで、石炭鉱山を開発振興させることもございまして、それで今回の答申の中で先

生の御指摘のようないわば振興の問題プロパーやは地域の特性でバターンが出てくるであろうと、そういうバターンの中でも、特に稼行する石炭鉱山を持つ都市については、先ほど申し上げましたような意味合いからほかの産炭地域とは非常に違つた問題性を持つておりますので、これをかなり

ケーススタディーという形で進めてみて、その過

程の中にいまの先生御指摘のような問題を織り込んでやつしていくといふことを考えるべきでありますけれどもお伺いしたいと思います。

○理事(前田勲男君) 参考人にお願い申し上げます。御答弁はできるだけ簡潔にお願い申し上げま

す。

○参考人(笛生仁君) それからもう一点は、アイ

デアだけではどうともならないという問題があつ

りますが、滝井参考人お一人にひとつ御無礼でありますけれどもお伺いしたいと思います。

いま小笠原委員のお尋ねの中で笛生先生がちょ

つとお話を、御答弁がありました。問題は石炭産業の振興とそれから閉山跡地の復旧の場合、法律が

別であるのでこれらの人々云々というお話をあり

ましたが、ずうつと先ほどから参考人のいろいろ

御意見等を伺つておりますが、石炭産業の振興安定のために今後どうするかという

問題と、閉山跡地の鉱害復旧の問題をどうするかという問題と、実は考えていくとはなはだ矛盾す

るといいますかね、今後十年、二十年あるいは三

十年、五十年後を考えますと、いつまでたつても

石炭産業の振興、国内産の振興発展といふようなことを考えていけばいくほど、またそういう問題

をずっと後々まで続けて残していくといふこと

です。

○参考人(笛生仁君) それからもう一点は、アイ

デアだけではどうともならないといふ問題があつ

りますが、滝井参考人お一人にひとつ御無礼でありますけれどもお伺いしたいと思います。

いま小笠原委員のお尋ねの中で笛生先生がちょ

つとお話を、御答弁がありました。問題は石炭産業の振興とそれから閉山跡地の復旧の場合、法律が

別であるのでこれらの人々云々というお話をあり

ましたが、ずうつと先ほどから参考人のいろいろ

御意見等を伺つておりますが、石炭産業の振興

安定と、それから鉱害復旧との矛盾でござります

が、これは最前笛生先生も御指摘になりましたとおり、やはり今後の日本の石炭産業の長期安定的

な採掘をやろうとすれば、その跡地がやはりこう

いうようにきれいにもとどおりになりますよとい

うことを示さずして、石炭産業の安定はないと思

います。したがつて私は、いま北海道とか大半田

とか長崎で掘つておりますが、やはりそちらの生

産を順当にするためには、鉱害復旧その他もきち

つとやる以外にないと思っております。私たち第

それが近年になつて、そういう資源の供給といふふうな形での北海道の開発というものに対する反省が出てきて、もう少し北海道みずから持つ地域開発の新しい目を向けようと、それが小さな話でしようけれども、池田のワインになつたり、ところを一体どう考えていくかという、もう少し

エネルギー立地政策、エネルギー地域を健全な形で推進していく一つの目安になるのではないかと

おもんづけておられるか。これが第一点です。

それからまた、田川市の非行化の問題、老齢化

の問題等を実は冒頭伺つて大変驚いたわけですが、特に問題点の多い田川の市長さんとしてどういうふうに感じておられるか。

ういう懸念を実は感じておわけですが、特に問

題点の多い田川の市長さんとしてどういうふうに

感じておられるか。

豊では御存じのよう百石炭を掘つたわけです
が、その間に五万人の死者を出し、五百万人の負
傷者を出しておるわけです。そういう犠牲の上に
今日の日本の資本主義ができたわけで、むしろ私
たちとして政府にツケを回してそのツケをもらい
たいぐらいですけれども、ツケをもらわずに自主
的に今度は主体的に一つやっていこうと、こう考
えておるわけです。一方においては炭を掘り、一
方においては後始末をやるというのは何かこう矛
盾のような感じもしますけれども、それは表裏一
体のものとしてとらえる必要があると、こういうう
考え方のございます。

それから二番目の非行化の問題のお話がござい
ましたが、同時に鉱害の復旧が公平を欠いておる
のではないかと、不公平ではないかというお話を
山がつぶれていきました、それと相前後して昭和
二十八年に臨鉱法ができる鉱害復旧をやっている
わけですが、そのときは私たちのところで言えば、
ずっと遠賀川の上流から古河鉱業があり、そ
の次に三井があり、明治があり、三菱があると、こ
ういうようにその遠賀川の上流から下流に向か
つてずっとかかつての財閥会社が全部鉱区を持って石
炭を掘つたわけです。そのうちに中小の山に下請
をさせまして租鉱権を与えてやはり掘つたわけです。
そうすると、スクラップ・アンド・ビルトの政
策が進行しますと、能率の悪いところから先に
やるわけですから、中小の山が先につぶれていき
ました。そうすると、中小の山の鉱害復旧が始ま
ります。必ずしも、国会答弁その他は体系的
な上流から下流に向かってきちっとした鉱害復旧
をやると、こういろいろ政府はおっしゃいますけ
れども、現実の問題としてまだ中ごろの炭鉱は全
部稼動している、そうすると端々上流から閉山が
起つて鉱害復旧をやります。したがつて鉱害復
旧が系統的、体系的に行われていないわけです。
いま私の方が、三井鉱山が一番最後に第二会社が
つぶれまして、いまやつとマスター・プランを被害
者と加害者の両方に入つて市がつくつたわけで

す、学者に依頼をして。そうしますと、上流に古
河鉱業がすでに、彦山川の右岸では鉱害復旧が終
わっているわけです。下流は三菱鉱業が終わつて
いたとして政府にツケを回してそのツケをもらい
たいぐらいですけれども、ツケをもらわずに自主
的に今度は主体的に一つやっていこうと、こう考
えておるわけです。一方においては炭を掘り、一
方においては後始末をやるといふのは何かこう矛
盾のようだ感じもしますけれども、それは表裏一
体のものとしてとらえる必要があると、こういうう
考え方のございます。

それから二番目の非行化の問題のお話がござい
ましたが、同時に鉱害の復旧が公平を欠いておる
のではないかと、不公平ではないかというお話を
山がつぶれていきました、それと相前後して昭和
二十八年に臨鉱法ができる鉱害復旧をやっている
わけですが、そのときは私たちのところで言えば、
ずっと遠賀川の上流から古河鉱業があり、そ
の次に三井があり、明治があり、三菱があると、こ
ういうようにその遠賀川の上流から下流に向か
つてずっとかかつての財閥会社が全部鉱区を持って石
炭を掘つたわけです。そのうちに中小の山に下請
をさせまして租鉱権を与えてやはり掘つたわけです。
そうすると、スクラップ・アンド・ビルトの政
策が進行しますと、能率の悪いところから先に
やるわけですから、中小の山が先につぶれていき
ました。そうすると、中小の山の鉱害復旧が始ま
ります。必ずしも、国会答弁その他は体系的
な上流から下流に向かってきちっとした鉱害復旧
をやると、こういろいろ政府はおっしゃいますけ
れども、現実の問題としてまだ中ごろの炭鉱は全
部稼動している、そうすると端々上流から閉山が
起つて鉱害復旧をやります。したがつて鉱害復
旧が系統的、体系的に行われていないわけです。
いま私の方が、三井鉱山が一番最後に第二会社が
つぶれまして、いまやつとマスター・プランを被害
者と加害者の両方に入つて市がつくつたわけで

</div

らない点がございます。これはやはり私ども考えますと、スクラップ・アンド・ビルト、つまりそ
ういう当面のことに追われまして、実質的な、あ
るいは広域的なそういう横の連絡、縦の連絡がう
まいかなかつたと思います。これからはそうい
う市町村関係、県関係で十分広域的な面からもこ
れからの十年間というものは対処していかなければ
ならないというふうに考えます。

ただ、私が大臣とかそういうものを離れま
して、私自身の選舉区でございます筑豊地帯で私は
旧産炭地の人々に訴えるのでございますが、法律
が幾らあっても、皆さんに立ち上がり、おれが
やろうという気持ちがなければ産炭地の振興はで
きませんと、私は実は率直にそういうふうに、自
分の選舉区でありますので私のわがままも許して
もらってそういうふうに訴えておるわけでござい
ますけれども、やはり私は、まあ私のように大げ
さに言わなくともいいかもわかりませんけれど
も、そこに住む人たちが、法律というものがあつ
て、ある程度、まあ全部が完備されていなくて
も、自分たちでやろうという意識あるいは思惑
が非常に強くあるかないかということにもかなり
左右されたのじやないか。もう過去二十年間その
法律があつてもなかなかうまくいかなかつた。こ
れからの十年間を考えますときに、やはりそこ
の住民、そういう人たちがひとつ法律がなくとも
やろうという意思があつたら、この十年間の法律
がまだ生きるのじやないかといふ悔いも残ります
〇対馬孝且君 いま大臣から、今まで二十年間
のなぜ脱皮できなかつたかという問題点、縦横の
関係、あるいは地元の産炭地振興に対する一つの
創意工夫といいますか、あるいは熱意といいます
か、そういうこともあつたろうと思うのであります
が、けさほど北海道副知事、それから田川の市
長、振興審議会の小委員会の座長をやりました
生先生などの御意見を聞きましたが、やっぱり一
生先生などの御意見を聞きましたが、やっぱり一

つは、これは私は政府がどうとかわれわれがど
うだとか地元がどうだと言う前に、何といつても
ういう当面のことに追われまして、実質的な、あ
るいは広域的なそういう横の連絡、縦の連絡がう
まいかなかつたと思います。これからはそうい
う市町村関係、県関係で十分広域的な面からもこ
れからの十年間というものは対処していかなければ
ならないというふうに考えます。

として、油と石炭の価格差という問題が基本にな
って、この十年間はとんと昭和三十六年度以来閉
山に次ぐ閉山という大型閉山をしてきた。きょう
も北海道の副知事が言つておりますように、も
うこの十年間というのは閉山の連續だった。こう
して、この十年間は本当に、二十年といつても私に言わせ
れば法律が実際に生かされたのは十年であつたん
じやないか、後の十年間はもう閉山の連續を告げ
た、こう言つてもいいんじゃないかと、こう思ひ
たのですが、同時にまた、いまも大臣が素直に言
つておりますから申し上げませんけれども、やつ
ぱり国が実施計画を立て基本計画を立てて、それ
に対し市町村の年次的な計画が組まれていなか
った、こういう反省がきょう田川の市長さんから
もありましたが、私はやっぱりそうだと思います
がございましたが、私はやっぱりそうだと思います
がございましたように、そのような基盤整備等々
の仕事がようやくこれから續につきかけたところ
ではなかろうかというふうに思うわけでございま
す。私どももいま大臣も御答弁申し上げましたよ
うに、従来そういう各市町村が終閉山の処理に
追われておつたということでございましたために
、私ども自身としてももう少し地方の市町村あ
るいは道あるいは関係県の発意あるいはその自主
性、これのくみ上げという点につきましても、さ
らに工夫を要するという点も私ども反省すべき
点として感じておりますし、さらにまた、従来の
運用に対しましてそれぞれ一的に全く同じよう
な工業団地をつくるということではなくて、それ
を広域的にいろいろな機能、たとえば工業機能、
工業の中でも組み立てと部品とかいろいろな組み
合せがござりますし、さらに住宅機能、都市機
能、教育機能あるいは福祉的な諸施設というよう
なものをおもに組み合わせていくという点が、
これらの運用の中で従来の反省の上に立ちまし
て考えていかなければならぬポイントではなか
るかというふうに思つておるわけございま

す。

○政府委員(福川伸次君) ただいま委員が御指摘
のとおりに、生活保護率の状態あるいは財政力指
数、さらには工業出荷額、これにつきましてはま
だ産炭地、とりわけ六条市町村地域において全国
の平均に比べてかなり劣位であるということは、私
どもも率直に認識しなければならないというふ
うに思つておるわけでござります。

ただいま御指摘がございましたように、従来終
閉山がかなり最近に至つて集中的に起こつてき
た、こう言つてもいいんじゃないかと、こう思ひ
たのですが、同時にまた、いまも大臣が素直に言
つておりますから申し上げませんけれども、やつ
ぱり国が実施計画を立て基本計画を立てて、それ
に対する市町村の年次的な計画が組まれていなか
った、こういう反省がきょう田川の市長さんから
もありましたが、私はやっぱりそうだと思います
がございましたが、私はやっぱりそうだと思います
がございましたように、そのような基盤整備等々
の仕事がようやくこれから續につきかけたところ
ではなかろうかというふうに思うわけでございま
す。私どももいま大臣も御答弁申し上げましたよ
うに、従来そういう各市町村が終閉山の処理に
追われておつたということでございましたために
、私ども自身としてももう少し地方の市町村あ
るいは道あるいは関係県の発意あるいはその自主
性、これのくみ上げという点につきましても、さ
らに工夫を要するという点も私ども反省すべき
点として感じておりますし、さらにまた、従来の
運用に対しましてそれぞれ一的に全く同じよう
な工業団地をつくるということではなくて、それ
を広域的にいろいろな機能、たとえば工業機能、
工業の中でも組み立てと部品とかいろいろな組み
合せがござりますし、さらに住宅機能、都市機
能、教育機能あるいは福祉的な諸施設というよう
なものをおもに組み合わせていくという点が、
これらの運用の中で従来の反省の上に立ちまし
て考えていかなければならぬポイントではなか
るかというふうに思つておるわけございま

す。

○対馬孝且君 いま石炭部長から素直にそういう
ふうにお認めになつていますから、大臣も言われ
たとおりに縦横の関係ということで、やっぱり国
がどんな基本方針をつくつても、その地域の実態
に合わせなければ私は産炭地振興というものは前にい
かないと思うんです。

抽象論を言つてもあれですか、私は後で具体
的に申し上げますが、一つ一つだめ押しの意味で
ぼくは申し上げたいと思うんですが、そ
ういう点からいくと、やっぱり国が基本計画を樹立
をする、たとえば市町村がそれに対しまして実施
計画としてむしろ仕上げるという形をぼくはやつ
ぱりとするべきではないか、そういうものと並列的
にいて、たとえば石炭と同じように今度第七次
政策をやるわけですが、たとえばローリングプラ
ン式に十年間という延長の中で、あるいは年次計
画といふものを毎年出していく、そこでローリ
ング的に手直しをするものは手直していく、こ
ういう立場で総合的な関係の中でやる必要が第一
点。

それから、概して各省庁との関係が余りうまく

いつでないんじやないか、すばり申し上げると。建設省あるいは農林省、自治省という関係が産炭地域振興の財源的な基盤からいって関係が多いわけですけれども、私はそういう意味では、その関係を縦横といま大臣もお認めになつたが、これは単に事務レベルだけではなくて、たとえば新エネルギー総合開発機構のようにエネルギー関係閣僚対策会議、こういうのはいま現在あるわけだ、率直に言って、エネルギーは重要であるということです。のくらいの気構えで関係大臣の閣僚会議ぐらいは一回やる、そういう姿勢でこの産炭地振興やらなければ、これは学識経験者の説では十年で終わりを告げたい、こういう気持ちでやつてもらいたいという意欲があるとするならば、私はやっぱりそこまで新エネルギー機構でエネルギーやりやつているよう、関係閣僚会議ぐらい持つて産炭地域振興の縦横の関係を総合的に充実をしていく、こういう体制をとつていいんじゃないか、こう思ひますが、大臣いかがなんですか。

○國務大臣(田中六助君) いずれにいたしまして

も、対馬議員の御意見も私十分承つております

し、今までのようならぬることであります

するとしておけば十年間といふものはあつた

つよくなもします。したがつて、この十年間は

密度の濃いいろんな対策、対馬議員の御指摘の閣

僚会議でそれを基本計画から実施計画へとい

うな、各省との連絡をうまくやれといふような

こと、そういうのも全部加味いたしまして、実

態があまくいくような方策というものを考究して

お伺いしていきたい、こう思います。

第一の問題は、私は從来先ほども言つたよう

に、結果的には石炭産業のスクランプ、荒廃が今

日の産炭地といふまさに窮乏の一途をたどつてき

た、これは先ほど参考人が申されましたとおり、

私自身も指摘したとおりであります、そこで産

炭地域振興対策とは一体何かという第一の課題

は、私はこの石炭閉山地域の再開発をすることが建設省あるいは農林省、自治省という関係が産炭地域振興の財源的な基盤からいって関係が多いわけですけれども、私はそういう意味では、その関係を縦横といま大臣もお認めになつたが、これは単に事務レベルだけではなくて、たとえば新エネルギー総合開発機構のようにエネルギー関係閣僚対策会議、こういうのはいま現在あるわけだ、率直に言って、エネルギーは重要であるということです。のくらいの気構えで関係大臣の閣僚会議ぐらいいは一回やる、そういう姿勢でこの産炭地振興やらなければ、これは学識経験者の説では十年で終わりを告げたい、こういう気持ちでやつてもらいたいという意欲があるとするならば、私はやっぱりそこまで新エネルギー機構でエネルギーやりやつしているよう、関係閣僚会議ぐらい持つて産炭地域振興の縦横の関係を総合的に充実をしていく、こういう体制をとつていいんじゃないか、こう思ひますが、大臣いかがなんですか。

○國務大臣(田中六助君) いずれにいたしまして

も、対馬議員の御意見も私十分承つております

し、今までのようならぬることであります

するとしておけば十年間といふものはあつた

つよくなもします。したがつて、この十年間は

密度の濃いいろんな対策、対馬議員の御指摘の閣

僚会議でそれを基本計画から実施計画へとい

うな、各省との連絡をうまくやれといふような

こと、そういうのも全部加味いたしまして、実

態があまくいくような方策というものを考究して

お伺いしていきたい、こう思います。

第一の問題は、私は從来先ほども言つたよう

に、結果的には石炭産業のスクランプ、荒廃が今

日の産炭地といふまさに窮乏の一途をたどつてき

た、これは先ほど参考人が申されましたとおり、

私自身も指摘したとおりであります、そこで産

炭地域振興対策とは一体何かという第一の課題

は閉山になつて、まさにスラム街です。あそこへ

やつぱり目的でなければならない、そこらあたり

を基本に据えて第一点考へる必要があるんじやない

か。私は抽象論申し上げません。具体的にその

例を挙げますけれども、たとえば留明、羽幌炭田

を中心にして再開発をすれば十万トンの石炭があ

る。これはもうほとんど設備投資がなくて、いわ

ゆるもう露頭採掘に近い状態で再開発は可能であ

ります。いまこれは酪農と一部漁業、私の村でもあり

ますけれども、漁業です。ほとんどこれは全部出

かせぎ労働者、留明管内に働く約七千から八千と

いうのはほとんど現在出かせぎ労働者です。こう

いう状態で、これはいま産炭地域振興法の見直し

と言つたつて、言葉でそう言つたつて、なかなか

そはいかない。そうすると、何かと言えば手つ

取り早いところ泊戸幌炭鉱、旧筑別炭鉱の再開発

をすれば一定の労働者の雇用を吸収できる。しか

も十万トンですから、一年一万トンずつ掘つて

いったつて、十年掘掘が可能になるわけだ。そ

うすると現実の産炭地振興といふのは実にあります

ができる。こういうことが一つあります。

それから、そういう意味で私は空知炭田に今度

当てはめると、これだつて同じことが言える。た

と、それが何であります。

当委員会でも、かつてこの買い上げ鉱区の再

開発の問題につきましていろいろ御意見がござい

ましたが、私ども現在七次策の中で今後の石炭政

策のあり方を考えます場合に、かなり石炭の環境

が国際的に変わつてしまつておるわけでございま

す。

それで、そ

うして、そういう新しい状況の中で再開発の制度が

いまのままでいいのかどうかという点は、実は重

要な課題として石炭鉱業審議会に七次策の検討の

一環として御検討をお願いいたしておるわけで

ござります。

私ども自身もこの再開発の可能性

というものをどう評価すべきかという点は、現在

鋭意調査をいたしておるわけでござります。

いままた既存の炭鉱のさらに開発の仕方ににつき

ましていろいろ例を挙げてお話をございました

たといふう一つ言ひなれば、旭炭鉱はつぶれたが、

旭炭鉱はいま閉山になつて、旭炭鉱

と、かつて万字炭鉱はいま閉山になつて、旭炭鉱

は閉山になつて、まさにスラム街です。あそこへ

やつぱり目的でなければならない、そこらあたり

を基本に据えて第一点考へる必要があるんじやない

か。私は抽象論申し上げません。具体的にその

例を挙げますけれども、たとえば留明、羽幌炭田

を中心にして再開発をすれば十万トンの石炭があ

る。これはもうほとんど設備投資がなくて、いわ

ゆるもう露頭採掘に近い状態で再開発は可能であ

ります。いまこれは酪農と一部漁業、私の村でもあり

ますけれども、漁業です。ほとんどこれは全部出

かせぎ労働者、留明管内に働く約七千から八千と

いうのはほとんど現在出かせぎ労働者です。こう

いう状態で、これはいま産炭地域振興法の見直し

と言つたつて、言葉でそう言つたつて、なかなか

そはいかない。そうすると、何かと言えば手つ

取り早いところ泊戸幌炭鉱、旧筑別炭鉱の再開発

をすれば一定の労働者の雇用を吸収できる。しか

も十万トンですから、一年一万トンずつ掘つて

いたつて、十年掘掘が可能になるわけだ。そ

うすると現実の産炭地振興といふのは実にあります

ができる。こういうことが一つあります。

それから、そういう意味で私は空知炭田に今度

当てはめると、これだつて同じことが言える。た

と、それが何であります。

当委員会でも、かつてこの買い上げ鉱区の再

開発の問題につきましていろいろ御意見がござい

ましたが、私ども現在七次策の中で今後の石炭政

策のあり方を考えます場合に、かなり石炭の環境

が国際的に変わつてしまつておるわけでございま

す。

それで、そ

うして、そういう新しい状況の中で再開発の制度が

いまのままでいいのかどうかという点は、実は重

要な課題として石炭鉱業審議会に七次策の検討の

一環として御検討をお願いいたしておるわけで

ござります。

私ども自身もこの再開発の可能性

というものをどう評価すべきかという点は、現在

鋭意調査をいたしておるわけでござります。

いままた既存の炭鉱のさらに開発の仕方ににつき

ましていろいろ例を挙げてお話をございました

たといふう一つ言ひなれば、旭炭鉱はつぶれたが、

旭炭鉱はいま閉山になつて、旭炭鉱

と、かつて万字炭鉱はいま閉山になつて、旭炭鉱

は閉山になつて、まさにスラム街です。あそこへ

やつぱり目的でなければならない、そこらあたり

を基本に据えて第一点考へる必要があるんじやない

か。私は抽象論申し上げません。具体的にその

例を挙げますけれども、たとえば留明、羽幌炭田

を中心にして再開発をすれば十万トンの石炭があ

る。これはもうほとんど設備投資がなくて、いわ

ゆるもう露頭採掘に近い状態で再開発は可能であ

ります。いまこれは酪農と一部漁業、私の村でもあり

ますけれども、漁業です。ほとんどこれは全部出

かせぎ労働者、留明管内に働く約七千から八千と

いうのはほとんど現在出かせぎ労働者です。こう

いう状態で、これはいま産炭地域振興法の見直し

と言つたつて、言葉でそう言つたつて、なかなか

そはいかない。そうすると、何かと言えば手つ

取り早いところ泊戸幌炭鉱、旧筑別炭鉱の再開発

をすれば一定の労働者の雇用を吸収できる。しか

も十万トンですから、一年一万トンずつ掘つて

いたつて、十年掘掘が可能になるわけだ。そ

うすると現実の産炭地振興といふのは実にあります

ができる。こういうことが一つあります。

それから、そういう意味で私は空知炭田に今度

当てはめると、これだつて同じことが言える。た

と、それが何であります。

当委員会でも、かつてこの買い上げ鉱区の再

開発の問題につきましていろいろ御意見がござい

ましたが、私ども現在七次策の中で今後の石炭政

策のあり方を考えます場合に、かなり石炭の環境

が国際的に変わつてしまつておるわけでございま

す。

それで、そ

うして、そういう新しい状況の中で再開発の制度が

いまのままでいいのかどうかという点は、実は重

要な課題として石炭鉱業審議会に七次策の検討の

一環として御検討をお願いいたしておるわけで

ござります。

私ども自身もこの再開発の可能性

というものをどう評価すべきかという点は、現在

鋭意調査をいたしておるわけでござります。

いままた既存の炭鉱のさらに開発の仕方ににつき

ましていろいろ例を挙げてお話をございました

たといふう一つ言ひなれば、旭炭鉱はつぶれたが、

旭炭鉱はいま閉山になつて、旭炭鉱

と、かつて万字炭鉱はいま閉山になつて、旭炭鉱

は閉山になつて、まさにスラム街です。あそこへ

やつぱり目的でなければならない、そこらあたり

を基本に据えて第一点考へる必要があるんじやない

か。私は抽象論申し上げません。具体的にその

例を挙げますけれども、たとえば留明、羽幌炭田

を中心にして再開発をすれば十万トンの石炭があ

る。これはもうほとんど設備投資がなくて、いわ

ゆるもう露頭採掘に近い状態で再開発は可能であ

ります。いまこれは酪農と一部漁業、私の村でもあり

ますけれども、漁業です。ほとんどこれは全部出

かせぎ労働者、留明管内に働く約七千から八千と

いうのはほとんど現在出かせぎ労働者です。こう

いう状態で、これはいま産炭地域振興法の見直し

と言つたつて、言葉でそう言つたつて、なかなか

そはいかない。そうすると、何かと言えば手つ

取り早いところ泊戸幌炭鉱、旧筑別炭鉱の再開発

をすれば一定の労働者の雇用を吸収できる。しか

も十万トンですから、一年一万トンずつ掘つて

いたつて、十年掘掘が可能になるわけだ。そ

うすると現実の産炭地振興といふのは実にあります

ができる。こういうことが一つあります。

それから、そういう意味で私は空知炭田に今度

当てはめると、これだつて同じことが言える。た

と、それが何であります。

当委員会でも、かつてこの買い上げ鉱区の再

開発の問題につきましていろいろ御意見がござい

ましたが、私ども現在七次策の中で今後の石炭政

策のあり方を考えます場合に、かなり石炭の環境

が国際的に変わつてしまつておるわけでございま

す。

それで、そ

うして、そういう新しい状況の中で再開発の制度が

いまのままでいいのかどうかという点は、実は重

要な課題として石炭鉱業審議会に七次策の検討の

一環として御検討をお願いいたしておるわけで

ござります。

私ども自身もこの再開発の可能性

というものをどう評価すべきかという点は、現在

鋭意調査をいたしておるわけでござります。

いままた既存の炭鉱のさらに開発の仕方ににつき

ましていろいろ例を挙げてお話をございました

たといふう一つ言ひなれば、旭炭鉱はつぶれたが、

旭炭鉱はいま閉山になつて、旭炭鉱

と、かつて万字炭鉱はいま閉山になつて、旭炭鉱

は閉山になつて、まさにスラム街です。あそこへ

やつぱり目的でなければならない、そこらあたり

を基本に据えて第一点考へる必要があるんじやない

か。私は抽象論申し上げません。具体的にその

例を挙げますけれども、たとえば留明、羽幌炭田

を中心にして再開発をすれば十万トンの石炭があ

る。これはもうほとんど設備投資がなくて、いわ

ゆるもう露頭採掘に近い状態で再開発は可能であ

四ブロックに分かれるわけだ。その四ブロックの中で、それじゃ現在の既存炭鉱以外のところで産炭地域振興として目玉になるものはあるかと言つたら、そう簡単にないです、これは、はつきり申し上げて。現に、先ほど参考人言つておるでしょ、お認めになつておるでしょ。そうなれば答えは何かというと、やっぱり私が言つたような、羽幌炭鉱の例を挙げました。こういうことを挙げればたくさんあるが、私も全部知つておるから申し上げるんだけれども、そういうことについては、もちろん七次政策とは関連あるけれども、七次政策の中でこれは生かしていく、同時に産炭地域振興になつていく、この両面の基本的な政策といふものをとるのかとならないのか。となると、これ検討するとかなんとか、抽象論じやなくて、となるならとるということをはつきりしてもらえばいいんであって、そのことをお聞きしているわけですよ。どうですか。

○政府委員(福川伸次君) いま申し上げましたように、確かにいまの天北、留萌、この地域につきましては、先生御指摘のようにかなり過疎的な地域でござりますから、たとえば酪農あるいは食品加工、あるいは沿岸、沖合い、あるいは木材、観光開発等々、これはまたいろいろそれぞれの地方で御検討願つて、その発展のためいろいろな努力はしていかなければならぬというふうに思つておるわけでございます。また同時に、いま御指摘のような、そういう再開発ということの可能性、これをいま検討いたしておりますが、現在の制度にございましては、いまそれを合理的に開発できるかどうかという点に関しまして、從来やつてまいりました諸制度、この新しいエネルギー情勢が変わりました中で、これをどう位置づけるべきかということを現在検討をいたしております。

○対馬孝且君 これは五十一年の三月に私はこの問題を提起しまして、もうほとんど調査は完了しないなきやならぬ、当時三年目標で調査を完了い

たしますといつになつておるんだ。ところが、これ當時、増田エネルギー長官時代だったが、いまなおしかし、これ二年どころじゃないんだ、もうまる五年になつておる。私が言いたいのは、それが、あの既存の炭鉱言つておるんじゃないの、羽幌炭鉱の中でも可能ではないかと。そこへいま企業誘致の中でも可能ではないかと。そこへいま企業誘致だとか何とかとうまいこと言つたって、これ來やしないんだ。そうすると、それが手取り早く労働者は生かされる、地下資源は生かされる、北海道の地域全体の社会が発展していく、こういう一石三鳥の考え方方に立つのが産炭地域振興ではないかと。これを私が言つておるのであって、この点は、ひとつ大臣、私の言つておること、これ違ひなればですが、これから七次政策とあわせてそろい方向にひとつ結論を出してもらいたいと、こら言つておるわけですよ。どんなものですか。

○國務大臣(田中六助君) 私ども過去スクラップ・アンド・ビルトという名目のもとに炭鉱をすいぶん整理してきました。むしろ私に言わせればスクラップ・アンド・ビルトじやなくてスクラップ・アンド・ビルトで、その重なりがずっと来てたと思います。したがつて、そういう点の不備が現状の法律と合わない点が多々あります。旧鉱に対する再開発、そういうものについての再検討についての答申が得られればと、あるいはまた私どもの事務当局がそういうような動きを多少でもしこたましてはいまさつき、最初に申し上げましたような制限がござりますので、いまそれを合理的に開発できるかどうかという点に関しまして、從来やつてまいりました諸制度、この新しいエネルギー情勢が変わりました中で、これをどう位置づけるべきかということを現在検討をいたしております。

○対馬孝且君 いま大臣の言つことで結構です。

そこで私がお伺いしたいことは、経済生活圏との事務当局がそういうような動きを多少でもしこたましてはいまさつき、最初に申し上げましたような制限がござりますので、いまそれを合理的に開発できるかどうかという点に関しまして、從来やつてまいりました諸制度、この新しいエネルギー情勢が変わりました中で、これをどう位置づけるべきかということを現在検討をいたしております。

○対馬孝且君 これは五十一年の三月に私はこの問題を提起しまして、もうほとんど調査は完了しましたが、申し上げた閉山再開発、振興開発を含めてひとと開発の方向に、産炭地域振興と七次政策をあわせてそういう方向にひとつ結論を出してもらいたいと、問題は、私が言いたいのは、これからの

たいと特に申し上げておきたいと思います。

そこで、私は具体的に次の問題をそれじやお伺います。

問題は、先ほども聞いたけれども、この間も私は現実に行つてきました。奈井江あるいは美唄、夕張にも行つてきましたけれども、何回となく現地へ入つていますが、奈井江工業団地なんというのはいまこれまでにべんべん草生えておりますよ、大臣、これはつきり申し上げて。それで、先ほどもちょっとと午前中も申し上げたのだが、北海道の工業団地の譲渡率というのを見ますと五七、八

%前後ですよ。九州の場合は八六、七七といつてますね。山梨県は七〇%、全体の平均で言うと七五%と、こうなつておるのだが、北海道はもつと厳しいところを言つと、奈井江なんか行くとこれはゼロに近いようなものだ。こういう問題を含めた場合に、私はやっぱり本当にこの産炭地域振興ということをこれから目指していくと、いう意味で、目玉になつてきた問題としては、先ほど出ました教育、文化、福祉という問題で、つまり経済生活圏、そういうのを、先ほど笹先生からも御意見を聞きました。これはそのとおり並列して私は結構だと思つてますが、問題は、これはどういふうに描かれていくのかと、ということをやつぱり見なきやいかぬのじやないか。たとえば、いまこれ大臣の方にも行つておると思つてありますか、芦別では中小企業大学校を誘致してくれと、こういう要望が大臣の方にも恐らく行つておると思います。したがつて、私はできますな

ば、第七次答申の中に新鉱も含めまして旧鉱に對する再開発、そういうものについての再検討につけております。したがつて、私はできますな

ば、第七次答申の中に新鉱も含めまして旧鉱に

新たに経済生活圏といふものは、一体どういうことを描かれるんだと。これはどうも市町村の連中はわからぬというわけですよ。経済生活圏といふのははどういう未来像なんだ、そこがどうも幻であります。市町村の首長さんでさえそう言つんだから、これからもちろん計画するんですからどういうものがでてくるかわからないんだが、いろいろ衆議院のやりとりも私もこれ読ましてもらつたが、そういう抽象的なやりとりしてもしようがないんだけれども、何回となく現地に入つてますが、奈井江工業団地なんといふのはいまこれまでにべんべん草生えておりますよ、大臣、これはつきり申し上げて。それで、先ほどもちょっとと午前中も申し上げたのだが、北海道の工業団地の譲渡率といふのを見ますと五七、八%前後ですよ。九州の場合は八六、七七といつてますね。山梨県は七〇%、全体の平均で言うと七五%と、こうなつておるのだが、北海道はもつと厳しいところを言つと、奈井江なんか行くとこれにはゼロに近いようなものだ。こういう問題を含めた場合に、私はやっぱり本当にこの産炭地域振興といふことをこれから目指していくと、いう意味で、目玉になつてきた問題としては、先ほど出ました教育、文化、福祉という問題で、つまり経済生活圏といふのを、先ほど笹先生からも御意見を聞きました。これはそのとおり並列して私は結構だと思つてますが、問題は、これはどういふうに描かれていくのかと、ということをやつぱり見なきやいかぬのじやないか。たとえば、いまこれ大臣の方にも行つておると思つてありますか、芦別では中小企業大学校を誘致してくれと、こういう要望が大臣の方にも恐らく行つておると思います。したがつて、私はできますなば、第七次答申の中に新鉱も含めまして旧鉱に對する再開発、そういうものについての再検討につけております。したがつて、私はできますなば、第七次答申の中に新鉱も含めまして旧鉱に

たのが、私言つたように練炭でしょ、わかりやすく言つたならば。ただの練炭じゃありませんけれどもね。これが二百五十円でもって十時間も燃焼できる。こういうものを、旧美唄には炭鉱七つあつたんだ、私の山だけれども、全部これつぶれちゃつた。こういう跡地にそういうものが産炭地域振興として発展すれば、拡大できるわけです。これ一石二鳥なんですよ。野菜は安くなる、農業者は利益が出てくる、それから同時にいま捨てられた工場は開発できる。そして粉炭として一たん投げた粉炭をもう一回洗い直して、そして化学的に一つの固体のものにしていく。こんないいことないんだ、私に言わせれば。幸い新エネルギー機構の中での前高瀬石炭部長にもアドバイス願つてそこまで行つたわけですが、たとえばむしろ産炭地そういうものがむしろ雇用の拡大につながり、冷え切つた町を発展させ、やがて新エネ機構に当たるこれは省エネにもつながつてくる。こういう産炭地域振興とはそういうものがます第一点

あっていいんじゃない。

二つ目は、先ほど言つた芦別なら芦別を例にとつたが、中小企業大学校をもつて誘致できるものなら誘致して、そこにやはりこれからの中企業都市としての、家具だとか、あそこは木材の町ですから、木材も生かしてやつぱり家具工業なりそういうものをどんどんつくつていく。これも一つのあれでしょ。そういうものを一つ描いていくと、いうことで理解していいのかどうか。そういうものが経済生活圏と言つんだと、こういうことなんか。そういうものはそういうものなんだといふことをきつとしてもらえばいいんですよ。答弁の中でも、これは一応わかるわけじゃないが、どうもびんと、胸にすとんと落ちないという

印象を受けるのですから、私抽象論でしゃべつてもしようがないから、いま具体的に、衆議院でやつた。こういうことは出てないけれども、具体例を挙げて、いまここで私はそういうものはそういうもので、私の山だけれども、全部これつぶれちゃつた。こういう跡地にそういうものが産炭地域振興として発展すれば、拡大できるわけです。このことでは私はそういうものはそういうもので、いまここで私はそういうものはそういうものでないならないということを説明してもらえばいい。いかがですか。

○政府委員(福川伸次君) いま先生の御指摘のような考え方方といふのは、私どももそれも一つの十分検討に値する案ではなかろうかというふうに思つております。

いま現実の例を引いてお話しになられましたわけであります。もちろん、これは北海道が関係市町村の意見を聞いてつくるわけでございますの

で、私どもの方から、いまここで具体的にこういふのがいいんだということを断定的に申し上げる

までは、現在ここで御答弁申し上げる立場にはございませんけれども、そういういろいろな文

化的な諸施設をそれぞれの園域の中で誘致をしていくと、それぞれの特色も生かしていくと、これ

も一つの方法でございます。いま先生の御指摘の

よろこびましたように、農業関係との連携というのもこれは十分考えられることであるわけござい

ます。現に、いま石炭を利用いたしましたハウス栽培というのは、ほかの地域でも若干そういう先進的な事例があり、一部の地方公共団体におきま

しては、それを意欲的に進めようというような計画もあるわけでございます。このような地域の中には、お話しのように石炭鉱山が稼働いたしてお

るわけでございますので、いまお話しのようないないで、もう少しほかの経済的な活動を含めたも

のめやつていこう、現に夕張その他いろいろな市町村でも努力をしていたと思いますが、そういうことも含めてそれぞれの地域の特色を生かしてやつていくことが、一つのこれからの方のだと。そういうものを描いて、これからひとつ经济生活圏というものを展望していくんだと言うならそれで結構なんです。そういうものでないならないといふことを説明してもらえばいい。いかがですか。

○政府委員(福川伸次君) いま先生の御指摘のように、北海道の知内の場合言つてあるわけでございまして、そういういまお話しのような事例、これをさらによく掘り下げて

いくと、その地域の特色を持ったものを生かしていくと、これが一つのこの地域の発展計画、あるいは広域的な經濟生活圏ということで考えていくものであると私ども考えていくわけでございます。

そういうことで、もちろんいまお話しのようになります。さらにも、歌志内とか奈井江とかそれぞれ工業団地を生かして連携的な機能分担といふことも可能でございますし、いままた先生がおつしやいましたように、農業関係との連携といふものもこれは十分考えられることであるわけございまます。

だから、私が言いたいのは、そういう臨海地帯の段階では、電気料金はコストが安くなるという問題はあるわけですよ。

だから、私が言いたいのは、そういう内陸地帯で石炭火力発電所といふものを、あるいはコールセントラルセンターの基地ではない、私はそう思つてます。されど、内陸地帯にどうしたらコールセントラルセンター問題で一時間ばかりやりましたが、コ

ールセントラルセンターといふのは、実際北海道では、いま苦小牧でも、これらも私は長官にもこの前の当委員会で実は質問していますけれども、一応コールセントラルセンター問題で一時間ばかりやりましたが、コ

ー

ー

ー

ー

岸で大型の発電所を立地するという場合、これがもちろん大型船で海外から持つてまいりますれば、これはかなり経済性が高いわけでございますが、山元火力発電所というところまで、海外から持つてくるよりは国内の石炭の方が経済性が高いわけでございます。という点は私どももそのとおりだと思っておるわけですが、山元に近いところでの石炭需要の開拓というのは、私どもも一つのこれから検討すべき大きな状況であると聞いています。

それで、いまお話しのこれをコールセンターと称するかどうかはこれはいろいろ御議論があると思います。もちろん海外から大型船で持つてきて、一般的にコールセンターと称しておりますのは、御承知のとおりに海外から大型船で持つてきて、そしてそこで内陸輸送への積みかえ等をする、あるいは貯炭場を持つて大規模のスケールメリットを確保しようということで考えておりますので、そういう形でのセンターというふうな意味で重要なポイントだと思っております。そもそも、その石炭を内陸である程度活用していくということでも、これまた私どもも石炭の需要開拓といふことを、これまでのとおりだと思っております。それがもちろん地元の経済社会の発展につながるという可能性を持つてあるという点は、私どももそのとおりだと思っておるわけでございまして、現在これが発電所に限らず、何らかの電力開拓の方法としてそのような道がないものかと要開拓の方策としてそのような点ではなかろうか、ポイントというふうになる観点ではなかろうかというふうに思つております。

○対馬孝季君 そういうふうな考え方でひとつぜひ産炭地域振興の一策として、積極的に取り組んでもらいたいと私は思います。

そこで、それにしては、大臣も努力を願つて初めて特定事業促進調整額というのが十一億円となるといふことは、これはこの法案の一つの目玉になつてゐるわけありますが、そこで十一億円といふ金の使い道が一体産炭地振興にどれだけ役立つか。どれだけの産炭地振興に政策的に手だてになるのか。つけないよりはつけた方がいいといつて、单年度ですから十年後はどういうふうに推移していくのかというのはまだ未知数であります。が、私はこの十一億という金がどういうふうにこれから目的意識に向かつて使われていくのか。こういう点になると、つけたことについての努力は多とするんだけれども、実際にそれじゃ先ほども私は具体的に挙げたように、芦別は芦別市でたとえば中小企業大学校をつくる、誘致をする。これからの運動なり、これが実態だと思はうんですが、仮に産炭地六条指定地域、十条指定地域にそういうものがつくられると仮定した場合ですよ、たとえば建設なら建設の関係、農業なら農業の関係でそういうものができたとするならば、この十一億の金で一体どれだけ生かしてどれだけの産炭地振興に効果があるのかなということが、どうも私びんとこないんですね。たとえば、国がまるきり十億単独事業のようにやるわけじゃないでしょうか。なぜそれを言ひかといったら、これ通産省の努力も得たけれども、夕張の歴史村というのも五十億かかるつているわけだ。そうでしょう、単独事業で。そうすると、十一億という金はこれは夕張の歴史村で五十億かかっているのに、十一億ぐらいいこれは焼け石に水の金になつてしまふんじゃないかなという感じを私持つてゐるわけですよ。だからそういう訳で、この十一億というものが一つの誘い水になつて、それが十年間には倍々ゲーグムになつて相当な財源になつていくんだと、財政再建の折でもあるから、そう簡単にいかない中で十二億つけたというのは、それなりに努力したと思うんだが、私の言いたいのは、单年度が十一億円でスタートするなら、十年後は一体どういうふうになつていくんだ。これはまるつきり市町村の持

ち出しがないということにはならないでしょ。問題は、市町村が持ち出していくことになった場合に、これは夕張の市長がこの間も、ここでも先ほど田川の市長が言っているように、もやは三割自治なんというもののじゃなくて、一割五分どころか〇・三自治までの町村がある、こういう極端な話も出ていますよ。そうすると、市町村が持ち出してまでこの事業をやるという実態になるんだろうかという問題点が一つ、私なりにまだ整理してないんだが、お聞きしたいことは、そういうものになっていくとするならば、この十一億という金はつけはみたけれども、実際生きた金にないのかなという問題が一つありますよ。そこらあたりがどうも十一億という金が私にすると全く、これ第一段階つけたということは意義あったにしても、これが本当に生かされる金になしていくだろうか。それにしても、いぶん少ないものだな。これだけ一つ間違ったんじゃないのか。十一億というのが百十一億というならまだわかるけれども、ただ十一億というのはちょっとけた外れじゃないかなという感じもしたりしまして、そこらあたりが具体的に特定事業促進調整額というのはどういう形で生かされていくのか、どういうふうに実効率を上げようとしているのか、どういうものがここにまで引き上がってくるのかという、この点ひとつ具体的にお示し願いたいと思う。

どういうところを対象にするかということですが、その六条市町村を対象にいたしたいというふうに思つておりましたが、その六条市町村が道あるいは県の作成したしました。そのための施設整備等の事業を行つた場合に、これらの事業といふのは国庫補助事業になつておりますが、そういういた国庫補助事業として採択され、いるもので、それでなおそれにつきまして特に加速しなければならないというようなものを、対象にいたしたいというふうに思つて、いるわけでござります。

もう少し具体的に申しますと、たとえば広域的な共同施設の例といたしましては、たとえば広域的水道でありますとか水資源の開発とかあるいは広域的な医療施設とかといったことを考えてはどうかというふうにも思つておりますし、さらに市町村の機能分担を高めるための基盤整備の事業をいたしましては、たとえば土地改良事業でありますとかあるいは漁業の振興の施設でありますとか、林業振興施設等々を対象に考えたらと思つております。それからまた教育、文化、福祉等のレベルアップを図るための施設といたしまして、たとえば公民館あるいは児童館、青少年の家、老人福祉施設、こういったようなもの、これらは御承知のように大方が国の補助事業の対象になつておるわけですが、ございまして、これをさらにそりいつた広域的な特性、地域特性に応じまして広域的な機能分担を高めていきます場合に、それぞれの特性を生かした広域市町村が相互に連携をし合つてやつてまいりますときに、こちらの市町村はこの事業の呼び水としてさらにこれを上乗せをしていく。上乗せされました分だけ、もちろんしたがい

まして市町村の負担がそれだけ軽減されるわけですがございまして、したがつてそういう機能分担を高めていく、そういうわけで呼び水にいたしたいというふうに思つておるわけでございます。

十一億を積算をいたしましたときには、私どもこれは答申は十一月にちょうどいたしましたのでございますが、昨年八月に大体答申のラインも踏まえまして、予算要求の時期がございましたので、このような十一億の積算をいたしましたが、このときには大体その関係の道県の御意向あるいは計画等を伺いました、そういった上乗せ、呼び水といふことで言えば一応十一億ということの積算を出しまして、大蔵省との折衝の過程におきまして一応要求額を予算として計上したと、こういふ経緯になつておるわけでございます。これはもちろん要求段階の状況でございますから、今後これを実際に運用いたしまります場合には、さらにまた各道県の地域の発展計画を見、さらにまたそれを集約いたしました基本計画あるいは実施計画、これをつくった上でさらにこれをその実施プランとしての道の発展計画、これをなみ合わせながら運用をしてまいりたいと考えておりますが、いろいろ予算的には多々ますます弁ずという側面がございますが、私どもいたしましては、いま申し上げましたような要求資料をつくります過程を経まして、一応十一億という積算をいたしたわけでございます。なお、今後のこの運用を見ながら私どももさらに今後の予算のあり方につきましては検討をしてまいりたいというふうに思つております。

○対馬孝且君 そうすると、この十一億円というのは呼び水的な役割を果たして、広域生活圏あるいは経済生活圏といふものに、たとえば建設省なら建設省の予算、農水省なら農水省の予算、自治体なら自治体の予算といふものに何がしかこの十一億の中から出していって、それが積み重なつていつて一つのものがこの広域圏の中にでき上がるといふ、つくつていくと、こういうふうに理解

していいわけですか。そうするとそれが、十一億が妥当かどうかは別にして、これ単年度としては十一億でスタートしたが、これから実施計画が伴つてきて、たとえば市町村の自治体計画というものが深まつてきていけば、だんだんそれに並列して予算要求ももちろん拡大していくと、こういうふうに理解していいですか。どうですか。

○政府委員(福川伸次君) いまお話しのように、道県がいろいろな計画を、あるいはたとえば一つの広域生活圏の中で、たとえば社会福祉的な事業をあるAならAの市町村でやる、あるいはBならBの市町村ではむしろ農業の加工施設をやるといふような形で、いろんな事業がきっと参考と思いつます。さらにもう一度度食品加工をしようとか、いろいろな計画がきっと出て来ますように思いますが、それはまた国の補助事業で行われておるわけであります。いろいろな形で、いろいろなものも共同でしようじやないかと申します。いま申し上げましたように、それはまた国の一環として農業学校を育成いたしますと、これが、それじや発議しましょと、こういった場合にどうなりますか。その金は当然出してほしくはかるべきじやないかと思うんだが、そのときはとにかく、いろいろなものに使われないということにならざつたために十一億円つけたかということになります。さるで、まさに先生のお話のようにそれぞれの特色を生かした形で上乗せをしていくということで機能分担を果たしていくことと、こういうふうに考えておるわけでございます。

○対馬孝且君 もう一つ、それじや具体的な例を出しますからね。こういうものにこういう金は使われるんだとということをお答え願えるなら答えてもらいたいんですね。たとえば鉱業学校、いまBの市町村には福祉的な機能、それぞれにその調整額を上乗せをしていくことで機能分担を

鉱山学校なら鉱山学校というものをつくる、広域圏に。たとえば空知炭田なら空知炭田の中に、芦別、美唄、歌志内全部そろつて、あるいは夕張もそろつて、鉱業学校を一つつくる。いわゆる石炭の技術員養成教育のために鉱業学校をつくる。こうした場合に、この金がそれじや、どこへつくるかは別にして、そういうブロック圏でもつて鉱業学校、石炭見直しのために労働力確保の一環として炭鉱技術員養成のために、また労働力確保の一環として鉱業学校を育成いたしますと、これが、それじや発議しましょと、こういった場合にどうなりますか。その金は当然出してほしくはかるべきじやないかと思うんだが、そのときはとにかく、いろいろのものに使われないということにならざつたために十一億円つけたかということになります。さるで、まさに先生のお話のようにそれぞれの特色を生かした形で上乗せをしていくことで機能分担を果たしていくことと、こういうふうに考えておるわけでございます。

○政府委員(福川伸次君) いま御指摘のようないふうに参考に申しますが、まさに先生のお話のように市町村が公立の学校をいたしました形で、たとえば市町村が公立の学校をいたしました形で、たとえば農業機能なら農業機能、BならBの市町村には福祉的な機能、それぞれにその調整額を上乗せをしていくことで機能分担を

鉱山学校なら鉱山学校というものをつくる、広域圏に。たとえば空知炭田なら空知炭田の中に、芦別、美唄、歌志内全部そろつて、あるいは夕張もそろつて、鉱業学校を一つつくる。いわゆる石炭の技術員養成教育のために鉱業学校をつくる。こうした場合に、この金がそれじや、どこへつくるかは別にして、そういうブロック圏でもつて鉱業学校、石炭見直しのために労働力確保の一環として炭鉱技術員養成のために、また労働力確保の一環として鉱業学校を育成いたしますと、これが、それじや発議しましょと、こういった場合にどうなりますか。その金は当然出してほしくはかるべきじやないかと思うんだが、そのときはとにかく、いろいろのものに使われないということにならざつたために十一億円つけたかということになります。さるで、まさに先生のお話のようにそれぞれの特色を生かした形で上乗せをしていくことで機能分担を果たしていくことと、こういうふうに考えておるわけでございます。

○対馬孝且君 もう一つ、それじや具体的な例を出しますからね。こういうものにこういう金は使われるんだとということをお答え願えるなら答えてもらいたいんですね。たとえば鉱業学校、いま

それで三年なら三年たつたら、これは一つの石炭

のエンジニアとして採用しておつたんです。そ

ういう考え方で、一応全体の問題だということなん

だということございますので、これから十一月

に解説を願いたいということで、率直に御意見があ

るわけであります。そういう問題について、い

まの十一億円という問題で一体どういうことなん

公共団体も含めまして、協力をできるならばしなければならないと思いまして、といって直ちにこの十一億円を、そういうものができるから直ちに回そうということを、私がここですぐ即答できませんことは非常に残念でございますけれども、私といたしましては、大臣として、そういうものが具体化するならば、まあその金の使用は別といたしましても、何らかの助成措置は講じなければならぬというふうに考えます。

額と申しますのは一応公共事業につきまして、そういう基盤整備を広域的に、有機的にやっていこうということのためと考えておるわけでございまして、それで、いまの学校の形態に応じましていろいろな助成のとる手段というのが、いろいろ違つてまいりると思うわけでございます。

聞きましたが、全く北海道の段階では残ったアリ山の火災が発生をしている。豊里、猿払でも知事が答弁になつたように陥没状況ができ上がりつて、道路が決壟をしてきてる、あるいは家屋で決壟をしてるような現状にもつながつて、いく、自然発火がどんどん起きてきてる、こういう問題が具体的に猿払、留萌あるいは豊里、夕張、こういう地点で陥没、火災発生というのが出てきています。

通つたつで、あそこまで三十分か三十五分で行くんだから、そういうこともあわせて考えてもらいたいと、こういう意見も出てきているんですけどね。

こういう問題を含めて、一つは鉱害問題に対する実態調査、それから炭鉱の跡地利用について地域整備公団全体としてこれを吸い上げる、あるいは処理をするならする、何らかのやっぱり結論を出していいかないとならないが、先ほど聞きました

（文鳥）上表の文鳥は、自らの言ふところをもとに、各所に種類が多いため、その一つ一つを明確に区別するには、さう簡単でない。しかし、私は、こういうものをやつぱり十一億円せつかくつけたとするならば、そういうものは産炭地域振興の目的だと思うんですね、私はこれは。これ何も芦別なら芦別、赤平なら赤平一力所に統一してくれと私は言っているんじゃないですよ。笠置辰田の中心の辺に二つあるのは別にしてよ。

有機的な連携、これを効果あらしめるように誘導しようということです。精神におきましては、いま先生の御指摘のようなことで運用をいたしたいと思いますし、いま御指摘のような形態によりますか、鉱業学校というのがどういう形態によりますか、その辺はいま大臣が御答弁申し上げましたよう

あわせて考えたいことは、炭鉱長屋が夕張市長を訴えておりますように、夕張市だけでも千九百八十一戸ばかりがいまだに壊されない。確かにこれは鉱業財團の厚生年金融資の担保物件には一応つながっている、こう言つてゐるんだが、この解決をやめざりするところが、炭鉱亦他の利用へ向うことは、

ありますから、まずデータを完全調査をしてもらいたい。その上に立って、長年われわれがしゃべってきたことがありますが、国全体の施策の中でこれをやっぱり解決していくべきものであると思うが、こういうことについてどういうふうに考えますか。

て、石炭技術員養成、若年労働者の養成としてつくり上げていく、そういうところにこの特定事業十一億という金が、ことしは十一億でスタートしているんだが、来年度は二十二億になるとか三十億になるとかということになると思うんだが、そ

に、その形態等に応じましてしかるべき助成措置は検討するということで私どもは考えてまいりたいというふうに思います。

○対馬孝臣君　ひとつ大臣が答弁願つた方向で、実務段階で大いにこれを検討して、やっぱり生き

九州の筑豊炭田——これは大臣の地元ですから、大臣もおわかりのとおりでありますけれども、この跡地をどう利用開発していくかというのには、これかららの産炭地域振興の大きなかなめでなければならぬと私思ひうわけです。これは笹生先生も認めたらしいとおもひます。

○政府委員(福川伸次君) 第一点のお尋ねは、北
海道におきます鉱害がどうであるか、ということ
で、たとえば元北夕炭鉱の例とか一、二の例をお
引きになられましていろいろ御指摘がございまし
た。私どもも昭和四十七年に鉱害調査をいたし

ういふことは別にして、そういう問題なんだといふことをひとつ、いま大臣の答弁ございましたから、私はそういう面でひとつこれを生かしていくくということではないと、何か抽象的な答弁ばかりこれ質問してもあれですから、具体的にいま申し上げございますが、どううらわしもござるるといふ

た特定事業といふものを生かされるということではなくれば私はならないんじやないか、それが産業政策の地域振興にプラスになり、暗い町が明るい町に変わっていく。同時に、石炭産業の本来の石炭見販売の政策につながって、こういうふうにやつぱり問題点を整理していくつもりで、これまで

めておるんですが、遺憾ながらデータが実はいまいだにそろっていない、東西ともにそろっていなかい、こういう現状があるので、遺憾ながら結論出しえ得なかった、こういうふうに先ほどの私の質問に対するお答えおるんでござりますが、この点をどういふうでこれからやろうとしていくのか。

ましたが、この当時におきましては北海道も調査対象とはいたしましたけれども、当時、臨鉱法の対象となるような鉱害がありませんでしたために、北海道地区の鉱害が掲上されてこなかつた経緯がござります。

いたりして、かくやるして、そのあとがどうなるかといふことがあって、初めてこの特定事業財源というのことは、私はなるほどこれは石炭振興のために大きなやつぱり役割りを果たしているんだということに私はつながってくると思うんですね。こういう点は、そういう意味で私は申し上げたんですが、い

○対馬孝且 次に聞かれた大臣も、さういふ方向でぜひ検討してもらいたい、大臣いいですか。
○國務大臣(田中六助君) その方向で十分検討してまいりたいと思います。

また、私はぜひ残存炭鉱における鉱石問題の調査地の調査、データといふものをこの際やつぱり徹底的に調査を完了する。こういう姿勢に立っていただいて、しかも炭鉱跡地については、いまもせつかくできた奈井江工業団地についても、これだけは

私どももその都度、地元通産局あるいは関係市町村と相談をいたしておりますが、若干、ケースにつきましては省略させていただきますが、私どもの従来までの調査によりますと、それはむしろ鉱害によるということの調査ではない

○政府委員(福川伸次君) いま先生の御指摘の学校、私どもも今後労働力の確保等のためにあるしはそういう若い技術者、技能者の養成ということが非常に重要であるという点は、よく私どもも理解をいたしておりますつもりでございます。いま御指摘のような学校が果たして公立のような形ができるかがなものですか、これ。

きましたから、それじゃ次に炭鉱跡地の整備につきましてちょっと午前中も笹生先生の御意見を開きましたが、実際小委員会では議論したけれども、まだデータがそろってなかつた、こういうふうですね。一番大事なことなんだけれども、私が言いたいのは、北海道には鉱害がないというような認識の問題で、先ほどから寺田副知事の御意見を

町長の中からも意見出でてます、工業団地、工業団地と言つてもなかなか来ない。この際、田いつて住宅団地に一部かえてもらえぬか、こういう意見も出てきてるんです。

たとえば滝川火力に三十五万キロワットあやして、その従業員の雇用対策の一環として奈井江工業団地の一部を住宅団地に切りかえる。ここからい

のではないかという判断を、通産局あるいは市町村から私たちも報告を受けておるわけでございます。しかしながら、もちろんこの鉱害の調査等につきまして、現在、来年の七月に期限が参ります鉱害関係二法の取り扱いをやがて私ども関係審議会にお諮りをすることで、いま鉱害量の調査に基づきまして今後検討いたしてまいるわけでござ

いますが、現在実施をいたしております鉱害量の調査におきましても、私どもその対象とするということでこの調査には当たつてまいりたいとうふうに考えております。

それから、第二点が炭鉱の跡地利用で、けさの鉱生参考人の御答弁によりまして、資料が十分でないということについてどのように考えるかといふことでございます。けさも御質疑がございましたように、炭鉱跡地の利用とすることの中には、いろいろ問題が錯綜いたしておりまして、特に鉱業財團等に入つておりますため土地、建物、建屋等の権利関係が非常に錯綜をいたしております。非常に問題が複雑に絡んでおるわけでござります。

それで、私どもこれを利用いたしました市町村の跡地利用の努力、現に先進的な事例では幾つか成功している例もありますが、そういうさらにまた幾つか今後解決しなければならない問題というのも市町村が抱えられておるわけであります。そのそれをサポートしてまいらねばならないと思つておるわけであります、このような跡地の現状とあるいはその権利関係等を把握いたしましたために、この産炭地域振興審議会の答申を踏まえまして、五十六年度に炭鉱跡地の再開発調査を行いまして、その結果を踏まえて跡地に絡みます諸問題の類型化を行いまして、今後の土地調整事業の活動等も含めまして、今後の措置の必要性、あり方といふものについて検討してまいりたいということでございまして、五十六年度にその調査費を計上をいたしたわけであります。

それから、第三点のお尋ねは、地域振興整備公団で造成をいたしました工業団地、これはもちろん石炭鉱業にかわります産業の導入ということを念頭に置いたものでござりますけれども、これについて住宅団地等に転用することができないかといふ御指摘でございました。私どもも工業用地として造成されましめた土地が造成後の事情たとえば非常に経済的な不況になるというようなこと

で、工業用地として譲渡することがきわめて困難な見通しにあり、なおかつ産炭地域振興上適当と認められる場合には、他の用地として譲渡するというようなことは私どもも彈力的な運用を従来も考慮してまいりましたし、今後もそのようなことを図つてまいりたいというふうに思つておるわけでございます。今までのところ住宅団地として、工業団地として造成いたしまして、鉱工業等でございますけれども、今後もそのようなことにつきましては、弾力的な運用に心がけてまいりたいと思つております。

○対馬孝且君 まあ三項目は弾力的にひとつ、ペンベン草が生えて投げっぱなしにして、まあ高い利息を払つていくといふようなやり方じゃなくして、いま言つたように適地適材にやっぱり住宅団地に切りかえ、そして生かされるということであれば、これはやっぱり当然そういう弾力的運用でやっぱり対処してもらいたい、これはひとつ最後に申し上げます。

跡地利用の問題だけれども、私はいま、先ほども北海道も九州もいずれも申し上げていることは、お答えがあつたのは、まさに空き長屋が青年非行の巣になつてゐるというわけだ、そうでしょう、先ほどもあなたも聞いておつてわかると思ふ。青少年非行が全く空き長屋をもつてシンナー遊びから始まって、いま特に女性が多いと、こう言つたんだね、さつきのあれを聞いたら、しかも非行性につながる男女の行為までこれいっていると、まさに社会問題である、道德問題であると、これらは先ほど来担保物件の問題だとか、どう外すかということもあるだらうけれども、私はこれまで大変なことになるんじやないか。教育の立場からも一刻も早くやっぱり跡地利用の問題はぜひとも最善の努力を払つてもらいたい。このこ

とをひとつ大臣にぜひやつてもらいたいと思うのですが、いかがなもんですかね、これが一つであります。

それから二つ目の問題は、私冒頭に申し上げましたように、確かにそれは鉱害が北海道にあるかないかという問題を、先ほど来北海道の副知事からあいう事情を訴えられているわけだ。そうだとすれば、これやっぱり鉱害が起きてから対処するといふんじやなくて、鉱害いまのうちからやっぱりどう取り除かなければならぬかという未然の対策が必要じやないか。なぜこれを言うかといふと、こういう感じ持つておるんです。私どことが悪いと言つておるんじやないですよ。石炭特別会計千三百億ある。このうちの六割というのほんど九州ではないか。これも鉱害問題、当然なことだから、これ大事なことだから、私言つて、いまだと私言つておるんじやない。鉱害が、当然必要なことだから、その経費は必要である。あるいは緊就、開就その他の就労対策も必要であるから当然いつて。ただ、私はそんならそのようでき上がりつてから処置をするということではなくて、本来的にやっぱり鉱害というのは未然にそういうものは取り除かなければならない、こういう視点に立つとするならば、これ人身事故が起きてから対処したんではどうにもならぬのだから、そういう意味からいなば、私はやっぱりこれは全般的に再検討して見直していくといふ、こううしつかりした調査をやって対処してもらう、こういうことがやっぱり当然やつてもらわなければならないことではないか。こう考へるんですけど、なかなかもんですか。

○政府委員(福川伸次君) 鉱害の防止につきましては、私どもも鉱害を未然に防止するということが決め手である点は、私ども全く同感でござります。もちろん工場の施設案等の認可をおきましたが、路線の方は切り捨てるんだと。これではせっかくこの産炭地域振興法が十年間延長したが、路線の方は切り捨てるんだと。これでは、私は産炭地域振興は逆立ちすることになると思うんですよ。本当にやっぱり地域社会に先ほど言つた経済生活圏という新たな教育、文化、福祉というものを发展して、経済生活圏をより広域的に發展させていくとするならば、いかなることがあってもこれは、この産炭地域振興路線を外すなんとも、これ山全体が壊滅するようなことは毛頭これ考えられないことである。

この点について、まず大臣のひとつ、大臣は大臣として今日まで努力してこられたことについては了としますけれども、これらの考え方について、まず大臣の考え方をお聞きして、それから運輸省の態度をひとつこの際明らかにしてもらいたいと、こう思います。

○国務大臣(田中六助君) 産炭地域振興法を十年間延長いたしまして、たとえば産炭地の人たち

は、これでいまから一番疲弊の底にある地点から

のにつきましても、そのような補助金を出していろんな措置を講じておるわけでございます。そういう鉱業関係、鉱害の予防というか鉱害の防止といふ点が非常に重要であるという点は、全く私どもも認識をそのように持つておるわけでございます。

そこで、鉱山保安法等の運用あるいは財政資金等によりまして、十分その点は努力してまいらなければならぬことだと思っております。

○対馬孝且君 それでは次の問題で、運輸省来ていますか。

これは大臣、先ほども参考人、九州、北海道いずれもこれから産炭地域振興は十年間延長された。通産省は、大臣としては最善の努力を払つて、第一次の段階では、これは北海道の場合、幌内線、歌志内線を外してもらつた。これはむしろ通産大臣の努力だらうといふうに道筋も言つていますし、市町村の首長も言つてますが、ここで問題になることは、これ産炭地域振興法で十年間延長した。せっかく延長していながら赤字路線をばつぱりとぶつた切つていく。それではますます

はい上がるるといふ大きな希望を持つたわけでも、したがつて、対馬委員も御承知のように、やはり交通網の発展、発達といふことがどの地方の振興計画にも必要でございます。したがつて、振興計画の中に当然国鉄あるいは私鉄、そういうものの、道路、港湾といふようなものがあるわけでございますが、反面、そういう赤字路線というものは廃止だといふよなことで、私ども、私も含めて、もういま要らないといふ将来の展望もないいまの時点で勘案して、それを相互に研究課題にすらといふことは、どちらかといふと矛盾してないかと。いまから期待に胸をふくらましてこういう路線があつて、これが将来人も、乗り手も多くなつていくといふ将来の展望は全くないのかと。いまの現時点が一番ボトム、つまり底にあるからそれを廃止するといふのか。将来を見越していくということは全然考えにないのかといふことは、私は何度も指摘しておりますだし、国鉄当局、運輸省にもそれを言つているわけでございまして、私どもも震災地域振興法が十年延長になりまして、これからどういうふうにして振興させるかといふ問題を提起したときに、どうしても鉄道の路線というものが頭に浮かぶわけでございます。したがつて、幸いにこれを本当に廃止するといふときには、県知事並びに地方の長とも十分相談をするという項目もございますし、そういう点の相互に努力し、あるいは研究していくといふ余地といふものが私はある程度残されておると信じておりますし、そういう点でやはり地方の時代、地方の人たちの意図といふものをその際にこそ十分反映し、相談に相互に乗るべきであるといふかたい考え方を持つております。

経営の健全性の基盤を確立するということにいたしておられますので、六十年度までの開発計画等の実施によりまして、輸送需要が増加して選定基準を上回るというような場合につきましては、これは特定地方交通線から除外するということにいたしておりますけれども、六十年度までに鉄道特性が發揮することができないといったような鉄道につきましては、国鉄の路線としては維持することができます。しかしながら、これがさらに長期的に見まして鉄道特性が發揮でき得ると、諸種の振興策の付与策の結果、鉄道特性が發揮できる見通しがあるという場合には、第三セクター等による鉄道の維持を含めまして、特定地方交通線の対策協議会という場で十分御議論いただきたいというふうに考えておるわけでございます。

○対馬孝旦君　室長、運輸省に言つておきたいことは、いま大臣も鮮明に言つたけれども、地方の時代、いう中でいま大臣も強調されましたとおり、全く私は同感なんですよ、大臣がいま言つたとおりですよ。しかも今日の石炭産業が栄えたといふのは鉄道がやっぱり生命だったでしょう、これ。九州、北海道にしたって常磐、山口にしたって同じですよ。ましてこれから石炭見直しの時代と言つて、セメントにしたって紙産業にしたって電力にしたって、全部これ石炭に切りかわるわけだ、そういうことでしょう。そうすると逆に、これは仮にコールセンターをつくったとしても、コールセンターから内陸地帯に石炭を輸送しないといけないんだ、逆に言うと、あるいはセメントにしたって紙産業にしたって、全部いま切りかえているんだ。そうやっていけば筑豊なら筑豊の例、田川の例を挙げたって当然これは産業優先鉄道ですよ、これはつきり言って。これを将来外す何物もないと思いますよ、私は。私も現に筑豊に行っているけれども。それは北海道に当てはめたって同じこと言えるでしょう。これから火力発電所を、むしろ重油火力発電所を石炭専焼に切りかえり、そういった場合に、この鉄道線路を外した場

輸送に切りかえれば二倍なんだ、コストが。そういうことから考えれば、まさに生活路線であり、産業路線である、それがひいては地方の時代の最もかなめをなしておる路線である、こういう意味で、大臣も今日まで一貫してこれを守る立場でこれまでがんばってこられたわけだけれども、先ほど来、北海道寺田副知事にしても、どんなことがあっても将来ともにレールをはがすことはまかりならぬ、これは田川の市長も同様のことを言つておる。そういう意味で運輸省もただ国鉄再建という名のもとだけでの問題を処理するのではなくて、いまも訴えられたように、産炭地域振興法を十年間延長したというこの既成事実に立つて、路線をしっかりと生活路線として産業路線として私は守るべきものである、このことをもう一回はつきりしておきます。いかがですか。

しっかりとおり市町村別に地域協議会をつくって、将来いま大臣が言つたとおりの意見は尊重する、そしてレールを残して、十分にその意見は尊重する、そしてレールを残してもらいたいと、この参考人もいま、君は聞いてないけれども、きょう午前中にそういうことを言つているんだよ。そういうことをしつかり踏まえて地方の意見は尊重していく、こういう態度を堅持してもらいたい、いいですね、その点。

○説明員(金子史生君) 地方交通線対策につきましては、特定地方交通線の廃止を前提として、特定地方交通線対策協議会の場でもつて代替輸送のあり方について議論をすることになつておりますので、何とぞその点について御理解いただきたいというふうに考えております。

○対馬孝且君 二年たつたら廃止をするといふことですか、そうではないでしょうか。その点どうな

の。

○説明員(金子史生君) お答え申し上げます。

二年たつた時点におきまして、今後協議を続けている場合に協議が整うか整わいかといふことを慎重に判断いたしまして、廃止の許可申請を出すか出さないかといふことを国鉄が判断するわけでございますので、機械的に二年たつたからといって廃止の許可申請を出すということにはならないというふうに考えております。

○対馬孝且君 いずれにしても地方自治体が、地域住民がこれは反対という場合は、これは一切やつてはならないということだよ。そのため知事の意見を聞くということになつて、尊重するということとは、参議院の運輸委員会で附帯決議をつけているじゃないか。そういうことを踏まえて、最終的に地方自治体が反対をする限り、一切の路線についてはこれを確保する、こういう基本姿勢に立つてもらいたい、こういうことを私は申し上げているんだよ。そういう方向でひとつ今後対処するということを明確に示してくれよ。

○説明員(金子史生君) 対策協議会の場で地方公共交通の御意見を十分承りながら、国鉄再建法の定めるところに従つて対策を講じてまいりたいと

以上のように考えております。

○対馬孝臣君 とにかくいれにしましても私が申し上げたように、その点はひとつしっかりと受けとめて、ただ欠陥法やればいいというもんじゃないんだから、もう一回再びこれ鉄道再建法律案を自民党出さなきゃならぬ、政府は。そういう時代が必ずくるということを私申し上げておくよ。そういう意味でひとつ産炭地路線をしっかりと守つてもらいたい、このことを申し上げておきます。

ねることにより自立的かつ恒常的な発展への道を歩ませるべきである。この場合の評価は、地域指定の基準を勘案し、地域の振興の実態を端的に表わす内容のものによってなされねばならない。」
という御答申をいただいておるわけでござります。今後この地域指定の解除の基準につきましては、審議会で御論議をいただくことになるわけでございますが、いまお話をありましたように、地域指定の基準というのは、私ども財政力指數を中心

ふえていくはどうか、あるいは工業出荷高というは一体それじゃ基本においてどれだけやっぱりふえていくか、総合的な判断でやつてもらわないと非常にやっぱりむずかしい問題ではないかと。いま石炭部長それを認めになつてしまふから、そういう点を踏まえてひとつ対処してもらいたいと、これ率直に申し上げておきます。

それから、もう一つは何といってもこれから行政改革という問題がいま大きな議論になりまし

うことを含めて考えまして、ぜひひとつこれは実力大臣として、これから展望になるわけです
が、少なくともこれはやっぱりひとつ特別会
計はむしろ拡大をし、産炭地域振興財源について
も市町村財政を拡大の方向でやっぱりひとつ財源
確保に処してもらいたい、こういうふうに考える
わけであります。これはひとつ最後に大臣にお
伺いをして私の質問を終わりたいと思ひますが、
いかがございましょうか。

Journal of Health Politics, Policy and Law, Vol. 35, No. 4, December 2010
DOI 10.1215/03616878-35-4 © 2010 by The University of Chicago

最後に時間がなくなりてさほしたから、次にひとつ申し上げたいことがござります。簡潔に答えてもらいたいと思うんですが、一応これ十年間といたしまして、ひととつせひこれを達成をさせてもらいたいというのが学識経験者、審議会の答申の趣旨にもなつて いるようであります。問題は産炭地

心に石灰鉱業に対する依存度、就業状況、生活保護費率といった指標が用いられたというふうに理解をいたしておりますわけですが、今後この産炭地域振興対策の目的が達成されたかどうかといふ評価につきましては、それぞれの経済生活圏に属します六条市町村の状況が、いま地域指定で申

て、このことで臨時国会まで開くという政府側の態度であるようであります。何といつても石炭特別会計というのは原油関税を中心にして組まれているわけです。そうしますと、これがいま政府がというよりも第一臨調の中でもうわざされているのは補助金の一律カットというような問題が出て

○國務大臣(田中六郎君)　太馬謙眞御要望のとおりに、石炭勘定、石炭特別会計の維持については一生懸命努力してまいることをお約束申し上げたいと思います。

○対馬孝且君　それじゃ終わります。

○馬場富君　今後の企業誘致対策について資源工

市町村が完全に一部では卒業、一部では足切りだとか、一部ではこれをもつて基準終わりということになるとになるんだろうけれども、この問題について私は機械的に扱ってはならないということをこの機会に申し上げておきたいんです。これは九州と北海道の事情もそれぞれ午前中訴えられましたけれども、いまの状態からいけば一日も早くこれは市町村、六条地域あるいは十条、二条地域というものは、これは一般市町村と同じになるべきであるということは、これは望ましいことだと思います。しかし、それは先ほど言つたように生活保護費

し上げましたように財政力指數を中心にいたしまして、しかしながらそのほかたとえば地域指定の際にも就業状況あるいは生活保護率の状況、こういったものも加味されてまいりましたような経緯は尊重をいたしまして、それを総合的に考えていく。また、その場合には答申の中にもございますように、経過措置にも配慮をしていくということが必要であります。さいまして、その辺は地域のそのときの状況というものを十分勘案していくといふふうに考えておるわけござります。

きていますね、言われていますわ、政府がどう受けとめるかは別にして。しかし、問題はこういう補助金の一括カットということになれば、石炭特別会計というのではなく、石炭特別会計と、これはエネルギー、重要なこれから、産炭地域振興はもちろんのこと、石炭特別会計は千三百億大臣初め通産省の努力についているが、そと、せつからく産炭地減振興で財政的な措置ができる

ネルギー庁の関係に質問いたします。
産炭地域振興審議会の答申では、「それぞれの地域特性等に応じて鉱工業機能、農業機能、都市機能等を分担し」と述べておりますが、今後の産炭地域振興対策において企業の誘致対策はどのように位置づけられるのかという点と、それからもう一つは機能分担し合うことによって、これまで行われてきた誘致政策に対する影響はどうなつておるか、この二点をひとつ質問いたします。

の実態、財政力指數、人口増の問題あるいは鉱工業の出荷高の問題、こういうものを総合的に判断されて、これが産炭地市町村から外すか外さないか、こういう原点に返つて結論を出すべきものである。こういう私は理解しているんだが、そのことで間違いかどうか、この点、はつきりしてもらわ

○対馬孝旦君　これはこれから十年間という歳月は簡単に言うけれども、長いよりで短いわけです。からね。これは二十年たつてもいまだに北海道の場合なんか、六条指定地域、九州も同じ、筑豊を中心にしての六条指定地域というのはいまなお解消されてない。ますます財政力は落ち込んでいい

た、新エネルギー機構ということで代替エネルギーを含めて、石炭見直しを含めての特別会計というのをこれから減つても拡大していくしかなければならない、こういうときに一律カットというようなことで出された場合に、一番先にくるのは財投を含めた特別会計あたりに切り込まれてくるという

ましては、それぞれ地域の特性を發揮いたします
ように、市町村によりまして鉱工業の機能、ある
いは農業的な機能、あるいは都市的な機能といつ
たようなものを分担して、一体的に発展を図つて
いくというような広域的な志向を深めていく必要
があるのではないかという点が、従来の反省に立

○政府委員(福川伸次君) 指定基準の解除の点に
いたい。

る。生活保護はふえていて、それから求人倍率は逆にどんどんこれは減つていいでいる。先ほどの

ようになつたので大変になる。私は、そういう意味では大臣にひとつ最後になるの

つて いる わけ で ござ い ます。今 後、道 県 が 関 係 市
町 村 の 協 力 の もと で 地 域 発 展 計 画 を つ く り ま し

いくという必要があるわけでございます。現在、御承知のように、金融上の優遇措置をいたしましたが、地域振興整備公団からの長期低利の設備資金が融資されております。また、増加長期運転資金の融資も行なわれておるわけでございます。さらに、進出いたしました企業につきましては、地方税におきましては工業用機械等の特別償却といったようなものが出ておるわけでございます。従来からも地域振興整備公団は地方公共団体等と一体となりまして、産炭地域の立地因子の情報提供あるいは企業の使節団の招聘といったような誘致活動を実施をいたしております。すでに産炭地域におきまして三千を超える企業が立地をいたしておりますが、そのうちのおおむね半数はこの地域振興整備公団が工業用地の造成あるいは融資等によって関与をいたしておりますわけでございますが、今後このような企業の誘致、今後いろいろな地域的な発展を有機的に図っていくということにおきましても、やはりその石炭鉱業後にかわります経済的な諸機能というものが中心になり、これに社会開発といった側面を組み合わせていくことになりますので、地元企業の育成、あるいは地元からの企業の立地の促進、さらには他地域からの企業の誘致という点につきましては、私どもいたしましてもいろいろな諸条件の整備をいたしますと同時に、地域振興整備公団と関係市町村のそういういた誘致活動、誘致努力と、ようなるものをさらに積極的に推し進めていくことをことで対応をしてまいりたいというふうに考えております。

よつてこれまで行われてきた企業誘致政策に対して、どのような影響力があるのかという問題です。その点どうか。

○政府委員(福川伸次君) 機能を分担し合うことによってとということにつきましては、たとえば中核的な都市的な機能、あるいは工業を中心とした組み立て、あるいはその他工業関係の機能、あるいはそれにつきまして部品の提供、あるいはまたそういう工業、都市的な機能に対しましての住宅機能、生活機能といったようなもの、さうことは幾つか斤舞市町村におけるましてあるがよ

文化的な機能を分担をし合う、こういうことでございまして、工業等をその地域の一つの中核としてそれの波及をしていく、あるいはそれは関連におきまして生活機能あるいは都市機能を分担する、さらにはまた福利的な機能というものを市町村によって分担し合い、その間を総合交通体系、こういうもので有機的に結び合わせまして、今まで從来どちらかと言えば皆画一的にどこも工業団地をつくるというようなことになりがちでございましたが、いろいろな基礎的な諸条件もやや整備が進んだ状況になつてしまひましたので、それぞれ地域あるいは市町村の特性を發揮するような形で、いま申し上げましたように、幾つかの機能を分担してその相互の市町村を連携、連関し合っていく。最近国土庁におきまして定住圏構想が出、さらにまた自治省におきまして広域市町村圏、あるいは建設省におきまして地方生活圏といったような圏域ごとの有機的な発展ということを考えておられます、そういう思想と軌を一にするものとしてこのような答申がまとめられたというふうに理解をいたしております。

○馬場富君 地域振興整備公団が昭和三十八年より今まで実施してきた土地造成事業の実績を見てみますと、全地域の完成団地総面積は二千二百五十八万ヘクタール、未完成の団地面積が千六百七十一万ヘクタールとなっておるわけでございますが、譲渡面積は千七百九十五万ヘクタール、未譲渡分は四百六十三万ヘクタールで、全地域平均

の譲渡率は七九・五%になつておるわけです。しかししながら、この中でも北海道地域の譲渡率は五九・六%と全地域平均に比べて低くなつております

す。しかも、譲渡面積のうちの地方公共団体等への移管を除いた企業への分譲面積についての譲渡率を見ると、四七・八%と半分以下ということになつておるわけですが、このように北海道の団地の譲渡率が低い原因は主にどのような点に起因があるのか。

いたしました田地の譲渡率は平均で七九・五%、特に北海道が低く五九・六%ということになつておりまして、九州、宇都あるいは常磐に比べましてこれはかなり低い水準になつておるわけでございます。この点につきましてはいろいろ問題があります。この立地条件上の制約があるというようなことではありますのは、一つにはいわゆる大消費地から遠方にあるというようなこと、さらにまた寒冷地である等の立地条件上の制約があるというようなことであつたかというふうに思つております。しかしながら、最近におきまして、第一次オイルショック以後日本経済が停滞をいたしました過程の中で、設備投資がかなり停滞をいたしましたが、最近は安定成長に移行いたしまして設備投資もやや盛り上がりを見せておるわけござりますが、最近に至りまして北海道地区の引き合いも活発になつてきておるということでございまして、地域振興整備公団の活動を通じまして企業の誘致というものを一層推進をいたしまして、この未譲渡の田地というもの譲渡をさらに推し進めてまいりたいというふうに考えております。

○馬場富君 そこで、各産炭地域における進出企業の進出元地域を見てみると、五十四年度までの累計実績では、北海道では三百八十九進出企業のうち、この進出企業の中で地域外からなる進出企業は七十六企業で一九・五%，福島は三九%，茨城が四六・八%，山口が二八・七%，福岡が二七・八%，佐賀が三八・二%，長崎が四〇・五%，能

本が四一・一%などとなつておりますが、進出企業のうちの地域外からの進出企業の割合を見てみても、北海道の場合には一番低くなつておるとい

う状況です。それで、産炭地域振興の効果といふ点から考えると、やはり地域外からの進出企業の割合が多い方が望ましいよう私どもは考えるわけですがれども、この点をどのように考えてみえるか。

いまして、全体で約二〇%ということございま
す。もとより、産炭地域振興という観点から考え
ますと、新規の雇用の創出あるいはさらに付加加
値の増大ということから考えますと、産炭地域以
外からの企業の進出ということが大変効果的でござ
ります。けさも参考人への御質疑がございまし
たが、もちろん地元の地場産業、これをさらによ
り育てていこうということも非常に重要でござい
ます。また同時に、地元以外からの進出というこ
との誘致も、これが先ほど申しましたように非常
に効果的であるわけでございます。最近、場所に
よりましてはあるいは薬品、あるいはサッシとい
つたあたりで地元以外からの進出ということも芽
生えつつございますが、私どもも産炭地域以外か
らの企業進出ということも、地元企業の育成と同
時に非常に重要な問題であろうというふうに考
えておるわけでございます。最近や設備投資が盛
り上がってきておるという機運をとらえまして、
今後とも京阪神その他大都市圏の企業の産炭地域
への進出意欲の喚起のために、地方公共団体の行
います誘致活動、さらには地域振興整備公団の情

新提供機能あるいは説教機能、こういうもののを積極的に展開していく必要があるということございまして、いま地元以外からの進出という点につきまして、私どももこれは非常に重要な意味があるというふうに理解をいたしております。

○馬場富君 そこで、産炭地の内陸部については、やはり資金面や税制面での優遇措置が実はある

るわけですから、やはり企業というのは総合的に企業採算のことを考えて投資をするという考え方で、多少のそういう資金面や税制面での呼び水という問題では誘致というのはなかなか進まないんじゃないかというふうに見る向きが実は多いわけです。そういうわけで、こういう問題等について現在の優遇措置に一つは何がしかプラスできるような公共的な施設の立地促進を図るとかなんとか、そういうような点での資金、税制面以外の何かの対策を考えなければ進まないんじゃないかという考え方が企業側には多いようですけれども、この点はどうですか。

○政府委員(福川伸次君) 企業が進出いたします

判断は、最終的には企業が責任を持ち、その後の企業経営にも当たっていくということでございま

すので、企業の判断を尊重しなければならないわ

けでございますが、その進出をする意思決定に當

たりまして、そのような進出をしやすいそういう

環境をつくり上げていくことが一つの重要な政策課題であろうというふうに考えておるわけ

でございます。現在、委員も御高承のとおりに、

地域振興整備公団によります長期低利の設備ある

いは増加運転資金の融資、さらに造成団地の長期

低利の割賦の譲渡といったようなもののほかに、

先ほど申しましたような税制上の優遇措置を講じ

ているわけでございます。これらの措置は、他の

地域開発政策と比べますと、企業誘致の整備のた

めにかなり私どもとしては手厚いものになつてお

るというふうに思うわけでございます。しかしながら、いま委員御指摘のとおりに、内陸部あるい

は北海道といったものにつきましての立地条件が

恵まれない地域、こういうものにつきましてどの

ように対策を考えておるかといふ御指摘でござい

ますが、私どもも、たとえばいまこの融資比率等

につきましては最高七〇%まで引き上げるとい

ったような弾力的な運用を図つてしまつておる

わけでございます。

なお今後、先ほど来、午前中参考人に対する御質疑でもいろいろ出てまいりましたように、それ

ぞの地域の経済的な広がりといふものをとらえまして、それぞれの都市機能あるいはその町づくりといったよろざなものをつくり上げていくという

ことの意欲を示し、また展望をつくっていきます

ことによりまして、それぞれ企業が立地をしていくという意欲を高めらせていくことが必要であるとおもいます。けさほどの参考人にも御質疑がございましたが、産炭地といふそういうイメージがあるためになかなか企業がシミュリングをする、こういうことでございますが、こういうこ

とを、私どもも一つ一つこの地域の特質を生かして新しい町づくりを取り組んでいくあるいは

いは私どもと、あるいは関係省庁が一緒になって盛り上げていく、こうしたことによりまして、さ

らに立地の促進にも資していくということになる

のではなくらうかというふうに期待をしておるわけ

でございます。

○馬場富君 そこで、企業の進出は、いま私が申し

上げましたように、やはり総合的に企業の採算性

というものが中心になつてきますから、これを無理やりに進めるというわけにはなかなかいかぬ。

それからもう一つ、企業進出の中で考えられる

のが、地域振興整備公団が共同出資する制度があ

るわけですね。これは四十一年のあの人工軽量骨

材製造技術の企業化と、それから大規模な養豚事

業の二件しか、実は制度があつてもなされておりませんが、こういう件数が進まない原因というの

はどういうところにありますか。

○政府委員(福川伸次君) 現在、公団の出資事業

は、この産炭地域の立地条件を活用いたしました

新技術の企業化を図る事業といふことでございま

して、なおかつ、なかなか、新技術の企業化とい

うことでござりますので、収益という面において

いるというふうなもので企業化がおく

るという制度で、御指摘のように四十一年に創設

されたわけでございます。現在まで出資は一件、

こういうわけでございますが、從来、産炭地域の立地条件を活用いたしました新技術の開発案件が少なかつたということであるというふうに思つておるわけでございます。

なお、今後に関しましては、この制度をさらにP.R.をいたしますと同時に、最近もいろいろ地元

の新技術開発意欲、いろいろな面で新しい合理化の気運も高まりつつあるわけございまして、今後、産炭地域の振興に寄与しようということとのた

めに、企業リスクが比較的大きいものというものにつきましては、私どももこれは努力をしてまい

りたい。しかしながら、一応出資という特別の制度でござりますので、一定の条件は設定せざるを得ないと思つておりますが、今後ともこの制度の活用ということに関しましては、私どもも、優良

案件の発掘にさらに一層努力をして、この制度の利用の促進を図つてしまひたいというふうに思つております。現在まではどうもそのような新技術

といふものが必ずしも出てこなかつたというの

が、進まなかつた理由であろうというふうに思つております。

○馬場富君 そこで、まだこういう問題等につい

ても、また企業の進出等についてもかなり行き詰

まつた面もあるようですが、そういう中で、これを補つていくのは、先ほど参考人の中で共通

の意見といふのは、やはり地域の具体的な条件に合われた、また、そういうものを、実際計画より

もその問題として生きるかどうかということが非常に問題だということとの発言が共通的な意見だつたと私は思つておる

たと私は思つておる

ぞういう中で、地域振興整備公団の出資事業の

条件等も三點ばかりござりますが、新技術を生かす、企業化する企画であることとか、資本金が

一億以上であることとか、地場資源を活用する計

画であることといふような三點が実は条件として

いることがありますので、私は条件としている

運用面に当たりましては、何とか優良案件の発掘に

努める、あるいは弾力的な運用を考えるというよ

うなことで対応してまいりたいというふうに思つ

ます。

○馬場富君 一億円以上といふ条件、これについ

ての緩和ということは、今後の問題として、共同

三

出資の問題としては、ある程度、資本というものは

信用上の問題も私はあると思いますけれども、信
用は、必ずしも資本には限定されなくとも、内
容を検討すればいいんじゃないかという点で、一億
円以上という条件についても、一つは、もう少しだ
幅を持たしたような考え方に対するべきではないか、
企業誘致を促進するならば、ということですが、
これはどうですか。

○政府委員(福川伸次君) 現在のところは、資本金一億円以下は一応中小企業の政策の体系の中です。そこで、ある程度産炭地域への経済的な効果が期待できる、こういうようなものをこのようないふうに私どもは理解をいたしておりますわけでございます。

いま、資本金の一億円をもう少し何か緩和してき
ないかという御指摘でございまして、いま、全体
の制度の中でこういう体系ができております
で、ここですぐこれをこういうふうにいたします
ということを御答弁申し上げる立場にございません
んけれども、今後なお実情をよく調査をいたしま
して、必要がござりますれば研究さしていただき

○馬場富君 それからもう一つは、産炭地域については失業者がかなりまだ現在多い、こういうううに言われておりますが、これは工場誘致が進まないという状況が基本ではないか。そういう点で、新しい進出工場の雇用率の問題と失業対策などをどのように考へておられるか、労働省の関係にひとつお願いしたいと思います。

○説明員(伊藤欣士君) 先生御指摘のように、産炭地域におきます雇用、失業情勢というのは非常によく全国平均に比べまして厳しうござります。そういう意味で非常に失業者が滞留しているといふ問題があるわけでございます。この問題につきましては、基本的に先生御指摘ございましたように、その地域の特性に応じた産業の振興を図ることで、石炭産業にかわる中核企業を説いて、育成して工業の振興を図るということが基本

၁၂၁

そういう意味で、通産省を初め地域振興整備公団等関係機関が最大限の努力を今までしてきていただいているということをございます。労働省としても、通産省と密接に連携をとりながら、企業立地のための条件整備ということで十分側面的にも企業誘致のために努力をしておるわけでもございますけれども、誘致されました企業につきましては、特に、地域雇用奨励金制度というような、地元の方々を雇つていただいた場合に奨励金を出すというような制度を活用しながら、できるだけ地元の方を雇用していただきよう指導しているわけでございますが、そのほかにも必要な職業訓練なりそれから職場適応訓練、誘致企業に雇つていただくという訓練を委託いたしまして、それで半年なりオン・ザ・ジョブ・トレーニングなどをやって就職していただく、そういうような形で、あらゆる形で知識技能を習得させる等によつて就職ができるようなどによってやつてきたわけでございますが、今後の振興策の推進に当たりましても関係省庁と連絡をとりながら円滑に再就職の場が確保できるように、雇用機会が拡大できるよう努力してまいりたいと思っておるわけでございます。

うようなことで、これの改良促進ということは産

炭地域振興対策上の重要な課題でございまして、今回の産炭地域振興審議会の答申におきまして取り上げられた点でございます。私どもといたしましては、これは炭住改良事業ということでお施設をされておるわけでござりますけれども、その事業に関しまして産炭地域振興臨時措置法第十一条の対象として補助率がかさ上げをされておるわけになります。また予算措置に伴います産炭地域額を一戸当たり二十万円ということで交付をするております補助率のかさ上げ対象ともなつておるわけでござります。さらには、炭住の改良事業調整額でござります。さらには、炭住の改良事業調整額を一戸当たり二十万円ということで交付をするというような財政援助措置も講じておるわけでございまして、それぞれ炭住改良事業に関しましては本来行います炭住改良事業、これにいまのような形で上乗せをしていく、こういう形であるわけでござります。いま午前中にもいろいろ御論議がありましたが、このようないろいろな問題がけさも御論議がありましたが、産炭地域振興対策としては一つのポイントとして私どもも考えており、なおかつ今後の方針につきましても審議会の答申の中でも触れられておる問題である、こういうふうに私どもは認識をいたしております。

○馬場富君 そこで、現在改良が進められておるわけでございますが、進行状況は五十四年の三月末現在で六条市町村において今後の改良を必要とする炭鉱住宅の戸数は約三万余ということになりますが、このうち福岡県においては二万一千五百戸が必要戸数ということになつておりますが、改良実績をつと見てみますと福岡県においては五十三年には五百六十八戸、五十四年には七百九十四戸、五十五年には八百八十二戸の予定であると、こうなつておりますが、これによる改良が実はなかなか進んでいないというのが実情ではないかということで、これは計画だけでなかなか

か進んでいないと言つた方がいいんじやないか、

う一遍、もう一步、国内炭の需要という問題について、多少価格差は海外石炭から言えどあるようございますが、需給計画の中でもずっと将来的にも同率でずっと横ばいというような状況にあるわけですから、ここあたりにもこの対策の中で非常にむずかしいものではあります、国内炭の使用ということにもう一段と産炭地の対策の中でひとつ柱を考えていくべきではないか。やはり非常にむずかしい条件のところに日夜いろいろのことを考へることも必要だが、從来そこは産炭地として発生した地域です。そこに多少のそちらの犠牲はあつたとしても、そこに期待をかけ、日本エネルギー政策の中の柱にもして力にもなつていくというような対策の方が、より前進的ではないかという一つの見方もございますが、この点大臣どうでしようか。

○國務大臣(田中六助君) 石炭は御承知のようにわが国の唯一のエネルギー資源でございまして、長期エネルギー需給暫定見通しの中にも十年後も含めまして、五年後もそうでござりますけれども、二千万トンという石炭の国内対策を切れるよう二千万トンどころか千八百万トンも切れるような体制でござりますけれども、長期な見通しの中にも二千万トンを維持するということになつておりますし、このためには新鉱開発あるいは旧鉱に対する何らかの措置を講ずることが必要ではないかというふうに考えておりまして、長期エネルギー対策上からも私といたしましてはそういう新鉱あるいは旧鉱についての法律を改正してでも、このエネルギーといふものに対する石炭対策に対処しなければならないというような考え方でござりますし、第七次答申ももうすぐ近く出るわけでございますが、そういう答申案に基づいてこれが対策を講じてまいりたいというふうに考えます。

○小笠原貞子君 必要な石炭という資源を持つおります北海道から見ました場合に、産炭地の振興というのはまずこの石炭産業を真に発展させるということが非常に大事だと思うわけです。その

石炭産業を発展させるために一番何が大事かといいますと、当然保安が確保されるということになります。

うかと思います。ところが、実際にはこの災害でござりますが、需給計画の中でもずっと将来的にも同率でずっと横ばいというような状況にあるわけですから、ここあたりにもこの対策の中で非常にむずかしいものではあります、国内炭の使用ということにもう一段と産炭地の対策の中でひとつ柱を考えていくべきではないか。やはり非常にむずかしい条件のところに日夜いろいろのことを考へることも必要だが、從来そこは産炭

地として発生した地域です。そこに多少のそちらの犠牲はあつたとしても、そこに期待をかけ、日本エネルギー政策の中の柱にもして力にもなついくといふような対策の方が、より前進的ではないかという一つの見方もございますが、この点大臣どうでしようか。

○國務大臣(田中六助君) 石炭は御承知のようにわが国の唯一のエネルギー資源でございまして、長期エネルギー需給暫定見通しの中にも十年後も含めまして、五年後もそうでござりますけれども、二千万トンという石炭の国内対策を切れるよう二千万トンどころか千八百万トンも切れるような体制でござりますけれども、長期な見通しの中にも二千万トンを維持するということになつておりますし、このためには新鉱開発あるいは旧鉱に対する何らかの措置を講ずることが必要ではないかというふうに考えておりまして、長期エネルギー対策上からも私といたしましてはそういう新鉱あるいは旧鉱についての法律を改正してでも、このエネルギーといふものに対する石炭対策に対処しなければならないというような考え方でござりますし、第七次答申ももうすぐ近く出るわけでござりますが、そういう答申案に基づいてこれが対策を講じてまいりたいというふうに考えます。

○小笠原貞子君 必要な石炭という資源を持つおります北海道から見ました場合に、産炭地の振興というのはまずこの石炭産業を真に発展させる

といふものが非常に頻発と言つていいくらい多くなつております。今年に入つて重要な災害の発生件数をして死亡者数、そのうち、時間がございませんので簡単にお答えをいただきたいと思いま

す。

○政府委員(松村克之君) お答えいたしました。今年一月から現在までの死亡を伴います重要災害の発生件数について申し上げますと、全国で件数といたしまして十一件、死亡者数で十二名となりました。また、その中で北炭系の四つの炭鉱、夕張新鉱、幌内、真谷地、空知の各炭鉱につきまして申し上げますと、発生件数にして七件、死亡者数で八名というところでござります。

○小笠原貞子君 昨年八月二十七日の夕張新鉱で火災災害が起きました。それ以降道内の重要災害は十八件、死亡者十八人、そのうち北炭系は九件の死亡者十三人というふうになつております。いまおっしゃいましたように今年を見ましても二名中八人というのが北炭が占めているわけですが、これは非常に大きな問題だと思うんです。これに対して通産省としてもやはり毅然としているいろいろな対策、警告などをお出しになつたと思います。それから災害の社長を呼びまして再開後の保安対策についてお話をいたしておられる御注意をなされたかお知らせをいただきましたが、これがお話しのように五十五年の八月の二十七日に起つていますが、その後この再開を了承いたしますときに、私から直接北炭の社長を呼びまして再開後の保安対策について監督局の指示に従つて万全を尽くすようになると指示をいたしているわけでござります。

なお、本年に入りました御指摘のような災害がさらに続いているといったようなこともございません。したがつて、これが故意なつております。今年に入つて重要な災害の発生件数をして死亡者数、そのうち、時間がございませんので簡単にお答えをいただきたいと思いま

す。

○國務大臣(田中六助君) 命を大事にしない人は私はいないと思います。したがつて、これが故意にもちろんなつたとは思いませんし、御承知のように日本の炭鉱は世界で一番深部、深いところにござりますし、ガスあるいは突出、その他切り羽のぐあい、そういうことを全面的に考えますときには、点検し保安体制をしいた数秒後でも爆発が起きりますし、また突出も起つて、いろんなこと事態を断絶するよう最も努力をするように指示いたしたところでございます。

○小笠原貞子君 さういういろいろと通産省の方からお伺いいたしました。二月の二十六日に警告をなすつてます。三月の十日、三月の十二日にも警告をなすつてます。三月十六日も北炭の林社長を呼んで警告をなすつてます。四月の二日にも北炭林社長に厳重注意がなされています。四月六日には夕張新鉱の鈴木常務に厳重注意をしている。四月三十日には林社長を本省に呼んで注意している。

この日付とそれから災害の起つた日付というのをちょっと見ていただきたいと思うんです。つまり、三月の十日に注意をし、三月の十二日に警告をされていますが、三月の十三日、次の日に夕張新鉱で一人が死んでいるわけです。そして三月の十六日に警告された。その日は幌内で事故が起つて一人が死亡しているわけでござります。

四月の二日に北炭の林社長を呼んで厳重注意をさせられた。その二日後、四月の四日に夕張新鉱で一人が亡くなっているわけです。

これ全部言つておきますが、三月の三日、四月の二日、四月の四日、四月の二十一日、四月の二十二日、四月の二十三日、四月の二十四日、四月の二十九日、四月の三十日までに厳重に注意をされておりました。これが全部言つておきますが、三月の三日にはいきませんけれども、さしつけで、具体的にいつどういうふうに警告をなすつてますか。お知らせをいただきましたが、これがお話しのように五十五年の八月の二十七日に起つていますが、その後この再開を了承いたしますときに、私から直接北炭の社長を呼びまして再開後の保安対策について監督局の指示に従つて万全を尽くすようになると指示をいたしているわけでござります。

さういうふうに書いているんです。幾ら真剣になつても会社側は馬耳東風なんですね。だから八回短期間で注意をしながら八人殺しているというの

○政府委員(松村克之君) 夕張新鉱の災害発生でございまして、これがお話しのように五十五年の八月の二十七日に起つていますが、その後この再開を了承いたしますときに、私から直接北炭の社長を呼びまして再開後の保安対策について監督局の指示に従つて万全を尽くすようになると指示をいたしているわけでござります。

○小笠原貞子君 深部採炭であるということ、いろいろ条件をお挙げになりましたが、それはいま始まったことでございませんで、ずっとその状態でございます。通産省が非常に具体的な指導をなすつていらっしゃるということもよく存じ上げております。四月一日などは大変具体的な御指導をなすつていらっしゃいます。しかし幾ら御指導をなすつていらっしゃるということもよく存じ上げておられます。

私は炭鉱の労働者についていろいろ聞いてみましたが、この問題について炭鉱労働者は何と言つておられます。馬耳東風とも、こういうふうに書いているんです。幾ら真剣になつても会社側は馬耳東風なんですね。だから八回短期間で注意をしながら八人殺しているというの

そういうところに私は一つの問題があるというふうにお考えになつていただかなければ、今後ともそういう問題の解決はつかないと思うんです。

たとえばこういう事実がございます。御存じでございましょうか。たとえば監督官が入坑するその日に、鉄車に積まれて入つてきた材料運搬中の労働者に、係員が監督局が来るからすぐ材料をおろして鉄車をよそへ持つていけど、途中で荷物をおろさせたと。そこに鉄車があると、坑道の狭さを指摘され、拡大することや資材を台車で運ぶよう指示されているのに困るのだと、こういうことなんです。この監督官がお入りになつて、そして通り過ぎられますと、今度は大急ぎでおろした材料を積み込んでまた運搬するようにといふ指示をしている。そしてそれをやらされると、労働者はただでさえ作業が大変なのに監督官一人のために材料をおろしたり積んだりするとは余りにもひどいじゃないかと。会社というのは一体何をやっているのだという、そういう声をお聞きになつていらっしゃらないと思うんです。

また、これは西第四ロングでガスが非常に多いんですね、ここは。しょっちゅう警報器が鳴りっぱなしです。そうしますと、指令室から無線が入ると係員が飛んで行く。そしてあたをあけてセットの目盛りを下げるとして、そしてやつているんですね。こういうようなこともこれはたくさん告発が続いております。時間がないから申し上げませんけれども、こういう体質だからこそ、そちらが一生懸命に注意なつて誠意を尽くしておつしやついても馬耳東風という結果になるのだということを、私は事実として知つていただきたいと思つていま読み上げたわけなんです。

そこで、この北炭を再建しなければなりません。これも国家的な使命でもあるし、炭鉱労働者にとっても大事なことです。この再建という名のもとで生産第一主義、保安対策に大きな問題があつたのが、これはアンケート

をとつたんです。そしてその第一次分約二百名で

す。三月に調査いたしました。その中でたくさんは言えませんが、会社は保安法規をきちつと守つてあるか、ごまかしていると見てる者が九四%でいるかといふ質問に対して、守っていないといふのが実に九六%ございます。ガス量が守られて、坑道の規格は守られているか、守られないといふのが九六%ございます。重大災害の危険を感じるか、感じてているというのが九四%ございます。坑道の規格は守られているか、守られないといふのが九六%ございます。

たとえば、また二月十四日九時四十分ごろ、西第三下段切りかえロングゲートでガスが突出したと。発破準備中であったこと、規模が大きくなつたことで人身に被害はなかつたものの、現場はサideonダンプローターが埋まり、二時間にわたつて労働者が退避しているという事実がございました。二時間労働者が緊急退避した災害を、会社はこの規則どおり報告しているでしょうか。きっとそちらでは御存じないのではないかと、こう思つたわけですね。

だから、一人一人の労働者、偉い人ではなくて現場にいる労働者に聞いてみると、まさにこういう生の声が非常に出てくるわけです。そして、それを裏づけるように次々と災害が発生しているわけです。私は、何としてもこのところでしっかりと歯どめをかけなければならないということを申し上げたんです。

だから、早急に調査をしていただきたい。そして北炭の総点検、これをすべきだと思うんです。それはいろいろ安全委員会から話を聞くとか、週に一回ぐらい行くとか、いろいろいふんお手当をして総点検するというのがいま私は必要だと思つます。これがないとまた皆さんの御苦勞が馬耳東風水のあわになつてしまいますが、本当にこうしてくださつてますけれども、本当にこうしていいというのには、その調査や何かのやり方に

でございますか。

○政府委員(松村克之君) 北炭系の炭鉱におきまして、他の炭鉱に比して非常に災害の発生率が高まることで、監督局におきましても重点炭鉱としてこれを取り上げております。

十六年の、本年の一月に三回、二月には四回、三月に五回、四月に三回と、こういう回数行って、ほとんど週に一回以上行つてゐるわけでございます。このような巡回によりまして、嚴重でかつきめ細かい監督指導を実施してきているわけでござりますけれども、やはり実際上の災害率を見ますと、全国的には災害率も減少し、死亡者数も減少してゐるわけでござりますけれども、北炭系につきましては災害率は減少しておりますけれども、死亡災害が目立つてゐるということございまして、これについてはいま申し上げましたように、何回も警告を繰り返しあるいは巡回監督を強化していくやさきでござりますので、非常に遺憾であるというふうに考えてるわけでございます。今後ともわれわれといいたしましては労働者、使用者の両方に対しまして総力を挙げてその改善に努めるよう指示いたしてきましたがございます。今後ともこれら四社について申しますと、四社合同の保安総点検を実施し、これに基づいて保安対策の実施、家族ぐるみの安全運動の展開等安全運動を強力に実施し、これにあわせて監督局におきましてもこれらの運動を側面からバックアップして、今後ともきめ細かい監督指導を実施していくことをいたしてあります。

○小笠原貞子君 ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

○小笠原貞子君 ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

○小笠原貞子君 ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

○小笠原貞子君 ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

○小笠原貞子君 ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

○小笠原貞子君 おつしやるとおり、この問題も必ずしもこれらの方の運動を側面からバックアップして、今後ともきめ細かい監督指導を実施していくことをいたしてあります。

○小笠原貞子君 おつしやるとおり、この問題も必ずしもこれらの方の運動を側面からバックアップして、今後ともきめ細かい監督指導を実施していくことをいたしてあります。

○小笠原貞子君 いま数字をお聞きになつて、大

くて、現場のその労働者に話を聞く、それが必要だと思うんですね。それでない限り本当の生の声は聞こえません。彼ら毎日いらっしゃつても生の声が聞こえないところで何ぼお聞きになつたってだめだということを私は強調したいんです。だからそういう生の声を聞いてこらいう点については改善を指摘しましたというふうなことが労働者にわかるべきで、労働者は本当に安心して一生懸命やると思うので、そらういった意味での御調査をお願いしたいと思います。よろしくおねがいします。

○政府委員(松村克之君) 全力を尽くしまして、御趣旨の点も含めまして労使のできるだけ多くの関係者との意見交換あるいは保安対策の徹底方の指示等を今後とも行つてまいりたいと、こう思ひます。

○政府委員(岡部晃三君) 北炭関係四社におきましては、労使のできるだけ多くの関係者との意見交換あるいは保安対策の徹底方の指示等を今後とも行つてまいりたいと、こう思ひます。

○小笠原貞子君 ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

○小笠原貞子君 ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

○小笠原貞子君 ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

○小笠原貞子君 ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

○小笠原貞子君 ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

○小笠原貞子君 おつしやるとおり、この問題も必ずしもこれらの方の運動を側面からバックアップして、今後ともきめ細かい監督指導を実施していくことをいたしてあります。

○小笠原貞子君 おつしやるとおり、この問題も必ずしもこれらの方の運動を側面からバックアップして、今後ともきめ細かい監督指導を実施していくことをいたしてあります。

○小笠原貞子君 おつしやるとおり、この問題も必ずしもこれらの方の運動を側面からバックアップして、今後ともきめ細かい監督指導を実施していくことをいたしてあります。

○小笠原貞子君 おつしやるとおり、この問題も必ずしもこれらの方の運動を側面からバックアップして、今後ともきめ細かい監督指導を実施していくことをいたしてあります。

○小笠原貞子君 おつしやるとおり、この問題も必ずしもこれらの方の運動を側面からバックアップして、今後ともきめ細かい監督指導を実施していくことをいたしてあります。

五千万の未払いというのがございます。これは私、五十二年からやっているんです。五十二年の十一月時点ですと、対象者は三百九十七人に対して二十九億でございました。五十三年三月に伺いましたときに、対象者は三百九十四人で十八億五千万円でございました。だんだん少なくなってきたら、ああよかったです、こう思つたのですが、現在では何と七十四億五千万円という退職金の未払いというものがふえている。かえつてふえているということですね。改善されるのはなくして、かえつてふえております。この問題も何度も取り上げまして、石田労働大臣も会社の経営がどうだとこうだと、そういうのは理屈にならないと、退職した者に対して退職金を払うことは当然のことであつて、こういう引き延ばし方は基準法違反だとはつきり大臣がおっしゃったわけでございます。依然として改善はされておりません。むしろふえてきているわけなんです。いろいろと事情があらうかと思います。労働者も決して無理は言つていません。ただ願いたいことは、自分の退職金がどういう時期にどれくらい入るかという計画を知りたいと言つんですね。ずいぶん妥協しているわけですよ、当然もらわなきゃならないものに対して。ところがいままでのやり方を見ますと、いつ入ってくるかという計画がないわけですよ。だから、退職する者にとって、自分が退職したらこの退職金で仕事を始めるとか、この退職金を当てにして結婚の費用にするとか、この退職金で子供を大学にやると、生活設計しているわけなんですね。それが全くもらえない。そしていつ入るかわからない。会社の都合によつて、ある月になんばくれるというようなことです、退職金は未払いでは延ばされるものの、いつ入ってくるかわからないものの、これは全く踏んだりけつたりではないかと、こういうことで、退職金は未払いでは延ばされるものの、いつも前から言つてゐるんです。計画を出させていただきたい、どういうふうに払うかといふような問題ね。これくらいは最低会社として

いかがでございますか。

○説明員(岡部晃三君) この北炭の不払い問題につきましては、労働省としても重大な関心を持つているわけでございます。このため現地の北海道労働基準局及び岩見沢署におきまして、支払いにつきましての指導を再三にわたつていたしてはいるところでございます。最近におきまして、実は今月初めに、この早期支払いにつきまして繰り返し勧告を行うとともに、支払い計画書の作成、提出を求めた次第でございます。これは近々提出されるというふうに私ども考へております。その回答を得つて私どもさらに指導を重ねてまいりたいと、いうふうに考えております。

○小笠原貞子君 いまおっしゃいましたように、

現地では労働組合とも相談して、労働組合と一緒にになって、そして岩見沢労基署に行つてゐるんです。いままでこれ何回かやつてきたわけですね。しかし現在このとおりなんですか。だからやつぱりここのこところで相当きつとした毅然とした態度で、北炭というのはこれ大変な会社なんですよ、労働省御存じのとおり。これはもう小笠原先生、ひどい会社ですよとみんな言つてますよ。こういう相手にまともにこうこうこうやつたからこうなるなんという事では、なかなか今まで見てても解決つきません。相手の北炭という会社がいままでどういうことをやつてきたかということをごらんになれば、なまじつかなことではできないと思うんです。私はもうきょうまでこの質問を終りたいと思うんです。毎回毎回北炭なんですが、だら、どうかいまおっしゃいましたよ。

○説明員(岡部晃三君) この北炭の不払い問題につきましては、労働基準局及び岩見沢署におきまして、支払いにつきましての指導を再三にわたつていたしてはいるところでございます。最近におきまして、実は今月初めに、この早期支払いにつきまして繰り返し勧告を行うとともに、支払い計画書の作成、提出を求めた次第でございます。これは近々提出されるというふうに私ども考へております。その回答を得つて私どもさらに指導を重ねてまいりたいと、いうふうに考えております。

○小笠原貞子君 いまおっしゃいましたように、

現地では労働組合とも相談して、労働組合と一緒に

になって、そして岩見沢労基署に行つてゐるんです。いままでこれ何回かやつてきたわけですね。しかし現在このとおりなんですか。だからやつぱりここのこところで相当きつとした毅然とした態度で、北炭というのはこれ大変な会社なんですよ、労働省御存じのとおり。これはもう小笠原先生、ひどい会社ですよとみんな言つてますよ。こういう相手にまともにこうこうこうやつたからこうなるなんという事では、なかなか今まで見てても解決つきません。相手の北炭という会社がいままでどういうことをやつてきたかということをごらんになれば、なまじつかなことではできないうふうな状態ですね。そんな中で、さつき言つたように、とにかく生産第一なんです。生産第一主義だからああいうふうな事故が起つてくるわけなんです。まさに手抜きの保安だと思つんですね。最後に、「二月二十六日、夕張新鉱で崩壊落盤のため」に二人が死んだんです。その死んだ現場にいた労働者たちがどういうふうに言つてゐるかといふことなんですね。私はその事故現場からの証言と、いうものをとつてまいりました。こう言つてゐるんですよ。初めに一人が埋まつた。「助けてくれ」と叫ぶ声がした。駆けつけたが材料がない。材料があれば、天盤を支えて掘つてやれば助けられました。しかし、何とか助けようと掘つてゐるうちにまた崩壊してきて、また一人埋まつた。二次災害のおそれがあつたので、上段ロングから資材を運び天盤を支えた。夢中で掘つた。しかし一人とも

死んでいたと、こう言つてゐるんです。十分な保安資材が配置されていたなら助かつたはずだと、こう言つてゐるんですね。これを見ていた労働者どんなづつて、まだこういうような状態だというような立場に立つて、大臣としてはどういうふうにこの問題についてお考えになるか、どう対処していっただけるかという点を大臣に最後にお伺いしたい。田労働大臣が労基法違反だと言われるくらい簡単な問題についても、こうやって私は五十二年からやつて、まだこういうような状態だというような立場に立つて、大臣としてはどういうふうにこの問題についてお考えになるか、どう対処していっただけるかという点を大臣に最後にお伺いしたい。それから、もう一つ問題なんですね。これは山の労働者にとっては、山と生死をともにするといふべきだといふべきです。新規採用ストップですね、夕張新鉱、新規採用ストップですよ、これから。そして今後ストップどころではなく、本当に大変だったろう。私も山へはしょつちゅうになります。山の家庭で座談会なんかいたしまして、その前をヒタヒタと走る足音が聞こえたら絶対に命がけで闘つてゐるということを私は大臣にお考えをいたさうたい。

○國務大臣(田中六助君) 退職金の問題と、こういう悲惨な状態の中でもがんばつて発展させていかなければならぬ石炭産業でございます。こういう災害の問題。助けてくれと言つて、みすみす材料がなくて殺してしまつたというような、こういう事故の問題を私は具体的に申し上げました。その御所見と、二つをお答えをいたさうたいと思います。

○國務大臣(田中六助君) 退職金の問題につきましては、これを支払わない、あるいは支払う能力はない現在においては、支払い計画と、いうものをやはりきちんととして、そういう人たちに明示するには、これが大きな事故がないようになります。まさに手抜きの保安だと思つんですね。そのためには、出炭は約千トン近くふやしていこうといふことには必要であるし、またしなければならない措置だというふうに思つます。

また、北炭事故につきましては、この北炭の新夕張は、もしも事故がこの次にありましたならば、これは閉山する以外に何物もございません。したがつて、これが大きな事故がないようにならなければなりません。これが大きなかつたがつて、これが大きな事故がないようにならなければなりません。

これまで、私は心からそれを願つております。事故のないようにならなければなりません。これが再開するに当たりまして、労使双方が十分気をつけてやつてほしい。小笠原委員御指摘になつたがつて、これが大きな事故がないようにならなければなりません。

二十年來いろいろ自分なりに考え、批判をしてまいりまして、これから先そういうことのないようにならなければなりません。私は心からそれを願つております。事故のないようにならなければなりません。

もしも心からそれを願つております。事故のないようにならなければなりません。

も通産省も十分気をつけてまいりますが、北炭の経営者あるいはそれに携わる労働者相互に息の合

うようなことでなければ、経営者と労働者がちゃんとで坑内で働くことは、私はそれだけでも何か事故につながるような予感もしますし、私は、経営者と労働者が双方とも、経営者は大いに反省するときに、労使ともうまく話し合いをして絶対に事故のないようということを願う以外ないと思いますし、小笠原委員御指摘の点は、これからも十分私ども経営者にも指摘して、われわれ指導してまいりたいというふうに思います。

○井上計君 時間が余りありませんから、炭鉱跡地の整備復旧の問題等についてひとつお伺いいたします。

鉱害復旧の内容が年々肥大化しておるというふうなことを聞いております。生活水準の向上あるいは生活様式の変化等から、特に家屋の復旧等については非常にデラックスなもの改良を要求される希望が出ておるということで、負担分が非常に年々増大をしておる。そのために、過去の復旧と大変な格差が生じて、そこに不公平だというふうな不平不満が出ておると、こういうふうなことでかなり問題が生じておると、それから老朽化によるものについての復旧もすべてそれらのものが——すべて大変な格差が生じて、そこに不公平だというふうな不平不満が出ておると、こういうふうなことでかなり問題が生じておると、こういうふうな形で、もう一緒に含まれて鉱害復旧というふうな形、家屋の老朽化等、それらも鉱害復旧の中に含まれて負担をさせられておるというふうな例もあるんではなかろうか。それから河川の復旧なんかの場合、新しく行うところの付帯工事、これらも鉱害復旧の中に含まれておると、こういう例もあるや聞いておりますが、どういうふうな掌掲をされてしまう。

それから、これは伝え聞いた話でありますけれども、復旧の要求の中に設計書にないようなもの、家屋等の場合、たとえば池がある。その池の中にコイが泳いでいる。そのコイをどこかへ持つていく。あるいは持つていったんではコイが死ぬ

うようなことでなければ、経営者と労働者がちゃんとで坑内で働くことは、私はそれだけでも何か事故につながるような予感もしますし、私は、経営者と労働者が双方とも、経営者は大いに反省するときに、労使ともうまく話し合いをして絶対に事故のないようということを願う以外ないと思いますし、小笠原委員御指摘の点は、これからも十分私ども絏営者にも指摘して、われわれ指導してまいりたいというふうに思います。

○井上計君 時間が余りありませんから、炭鉱跡地の整備復旧の問題等についてひとつお伺いいたします。

鉱害復旧の内容が年々肥大化しておるというふうなことを聞いております。生活水準の向上あるいは生活様式の変化等から、特に家屋の復旧等については非常にデラックスなもの改良を要求される希望が出ておるということで、負担分が非常に年々増大をしておる。そのために、過去の復旧と大変な格差が生じて、そこに不公平だというふうな不平不満が出ておると、こういうふうなことでかなり問題が生じておると、それから老朽化によるものについての復旧もすべてそれらのものが——すべて大変な格差が生じて、そこに不公平だというふうな不平不満が出ておると、こういうふうな形で、もう一緒に含まれて鉱害復旧というふうな形、家屋の老朽化等、それらも鉱害復旧の中に含まれて負担をさせられておるというふうな例もあるんではなかろうか。それから河川の復旧なんかの場合、新しく行うところの付帯工事、これらも鉱害復旧の中に含まれておると、こういう例もあるや聞いておりますが、どういうふうな掌掲をされてしまう。

それから、これは伝え聞いた話でありますけれども、復旧の要求の中に設計書にないようなもの、家屋等の場合、たとえば池がある。その池の中にコイが泳いでいる。そのコイをどこかへ持つていく。あるいは持つていったんではコイが死ぬ

かもわからぬからというので何か買い上げを要求されておって、何か百万か五百万ぐらいでコイを買ったとかというような例があつたかというふうなことも聞いておりますし、植木が値上がりして、一千万を超えるような植木の補償をしたとかというふうなことを聞いておるんですが、そういうふうなこと等についてどういう掌握をされておるか、そういうふうな事実があったのかどうか、ひとつ御存じならお答えをいただきたいと思います。

○政府委員(福川伸次君) いま井上委員から鉱害復旧の施行につきまして御指摘ございました。御承知のように、臨時石炭鉱害復旧法に基づきまして鉱害処理は、賠償義務者が有資力でござりますが、賠償義務者が無資力になりますと、鉱害復旧工事を施行いたします。また、賠償義務者が無資力になりますと、当該鉱業権者が納付金を負担いたしまして鉱害復旧工事を施行いたします。また、賠償義務者が無資力になりますと、鉱害復旧事業を施行する。こういうことに相なつておるわけでございます。鉱害復旧工事の施行に当たりましては、有資力鉱害あるいは無資力鉱害を問わず、鉱害復旧基本計画に沿いまして、そして主務大臣、たとえば農地等は農林水産大臣、家屋等は通産大臣、河川、道路等は建設大臣、これが認可を受けました実施計画によりまして復旧工事を行うと、こういうことでございまして、私どもも、いまいろいろ御指摘ございましたが、できる限りこれを適正かつ公平に実施すると、いかでございまして、私が聞いたところによると事実のよう

です。おっしゃるようだ、そういうふうなものについての買い上げはないのが原則のようですが、実際に、どういうふうな理由がついているかどり細かい点触れませんけれども、いま庭木の問題あるいは泉水、池等の復旧の場合のコイの問題、どうも私が聞いたところによると事実のようです。おっしゃるようだ、そういうふうなものについての買い上げはないのが原則のようですが、なかなか問題が生じておると、こういうふうなことでかなり問題が生じておると、それから老朽化によるものについての復旧もすべてそれらのものが——すべて大変な格差が生じて、そこに不公平だというふうな不平不満が出ておると、こういうふうな形で、もう一緒に含まれて鉱害復旧というふうな形、家屋の老朽化等、それらも鉱害復旧の中に含まれて負担をさせられておるというふうな例もあるんではなかろうか。それから河川の復旧なんかの場合、新しく行うところの付帯工事、これらも鉱害復旧の中に含まれておると、こういう例もあるや聞いておりますが、どういうふうな掌掲をされてしまう。

それから、これは伝え聞いた話でありますけれども、復旧の要求の中に設計書にないようなもの、家屋等の場合、たとえば池がある。その池の中にコイが泳いでいる。そのコイをどこかへ持つていく。あるいは持つていったんではコイが死ぬ

せん。もし御指摘のようなことが事実でございま思つておりますが、もう時間もありませんから、それが認められましたから、いま庭木の問題あるいは泉水、池等の復旧の場合のコイの問題、どうも私が聞いたところによると事実のようです。おっしゃるようだ、そういうふうなものについての買い上げはないのが原則のようですが、なかなか問題が生じておると、こういうふうな形で、もう一緒に含まれて鉱害復旧というふうな形、家屋の老朽化等、それらも鉱害復旧の中に含まれて負担をさせられておるというふうな例もあるんではなかろうか。それから河川の復旧なんかの場合、新しく行うところの付帯工事、これらも鉱害復旧の中に含まれておると、こういう例もあるや聞いておりますが、どういうふうな掌掲をされてしまう。

それから、ただいま御指摘がございました中でいろいろ、たとえば庭木でありますとかコイ等を何が買取ったんではないかというような事実を掌握しておるかどうかという御指摘がございました。私どもも、たとえばその家屋等に一体として、庭園の復旧に際しまして、必要な場合には移して復旧工事をする、庭園の復旧をするというふうなことをいたすことがございますけれども、庭木あるいはコイというものを買取つた。このようにして、庭木あるいはコイを一本化していく、一括した補償をして、そ

して有資力に対する納付金といいますか負担金と

いいですか、そういうふうなものを事業団の方で

徴収をする、こういうふうな形で現在の有資力あ

るは無資力の別々の補償、復旧のやり方を一括

してやる、こういうことについてはお考えはどう

でしようか。

○政府委員(福川伸次君) 従来、この鉱害復旧

鉱害処理の体制と申しますのは、本来鉱害の原因

者となりました鉱業権者がその責任を全うすると

いうのが法律的な原則になつておるわけござい

ます。したがいまして、また私どもいろいろ鉱

害復旧の円滑な促進のためにいろいろな、どうい

うふうな形で合理的な方法ができるかというふう

なことで、石炭鉱害合理化事業団の施行能力等も

考慮いたしました。現在の鉱害復旧の体制、先ほ

ど申しましたような体制でできてるわけござい

ます。いま鉱業法のもとで私企業たる鉱業権者

が負うということになつております、暗償義務を、

石炭鉱害事業団が一切肩がわりをして復旧あるい

は賠償を行う、こういう仕組みがいまあります法律の

範囲内にあります。まあひとと後御報告を願い

たいと、こうお願いをしておきます。

いまちよつとお答えの中にお話をありましたけ

れども、無資力の場合と有資力の場合のいわゆる

補償の問題がこれまたかなり格差が生じておるこ

とに重大な阻害が生じる、こう思っていますので御調査

をおつきまして、またひとと後御報告を願い

たいと、こうお願いをしておきます。

いまちよつとお答えの中にお話をありましたけ

れども、無資力の場合と有資力の場合のいわゆる

補償の問題がこれまたかなり格差が生じておるこ

とに重大な阻害が生じる、こう思っていますので御調査

は、これはわかりますけれども、やはりそういうふうな面がいろんな不備あるいは障害を生じておる、また生じつある。今後さらに大きくなるであろうということを考えると、それらのものをやはり一括してやることをぜひお考えをいただきたいと、こう思います。

そこで、裁定委員会の運営といいますか機能なんですかそれとも、やはりいろいろと個別の問題非常にむずかしい問題があるようですが、それだけに私は現在の裁定委員会というものが十分機能を発揮していないので、やはりそういうふうな不公平あるいは不満というふうなものが生じておる原因の一つであろうと、こう思うのですが、裁定委員会をもつと強化をしていく、あるいはかなりの権限を持たすと、こういう形でこれまで運営をしていくべきであろう。そういう面についてもお考えをいただいたらどうであるかと、こう思います。それから、これまた申し上げる一つの理由でありますけれども、有資力の場合、せっかく企業があるいは労使が一体となって生産性を上げていく、若干の収益が上がっていくけれども、分たちが一生懸命生産性を上げたいわばその収益の大部分はそのような跡地復旧整備にそのままならないという不満もこれまで働いていた人たちのほとんどのがやっぱりとられていくって、自分たちが一生懸命生産性を上げたいわばその収益の大部分はそのままあわせてぜひお聞かせをされますので、裁定委員会の運営あるいは機能の強化というふうなものもあわせてぜひお聞かせをいただきたい、考えるべきであろうと、こう思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員(福川伸次君)　いま鉱害の紛争処理につきましての御提言をちよだいをいたしたわけですがござります。現在こういった鉱害の紛争の処理につきましては、和解の仲介あるいは鉱業法上の和解の仲介あるいは裁定あるいは事実上のあつせんというようなものを実は組み合わせて、鉱害の紛争の処理に当たつておるわけでございます。現在かなりの程度この申し立てに関しまして解決の

割合も上昇をしてまいったておるわけでございます。それで、いま地方鉱業協議会に置かれております裁定委員会、これをもう少し権能等を強化をすべきではないか、いろいろな意味で鉱業権者の側あるいは被害者の側、双方においていろいろの事情があるので、それを公正かつ適切な判断を下すというようなことで、もう少しこの裁定委員会の制度というものを活用してはどうかという御指摘でございました。たとえば裁定というものを使用いたしました最近では、大体五十三年度で三十件台程度でございまして、今後これは確かに私どもも鉱害紛争の解決の一つの方法ではなかろうかということを考えおるわけでござります。できる限り適切な被害者、加害者の間での話し合いができる、あるいはその間適切な裁定をするという点は、今後石炭鉱業を続けていく上におきましても鉱害が十分防止されていくことの信頼の上に、非常に重要なポイントであるわけでござります。御指摘の点に関しましては、現在鉱害二法の期限が五十七年の七月末に切れることに相なつておるわけでございまして、今後この現在期限が参りますその後のこの制度、政策のあり方をどうするかということを、近く石炭鉱業審議会の関係部会の方にお諮りをする予定にいたしております。そして、もしこの法律の延長等の措置を講ずるというようなことになりますれば、次の通常国会にこれを提案するということになるわけでございまして、いま御指摘の点に関しましては、私どもも鉱害政策の今後のあり方ということの全般の中で、一つの検討の課題として取り組ませていただきたいと思います。

お願いをしておきたい。
そこでもう一つ問題は、賠償義務者を特定できないというふうな場合が非常に多いようあります。特に三井の山野炭鉱が非常に過重な負担を強いられておるようありますけれども、赤水の湧水の問題ですが、現地の実情を御存じだと思いますけれども、そのような賠償義務者を特定できない場合の復旧整備の場合ですね、それらについてもかなり問題があるんではなかろうか、こう聞いておりますけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(福川伸次君) いまの三井山野炭鉱の赤水湧水でございます。一般的に申しますと赤水湧水ということにつきましては、まだ赤水湧水だけということで鉱害復旧として取り上げるということにはまいりませんけれども、それがたとえば農地とかあるいは農業用施設等に被害を与えていた場合には、被害物件の効用を回復するという観点から、処理施設の設置につきまして一般的にはこれの費用の補助をするというようなことを実はいたしておるわけでございます。

御指摘の三井山野の処理施設につきましては、これは三井が予防的にこの農地等に被害を及ぼす前に設置をいたしましたために、補助金の対象にいたしておりますけれども、一般的に申しますればそいつた問題は鉱害の一環として、その設置の費用につきましてはその後補助の対象とするということを運用をいたしております。しかしながら、いまの運転資金の点に関しましては、あるいは管理費と申しましようか、この点につきましては本来これが賠償義務者の責任ということござりますので、私どもとしてはいまこれを国が補助をするというようなことは困難である。特にこのいまの赤水の処理等につきましての管理費、運営費というのは、それほど多額に上るということでもございませんので、運転資金につきましては私どもとしてはいまそれを補助をする必要がないというふうに考えておるわけでございます。

ますが、ただ今後の事業運営につきましては、昨年出されました産炭地域振興審議会の答申におきまして、引き続きその合理的な運営を図るという御指摘がなされておるわけでございますし、また御指摘のように就労者の高齢化も進んでおるという実態がござります。そういうことでございますので、先ほどの答申を率直に受けとめまして、就労者の年齢問題も含めまして今後具体的に検討を加えて、その合理的な運営を図つていくことといったことを考えておるわけでございます。

○井上計君 終わります。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(金丸三郎君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(金丸三郎君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにして述べ願います。——別に御発言もないようですから、これまでに採決に入ります。

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案に賛成の方の手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(金丸三郎君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、村田君から発言を求められておりますので、これを許します。村田君。

○村田秀三君 私は、ただいま可決されました産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議・日本社会党、公明党・国民会議・日本共産党・民社党・国民連合・新政クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行にあたり、産炭地域における鉱工業等の発展と石炭需要の安定的拡大を図

るという目的に配意しつつ、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一、経済生活圏を設定するにあたっては、地方公共団体等の意向を勘案し、広域市町村圏、地方生活圏等との調和を図るよう配慮すること。

二、産炭地域振興実施計画の策定にあたっては、地域の実情に応じた産業の振興に留意しつつ、域内経済の均衡ある発展が図られるよう配慮すること。なお、教育、文化、福祉施設等生活環境基盤の整備についても十分努力すること。

三、産炭地域の指定を解除するにあたっては、当該経済生活圏の中でも経済的社会的疲弊の解消の十分でない地域について、その自立的発展の可能性に配意する等合理的な基準によること。

四、産炭地域振興基本計画及び同実施計画あるいは発展計画の実効性を十分に図るために、必要な財源の確保に努めるとともに、当該地域における事業の推進について関係各省庁は十分に配慮すること。

五、産炭地域の開発に必要な閉炭鉱跡地の活用を図るため、必要な調査を行い、地方公共団体に対し適切な助言を与える等、その対策について検討すること。

六、産炭地域における鉱害対策について万全の措置を講ずるよう努めること。

右決議する。

以上であります。

○委員長(金丸三郎君) ただいま村田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(金丸三郎君) 全会一致と認めます。よつて、村田君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

第一は、債券の発行限度額を引き上げることであります。商工組合中央金庫の債券の発行限度額は、現在、自己資本の二十倍と定められておりますが、その発行額は、限度額に近づきつつあります。このため、今後の中小企業者の資金需要の増大に安定的に対処する観点から、これを自己資本の三十倍に引き上げることとした次第であります。

○委員長(金丸三郎君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存しますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(金丸三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(金丸三郎君) 御異議ございませんか。

○國務大臣(田中六助君) うございません。

○委員長(金丸三郎君) 次に、商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案並びに商工会の組織等に関する法律の一部を改正する法律案を便宜一括して議題といたします。

まず、政府から順次趣旨説明を聽取いたします。田中通商産業大臣。

○國務大臣(田中六助君) 商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

商工組合中央金庫は、いわゆる中小企業者の組合の系統金融機関として、中小企業の発展に大きな役割を果たしてきております。

今後とも、中小企業の一層の発展を図っていくためには、商工組合中央金庫におきましては、中小企業者に対する資金の安定的供給を図ることとともに、経営基盤の強化を図ることが必要であると考える次第であります。また、市街地再開発事業の円滑な推進を図るために、市街地再開発組合を同金庫の所属団体となることができる者として追加することとした次第であります。

また、これらに加え、所要の規定の整備を行うことができる者を追加することであります。近年、各地で活発に行われている市街地の再開発事業は、中小商業者の店舗の近代化等に資することにかんがみ、都市再開発法に基づく市街地再開発組合を同金庫の所属団体となることができる者として追加することとした次第であります。

第三は、商工組合中央金庫の所属団体となることとする者が追加することであります。近年、各地で活発に行われている市街地の再開発事業は、中小商業者の店舗の近代化等に資することにかんがみ、都市再開発法に基づく市街地再開発組合を同金庫の所属団体となることができる者として追加することとした次第であります。

以上が、この法律案の提案理由及び要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいととしております。

次に、商工会の組織等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

商工会は、商工業者の自主的組織であり、これまで地域の商工業の総合的な改善発達に大きな役割を果たしてまいりました。

商工会は、法制定後二十年を経た現在において、商工会自体の基盤強化を踏まえ、地域の商工业において重要な役割を果たすことが期待されており、このため、商工会及び商工会連合会の事業活動をより一層促進することが必要となつてお

かかる趣旨にかんがみ、今般、商工会の組織等に關する法律の改正を提案することとした次第であります。

次に、本法律案の要旨につきまして、御説明申し上げます。

第一は、商工会の目的として、社会一般の福祉の増進に資することを追加することです。

第一は、商工会の目的として、社会一般の福祉の増進に資することを追加することを追加することです。このため、自己資本の充実がより効果的に図られるよう、この限度を所属団体の出資総口数の百分の一に引き上げることとした次第であります。

第一は、商工会の目的として、「地区内における商工業の総合的な改善発達を図ること」に加え、「あわせて社会一般の福祉の増進に資すること」を追加することとしております。

第二に、地域の商工業の一層の振興を図るために、商工会の事業の範囲に「商工業に関する調査研究を行うこと」とび、「商工業に関する施設を設置し、維持し、又は運用すること」を追加するとともに、商工会の目的の改正に伴つて「社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと」を追加することとしております。

第三に、商工会の事業をより一層地域のニーズに適合したものにするため、商工業者以外の者が商工会に会員として加入できることを定款で定めることができます。

第四に、事業規模の拡大に伴い、商工会及び商工会連合会の理事の定数を増加することとしております。

第五に、以上に加之所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重に御審議の上御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(金丸三郎君) 次に、補足説明を聽取いたします。児玉中小企業庁長官。

○政府委員(児玉清隆君) ただいま大臣が御説明申し上げました商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案の提案理由及び要旨を補足して御説明申し上げます。

商工組合中央金庫は、中小企業等協同組合その

他主として中小規模の事業者を構成員とする団体に対する金融の円滑を図ることを目的として、昭和十一年に設立されました。現在、その貸し付けし上げます。

第一は、商工会の目的として、社会一般の福祉の増進に資することを追加することを追加することです。このため、自己資本の充実がより効果的に図られるよう、この限度を所属団体の出資総口数の百分の一に引き上げることとした次第であります。

第一は、商工会の目的として、「地区内における商工業の総合的な改善発達を図ること」に加え、「あわせて社会一般の福祉の増進に資すること」を追加することとしております。

とができる者を追加することとなります。近年、市街地の再開発事業が各地で行なわれておりますが、中小商業者等が中心となって行なう市街地再開発事業が中小商業者の店舗の近代化等に資するこ

とができます。今後とも、商工組合中央金庫におきましては、貸し付け残高は、五兆円を超えて、中小企業の発展に重要な役割を果たしておきます。

第一は、商工会の目的として、「地区内における商工業の総合的な改善発達を図ること」に加え、「あわせて社会一般の福祉の増進に資すること」を追加することとしております。

本法律案におきましては、第一に、商工会の目的として、社会一般の福祉の増進に資することを追加することとしております。

商工会が魅力ある地域づくりに積極的に貢献することが、究極的には地域の商工业者自身の健全な発展につながることにかんがみ、商工会の基盤強化を踏まえ、商工会の目的として、「地区内に

おける商工业の総合的な改善発達を図ること」に加え、「あわせて社会一般の福祉の増進に資すこと」を追加することとした次第であります。

さらに、債券の発行限度額の改正と関連して、準備金の範囲を政令で定めることとする等所要の改正を行うこととしております。

以上、この法律案につきまして、補足説明をいたしました。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

次に、ただいま大臣が御説明申し上げました商工会の組織等に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由及び要旨を補足して御説明申し上げます。

次に、ただいま大臣が御説明申し上げました商工会の組織等に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由及び要旨を補足して御説明申し上げます。

商工会は、主として町村において、小規模事業者のための経営改善普及事業等を行うことにより、商工业の総合的な改善発達を図ることを目的とします。

商工会は、主として町村において、小規模事業者のための経営改善普及事業等を行うことにより、商工业の総合的な改善発達を図ることを目的とします。

商工会は、主として町村において、小規模事業者のための経営改善普及事業等を行うことにより、商工业の総合的な改善発達を図ることを目的とします。

商工会は、主として町村において、小規模事業者のための経営改善普及事業等を行うことにより、商工业の総合的な改善発達を図ることを目的とします。

商工会は、主として町村において、小規模事業者のための経営改善普及事業等を行うことにより、商工业の総合的な改善発達を図ることを目的とします。

商工会は、主として町村において、小規模事業者のための経営改善普及事業等を行うことにより、商工业の総合的な改善発達を図ることを目的とします。

商工会は、主として町村において、小規模事業者のための経営改善普及事業等を行うことにより、商工业の総合的な改善発達を図ることを目的とします。

昭和五十六年五月二十六日印刷

昭和五十六年五月二十七日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

C